

伊豫大洲  
領内ノ庄屋

〔豫州大洲領莊屋由來記〕

〔附録〕

元和三年之庄屋名前

大洲村長助	五郎村清右衛門
中村左馬太夫	出淵久左衛門
串孫六	大久保同人
高岸治郎右衛門	中ノ川左衛門ノ進
木川喜助	南山同人
薄木助右衛門	大平惣左衛門
露峯仁兵衛	野尻同人
惣津七右衛門	猿谷市右衛門
日野ノ川彦四郎	田渡源右衛門
中川太郎助	寺村彦助
大瀬彦右衛門	村前三右衛門
德森市之丞	一木久助

阿藏清助	栗田 伊賀崎宗徳 三千百四十四石	川中久右衛門
<small>芳我後改字都宮</small> 城廻與左衛門	同ノ子同人	立テ山久六
袋口與市	<small>高橋</small> 五百木彌市	論田彌市郎
戀木平助	藤繩同人	八多喜長右衛門
宇山同人	<small>春ケ 手成</small> 同人	下須戒又左衛門
上老松同人	土谷長左衛門	出海利兵衛
櫛生與左衛門	加屋九右衛門	柴助右衛門
下新谷兵助	若宮左兵衛	高山大膳
横松市之助	多田義兵衛	上須戒源兵衛
田所市左衛門	北山太郎兵衛	柳澤五郎左衛門
鳥坂藏之助	植松藏之進	藏川助右衛門
田口孫右衛門	北只三之助	<small>ノル</small> 枝同人
小屋孫三郎	<small>ウハ</small> 鳥坂介作	長谷同人
正信佐助	松尾左馬介	桑野助左衛門
梅川孫市	野佐禮與助	黒木善太郎



只海久六

宮谷市左衛門

北表同人

名荷谷同人

中居谷彌九郎

川崎又次郎

横山喜八

宇和川惣太郎

四分市彌七

立石忠右衛門

菅田九郎左衛門

北平治郎作

森山市之丞

大竹六右衛門

川ノ内久右衛門

廿日市 大久喜 重松村 奈良野 宿間村 古田村 平岡村

知清村 伊賀崎 宗徳前筆ノ下

津和野打  
入ノ諸士

〔己面白拔萃〕

(朱書)「元和三」

津和野御打入之節諸士

ト原書ニ「朱」印ヲアリ、今黒丸印ヲ附ス

千六百石

○多胡信濃

千石

多胡主水

六百石

○湯八郎右衛門

六百石

牧圖書

五百石

○鹽冶大學

五百石

○湯掃部

五百石

○磯江平内

四百石

○富田織部

四百石

○鹽冶權兵衛

四百石

湯松之允

四百石

○加藤藏人

三百五十石

○鹽冶内匠

三百石

○牧四郎兵衛

三百石

神代治郎兵衛

三百石

○新庄左馬之助

三百石

河田忠右衛門

貳百五十石

○大倉外記

三百石

草刈三郎右衛門

貳百三十石

○山中清右衛門

貳百三十石

○多湖半右衛門

貳百石

林伊織

貳百石

○柴崎式部

貳百石

○加藤理右衛門

貳百石

○丹羽九郎兵衛

同

米原七郎右衛門

同

○西村權助

同

○豐島市兵衛

同

○高橋小傳

百八十石

勝田新之丞

百七十石

黑田三大夫

百五十石

○新免平大夫

百五十石

○菅屋吉右衛門

同

○湯甚五右衛門

同

○田尻清兵衛

貳百石

宇山彌助

百五十石

原田作兵衛

百五十石

○能登原十太夫

百五十石

○吉岡彦左衛門

同

○梶屋彌右衛門

同

布施田神代郎

同

山崎源八

百四十石

片寄角右衛門

百三十石

石井何助

百三十石

○出羽九郎左衛門



同	渡邊助之丞	同	○奥山藤右衛門
同	○柴田勘之丞	百貳十石	○中西六太夫
百貳十石	里立喜左衛門	百貳十石	村上治右衛門
同	○豐島吉左衛門	同	○鳥屋權右衛門
同	○飯富才藏	同	渡邊新左衛門
同	○片寄金左衛門	同	○木瀬藤右衛門
百十石	石川文右衛門	百五十石	渡邊四郎左衛門
百石	○村尾多兵衛	百石	新井七兵衛
同	○大西吉右衛門	同	望月六右衛門
同	吉岡内藏	同	湯作藏
同	○山根與三左衛門	同	○小保木早之助
同	石川市兵衛	同	高山源兵衛
同	飯塚九藏	同	○柴田十右衛門
同	清水次郎太夫	同	○千代彌平太
同	○竹部吉太夫	同	谷惣左衛門

同	○櫻井市兵衛	同	○村上庄兵衛
同	○宮川八右衛門	同	中島茂右衛門
同	○柴田五兵衛	同	佐々市與兵衛
同	○河本太兵衛	同	新藤右衛門助
同	池田久兵衛	同	○永井治郎九郎
同	大橋勘平	同	池田左太郎
同	○進猪助	同	小原仁右衛門
同	○村尾惣兵衛	七拾石	○山中喜之助
五拾石	○進彦兵衛		



八月 癸巳朔

一日、癸巳八朔ノ儀、例ノ如シ、是日、秀忠、御馬ヲ獻ス、

〔土御門泰重卿記〕二 八月一日、癸巳、晴、八朔之御禮、禁中廿枚、仙洞、女院、國

母へ十枚ツ、進上申候、御返事目出度思召候由ニ候、伏見御城に御禮ニ罷出候、予父、鷹條十筋ツ、進上也、昵近之衆何後思々進上在之也、白帷子可然之由申出候故、各々白帷子也、御對面以後退出、申刻ニ私宅罷歸、仙洞、國母、一條殿御禮、致伺公候、

〔孝亮宿禰日次記〕五 八月大一日、癸巳、晴、自將軍家八朔御馬獻上、忠利御

太刀獻上如例、依召忠利參内、

〔鹿苑日録〕二十 八月廿八日、早曉赴伏見、板倉伊賀守伸相國常住八朔之

禮、賀資青銅壹貫文也、蒔繪盃ニケ遣源太、次赴金地院、伏見旅宿、呈青帶一筋、次赴老父宿、呈濃紙二束、有客於内證喫□、老父登城、其間少選相待、廣橋大納言殿來有晚炊、予亦喫晚炊而歸、々次赴永喜宅、遣曝一端、赴道春宅、呈帶一筋、

三日、乙未秀忠、物ヲ公家衆ニ遺ル、

〔土御門泰重卿記〕二 八月三日、乙未、晴、今日公家衆不殘、從將軍黃金一ツ、

僧衆伏見  
城ニ登リ  
テ秀忠ニ  
賀ス

公家衆伏  
見城ニ登  
リテ秀忠  
ヲ賀ス

帷子 五ツ 拜領也、

〔孝亮宿禰日次記〕五 八月三日、乙未、晴、自將軍忠利拜領物有之、

四日、丙申、晴、今度自將軍拜領物之御禮、自伏見板倉伊賀守迄申置之歸、

廿五日、丁巳、晴、今度將軍申御禮衆單物 二ツ、帷子 三ツ、合 五ツ、拜領之、自板倉

伊賀守方令請取之、

〔義演准后日記〕二十 八月三日、晴、今日公家衆不殘、銀帷子脱之將軍ヨリ拜領云

々、國替御普代衆迄云々、諸國諸大名無其儀云々、珍重彌天下、靜謐萬民快樂、珍々重々、

五日、酉是ヨリ先、上皇、癰疽ヲ患へ給フ、是日、秀忠、吉良義彌ヲシテ、院御所ニ詣テ、御氣色ヲ候セシム、尋テ、大澤基宿、薩摩鹿兒島城主島津家久、亦院御所ニ候ス、

〔中院通村日記〕一 八月廿六日、戊午、晴、○中略、上皇崩御ノコトニカ、去

自三日、四日、比、腫物御惱、但去月廿四日、始而腫物氣、僅癰疽也、自四日至八九

日、御腫物法橋友輔療之、其後法橋伯安治之、法印慶祐弟子也、十一二日比ヨ

リ、北玄首座、在此至十九日、以外廣大也云々、自十九日、ユウケイ（薩摩カ）碩碁上手、道治

御發病  
秀忠法橋  
伯安ヲシ  
シテ拜診セ



御藥ヲ服  
用シ給ハ

外經

新上東門  
院ノ行啓  
吉良義彌  
ノ院參

大澤基宿  
ノ院參

元和三年八月五日

五七〇

之、當燒鐵シメ、御内藥始法橋好安、從七八日比延壽院玄朔法印進之、自十二日比辭退云々、十八日之比、又好安進之、廿廿一日比驢庵、忠安進之、惣別此中御藥然々不令服用給云々、○下略、上皇ノ御病ニ依リ、諸社祈禱ノ條ニ收ム、

〔土御門泰重卿記〕ニ

八月三日、乙未、晴、御番、然者院御所様御惱之由承及、

則御見廻申上候處、御腫物癰也、以外之由被仰候、友補○中院通村日記ニハ

甫記ニハ友ト申外經、本道ハ好庵ト申醫師御藥進上仕候、

四日、丙申、晴、仙洞へ御見舞申上候、一條殿參候、

五日、丁酉、晴、西園寺黃門聯句被遊候條、予御招候間參、終日居申候、仙洞御腫

物惡之由申來候故、則黃門御同道ニて院參、予則終夜相詰申候、女院御所兩

度御成、終夜御會問御成候、從今日藥師延壽院御藥進上被申候、吉良從將軍

御見廻ニ院參也、

六日、戊戌、今朝延壽院御脈ニ被參候、其次ニ御目見申候、外經ハク庵ト申者

療治仕候、今宵終夜相詰申候、

七日、己亥、晴、藥師之次御目見申候、今朝（基宿）大澤從將軍御見廻院參、今夜も相詰

申候、

八日、庚子、晴、午刻雨洒也、今夜相詰申候、

九日、辛丑、晴、今日御番之故、晝計御見廻申候、

十日、壬寅、晴、圓耳同道仕、御見廻申上候、予持病指出申候故、今夜ハ御見廻不

申候、

十二日、甲辰、○中仙洞御見廻、宿不仕候、

十三日、乙巳、雨天、仙洞御見廻、宿不仕候、

十四日、丙午、晴、仙洞御見廻、御番參候、上皇御氣色以外候、晚雨、

十五日、丁未、雨天、渡御番以後仙洞御見廻、雨、午以前晴天、

十六日、戊申、○中今朝より好庵法印藥上申候、

十八日、晴天、庚戌、御見廻、御靈祭禮、自他祝著、又御見廻申上候、一宿此三日一

エシ御食事無之、御勞衰、笑止千萬、諸人萬人申沙汰也、今午より又延壽院藥

上申候、仙洞一宿申候、

〔孝亮宿禰日次記〕五

八月八日、庚子、晴、院御不例、御腫物、氣云々、

十日、壬寅、晴、院御不例、令伺御機嫌、

十三日、乙巳、晴、院御所令窺御機嫌、

上皇ノ御  
氣色以ノ  
外

元和三年八月五日

五七一



十六日、戊申、晴、院御所令窺御機嫌、  
十九日、辛亥、雨降、院御所令窺御機嫌、忠利同參、  
廿四日、丙辰、晴、參院御所、御不例不輕云々、

〔義演准后日記〕二十

八月八日、晴、○中略院八朔比ヨリ御腫物氣一兩日以

外云々、今日初而承、仍大貳殿マテ以兵部卿御見舞申入畢、○下略

十三日、晴、院御腫物御快氣之由、珍重々々、○下略

十六日、院參以大弼申入、隨門、勸門令同道、於殿上御酒賜之、御懇之儀也、女院  
則御座、同申入畢、歸路ニ二條殿へ罷向了、種々御懇情、晚入寺、

廿三日、院御腫物御氣色不快由、内外ヨリ注進、仍大衆各院參、予令同道、於殿  
上大弼申置、各御退出、○上略

御病歴

〔元和三年文月之記〕

元和巳年文月のまへつりより、上皇例からたまし

くける、其由來を尋てまつるよ、いふし年の夏の比りとよ、御くしよ物  
いてき、腫痛甚しくおとしまを、針刺付薬よく、漸いやし奉るといへとも、  
其後、折く、爰かしこへ腫出、愈ぐ、又又つらとせ給ふ、六月乃比と、大方愈  
ぬるを、うよみへしま、誰も御心やまきやうに見奉りしよ、頃又御肩のあ

義演ノ院  
參

御醫師  
友庵座  
伯庵座  
隆慶座  
玄朔座  
玄鑑座  
玄佐座  
玄由座

秀忠ヨリ  
御見舞  
新上東門  
院ノ行啓

さりへ、とくしくこれ出ぬる、此よし上へもそうし奉るよ、おとろかせ給  
ひ、諸社の奉幣、御修法さほくのこる事かた御いのりとも取、又私よも  
心々れ願て祈念し奉る、さて外科のともから、法橋友甫、伯庵、玄首座、隆慶  
等五三日つゝ療し奉るに、其たるしあし、御内薬の法印玄朔、法印元鑑、玄庵、  
法印玄佐、法眼玄由てまつらしむ嚮是玄朔の曰さく、御脈を診よ、よくも  
みへさせ給はぬま、此度殊更辭し申をといへとも、大樹よ望仰としく、御  
薬可獻旨あれ、是非なく日夜玄佐、玄由を候を、御氣色をうかひ見奉れ  
と仰とあてて、うかひとひとるよ、すこしたるし有やうよとて、又さも取く、日  
々に御腫の増しあやませたまふ、或の針し、或は灸し、さまつくろひ奉  
るぞいへ共、深根固蒂を、癰疽といへとも、かゝる難治の證（症）かれ、針灸も及  
かさし、とひ扁倉ありとも、たるしを得りさくみへさせ給ふ、折しも大樹  
伏見よおとしましぬれ、ひよ、御使隙なくまいり、心もと取らせ給ふ  
事大方あらす、元より女院御所の、としめよ望とせ給ふく、色々さほく  
とあつり（マ）せ、御心つくさせ給ふ事かきりあくおとしませ給ふ、御腹りらの  
宮さち、ひよ、まいり給ふ、（二條門下）殿下をとしめ、攝家の御方々、門跡達、月卿雲客の、



元和三年八月五日

五七四

島津家久  
ノ院參

晝夜のさりひかく参りつとひ侍りぬ、八月十五夜之、清光ありといへとも、上下心をつくを折ふしおれと、さすり心よりけおら、誰も打おらめてる。とぬ、○下略上皇崩御ノコトニカ、ル、八月二十六日ノ條ニ收ム、

〔薩藩舊記増補〕

三家久公御譜中

元和三年

同年八月七日、家久爲奉窺後陽成院御惱

參仙洞、其歸路應招入少納言時直之茶亭、在京師之間日參仙洞、奉窺御惱時、進獻亦有之、因叡感之趣、時直竊傳、此時贈答之書皆以載左、

〔薩藩舊記増補〕

三

古御文書廿四卷中

家久公御譜中ニ在リ

返く、昨日之何之風情も無之候て、無念ニ存候

今朝之早々御使忝奉存候、則仙洞へも申上候、御様躰夜中之此中より散々あしく候つるり、先程より御氣色も、御腫物之様躰候、此中より能御座候而、御膳もあり候間、可御心易候、りやうの目出度事無御座候、猶拜面之刻可得御意候、恐惶頓首、

西洞院少納言

朱カキ

元和三年

時直

八月八日 嶋相公様 參人々御中

時直

家久西洞  
院時直ニ  
就キテ御  
氣色ヲ候  
ス

猶々、御心も今日者よく御座候由仰ニ候義、可御心易候、

先刻御見廻之通御披露申上候へ、切々御出之事御感此事情、夜前二色も則進上仕候へ、相心得可申入由候、今朝之御氣色御脈一段よき返候、猶期貴面候、恐惶謹言、

西洞院少納言

朱カキ

元和三年

時直

八月九日 在口裏 嶋奥州様 人々御中

時直

追而、御膳も頓而可上之由候間、目出度存候、今朝之暫御物語、半時程も被成候、結句□□候衆草臥申候由候、一咲く、

毎日御見舞之儀御感ニ候、今朝御様躰、第一氣相能御座候、其上ニ候氣事三色四色在之、杯と仰ニ候、又御腫物之躰も、腫上口より膿出申候、灸致候間、火氣被成御覺、暑候とて、灸を被落候程ニ候、彼是以善左右共候間、此分ニ候者、御別義在之間敷候、可被御心安候、恐々謹言、

元和三年八月五日

五七五



元和三年八月五日

五七六

朱カキ  
元和三年  
八月九日

嶋相公様

時(花押)  
時慶

返々、りの小本御持參可被成候、

仙洞御氣色一段よく御座候間、可御心易候、仍彼文字讀之事、其方様次第御出來待候、何時ニ御座候らん哉、内々無相違可奉待候、御報所仰候、恐惶頓首、

西洞院少納言

朱カキ  
元和三年  
八月十日

在口裏  
嶋相公様人々御中

時直  
時直

返々、今朝之御使之通申上候、

院御所様彌御氣色能御座候間、可御心易候、晚ニ御透候者、昨夕之殘可仕候、但御指合候者、餘所へ罷出候らん間、御返事待入候、恐惶頓首、

西洞院少納言

朱カキ  
元和三年

八月十一日

時直

嶋奥州様人々御中

時直

□□不可及返事候、尙以書中□□□□

態申入候、仍院御所様今朝之御様躰、彌能御座候、第一御脈動數引和申候、御腫物者少あり申候、又灸治針刺申候處膿血出色も能相見申候、御肩も少輕様ニ被成御覺候旨被仰候間、可被御心安候、切々御見舞被成機遣候間、扱々内々申入候、恐々謹言、

時(花押)

朱カキ  
元和元年  
八月十一日

時慶

在口裏  
嶋相公様

猶懸御目候而可得貴意候、

昨日者御酒をもえり、不申入、御殘多奉存候、仍仙洞御氣色能御通ニ候間、可御心易候、晚程ニ被成御出候らん由奉待候、恐惶頓首、

元和三年八月五日

五七七

御灸治針刺



元和三年八月六日

五七八

八月十三日

西洞院少納言

時直

時直

嶋相公様人々御中

切々肝煎之義候間、扱々申入候、

昨日者被成御立候節、奥隙入申候間、御暇乞不申、殘多存候、仍院御所様御様  
躰今曉葛之汁御茶碗ニ二三餘上、又赤小豆食御茶碗一上申候、御氣相も能、  
御脈躰今朝澁氣無之能御心ニ候由、延壽院も被申候、又御腫物之躰も、口開  
心ニ候、針立申候、御覺候、又灸治も御覺候て、火氣を後ニ者落申候間、此分ニ  
猶御吉左右可申入候、恐々謹言、

葛汁赤小  
豆飯ヲ食  
シ給フ

八月十九日

西洞右衛門督

時(花押)

時(花押)

嶋相公様

六日、戌除目、

九條忠象  
權中納言  
ニ任ス

〔公卿補任〕

三十五

權中納言從三位藤忠象、

八月六日任、左中將如元、

〔九條家譜〕

道房

元忠

同三年

八月六日權中納言、九才、中將如元、

諸家傳同

十日、寅、三寶院准后義演、大和室生寺修理ノ事ヲ奏請ス、

〔義演准后日記〕

二十

八月八日、晴、

就室生山之儀訴訟、彼狀云、

就和州室生山之儀申入候、彼寺者、弘法大師草創、鎮護國家之靈場、異于他  
之勝地、甚深之由緒候、然近年伽藍荒廢之爲躰、歎敷儀候、此度被達叡聞、密  
法相續在之様、宜令申御沙汰候哉、謹言、

八月十日

義演

廣橋大納言殿

○修理ノ有無  
他ニ所見ナシ

伊勢津城主藤堂高虎、制令ヲ鐵砲頭ニ下ス、

〔高山公實錄〕

二十四

同八月十日、

弓、鐵砲の頭へ制令を賜る、

年譜略

一ふしんのすきこめあてをうひせ、鐵砲のミかき、諸道具あいそろへ、  
ミ頭おもておき可申候事、

一かふとくまり箱、其外うけ取候道具共、念入、そこまざるやうニ可仕置

鐵砲ノ手  
入

元和三年八月十日

五七九



元和三年八月十二日

事

一此暮お、何もめあをうさせ、手前を見、それにおうし切米等可申付候間、不可有油斷候事、

一くミ頭持筒持鍵、そのふんさいさうおうこさしかミ可申候、是も手前見可申候間、油斷これ有間敷候事、

一弓之衆ふしんのすきニ吉田こつ、無油斷けいこ可仕候、うつほ以下そこまざるやうに、諸道具たしかミ置可申候、持鍵たしかミ可申候、

弓之衆も、ふんさいこおうし、持鍵たしかミ可申候、長刀みしかき道具の無用ニ候、をちやりも、二間よりみしかきのをを申間しく候、以上

二間以下ノ鍵ヲ持ラス可カラズ

筒鍵ノ稽古  
弓ノ稽古

八月十日

右之制令、年號詳カナラストイへ、公ノ治世ニ出シ玉フ事古譜ニアリ、元和ノ役ヨリ後ノ事ト見ヘタリ、故ニ此年ニ載ス、

○制令布達ノ年月詳ナラザレドモ、姑ク高山公實録ニ據リ茲ニ收ム、十二日、<sup>甲辰</sup>上皇ノ御惱ニ依リ、内侍所ノ御祈禱アリ、尋テ、勅使ヲ松尾、日吉、石清水等ノ諸社ニ遣シテ、御平愈ヲ祈ラシメ給フ、

〔孝亮宿禰日次記〕<sup>五</sup> 八月十二日、甲辰、晴、晝以後雨降、就院御不例、自諸司

中、内侍所、今上御鈴八所御靈令申御祈禱、院御所令窺御機嫌、

〔中院通村日記〕<sup>一</sup> 八月廿六日、<sup>戊午</sup>晴、<sup>○中略</sup>上皇御發病及ビ崩御ノコト

<sup>ノ條ニ</sup>自當月始至今日、公家騷動、諸社御祈禱事等、從禁中、<sup>十五、十六日此也、一夜神事也</sup>被仰出、松尾、白川、<sup>是爲令早參也</sup>二位、<sup>十八日</sup>中御門大納言、<sup>資胤</sup>八幡、<sup>同上</sup>此外猶可在之、可尋記、後聞、太神宮、勅使之事、御立願云々、於院中、<sup>於御持佛堂</sup>護摩兩座、<sup>聖門主、竹門主、○下略</sup>泰山府君祭

院中ニ於テ護摩ヲ修ス

〔京都帝國大學所藏文書〕<sup>古文書集三</sup> 石清水八幡近州<sup>(例カ)</sup>勅使參向ノ次第

元和三年八月十八日、

院ノ御不例ニ付、御勅使中院宰相源朝臣、

馬代三百疋、<sup>○上略</sup>

十三日、<sup>乙</sup>葡萄牙人、伏見城ニ登リテ、秀忠ニ謁ス、

〔東大寺雜事記〕<sup>二</sup> 八月十三日、南蠻人爲御禮在伏見、則見物ス、沙汰ヲカ

キル見事、

〔參考〕

元和三年八月十三日

南蠻人



〔日本耶蘇會年報〕 (歐文材料第十四號譯文)

一六一八年十二月二十八日元和四年十一月十一日附、マカオ發、バードレ、カ

ミルロ・コスタントノ耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

當年(一六七七年)オランダ人及びイギリス人の率ゐて、日本に來りし大船五隻及び小

船一隻の、十分に武装したるものは、他の多數の船と共に、フィリッピン諸

島のイスパニヤ人と戦ひて敗れ、其砲撃を遁れしを以て、饑餓に狂へる者

の如く、支那より來るポルトガル船を捕獲せんとせり、長崎に於て、獲物を

待ち受けん爲め、平戸より出動せんとせる際、神は恐ろしき暴風を送り給

ひ、之が爲め非常に苦しめられ、一隻は全く破壊し、又一隻は屢衝突し、豊富

なる積荷ある掠奪支那船の、海中に呑まるゝを見たり、他の三隻は、長崎港

口に著きて碇を下し、大なる火の口を以て、入口を攻撃せんとせり、而して

惡魔の如き口より、更に有害なる火を吐き出して、日本の領主等の耳及び

心に入れ、バードレ等を譏謗し、我等を教師の粗服を纏へる貪慾にして偽

り多き狼なり、福音の名を口にし、機會を待ちて、王冠及び國土に手を延ば

す者なりと稱せり、敵が此の如く待ち受けし船は、彼等の思へる逆風、實は

英蘭人トノ  
西人トノ  
戰

平戸ノ暴  
風ト被  
害

英蘭人等  
西葡兩國  
伴天連ノ  
野心ヲ告  
グ

葡船ノ長  
崎入港

船長カ  
ル上京

其請願ノ  
不許可

甚だ幸福なる風の爲め、長崎港に來る能はず、帆を轉じて天草の島に向ひ  
たり、長崎の奉行は之を聞き、其役目なれば、自ら船に乗りて、オランダ船三  
隻に對し、速に同所を去り、將軍よりオランダ人に指定せられたる平戸港  
に移り、ポルトガル船の通路を開かんことを命せしが、彼等は命令に反抗  
し、全然日本より退去せしむべしと威嚇せらるゝまで讓らざりき、是に於  
てポルトガル船は、入港して大に歓迎せられしが、他の富を滿載せるポル  
トガルのガレオタ船三隻同時に入港し、更に喜を加へたり、○中船長ロポ  
サルメント、デカルハリヨ、將軍訪問の爲め、都の朝廷に赴くに當り、先づバ  
ードレ等と協議し、ポルトガル人の爲め、長崎に於て商品館の名義の下に、  
數軒の家を建つる廣き敷地を得る様盡力することゝし、同所に俗人の服  
装をなせるバードレ等を置き、密に宗教の勤を行はしめんと計れり、此計  
畫に付ては、家屋建築に要する經費に關し、困難ありしが、經費支辨を容易  
ならしむる爲め、長崎のポルトガル人及びキリシタン一同より寄附を集  
め、船長は旅程に上りたり、善き贈物を澤山に携帯し、之に依り門戸悉く開  
かれ、將軍の好意を得、大に欵待せられ、船長は多く武器を贈られたり、依り



てロボは、將軍の執政等と商品館に關し交渉を始めしが、彼等は間諜を有せしか、或は賢しく目的を嗅ぎ付けたるか、丁寧なる辭を以て、空しき望を與へ置き、終に他事に付ては、大なる満足を與へしが、此事に付ては無視し、辭去するに至らしめたり、オランダの司令官は、ロボの出發を聞き、ポルトガル人が、宮廷に於て、其害を計らん事を恐れ、高價なる贈物を以て、一切の穴を塞ぎ、之に依り、諸役人の目を被ひ、他所の日本人等は、彼等の本質を知るに拘らず、オランダ人が、公然たる盜賊なるを認むるに至らしめざりき、

〔バゼー日本耶蘇教史〕編第二 第二章 一六一七年(歐文材料第十五號譯文)

本年ポルトガル船の船長ロボサルミエント、デカルヴァリヨは、將軍ふ敬意を表せん爲め、都の朝廷に赴きたり、彼の謁見の目的は、長崎のポルトガル人の爲め、商品館の建築に充つる、相應の土地の下付を受くるふあり、人々は俗人の雇員を裝ひて、同館内に宣教師を置かんことを希望せり、長崎に在るポルトガル人及び他の基督教徒は、將軍ふ致す獻上品の費用を、共同支辨せり、カルヴァリヨは、相當の待遇を受けしも、商品館の件は、オラン

葡船長か  
るばりよ  
ノ上京

税關敷地  
願下付ノ請

蘭人ノ妨  
害

ダ商館長ヘンドリックブルーワーの反對ありし爲め、遂ふ其目的を達せず、かくて宣教師の地位は、益々悲境ふ向ひたり、

〔和蘭國海牙文書館文書〕 (歐文材料第十六號譯文)

一六一七年十月十二日元和三年九月十三日ニ當ル 附、平戸發、ジャツクススベツクスより蘭領東印度總督に贈りし書翰の數節、

フリッシンゲン及びホランドセン・レーウの二船が、捕獲支那ジャンク船と共に、六月十八日元和三年五月十五日ニ當ル マニラより到着せし事、竝に平戸の河内灣に於て、颱風の爲め遭難したる事、竝に右レーウ號が、日本附近まで曳き來りし、第二の支那ジャンク船未だ著せざる事に付きては、友人等より詳細承知せらるべし、略中

ポルトガル船は、我が諸船を認めたるが故に、安全に到着せしを以て、奇蹟となせり、オウデゲンネ、スワルテンレーウ、及びガリアッセの三船の、長崎灣外に在りし時、右カラク船は、長崎の南約十哩の所に在る天草島の下(崎)サシノツ港に著きたり、同港は狭くして奥深く、又鎖されたと、反對の風強かりしとの故に、彼等は十分考慮討論し、事を行ふ意志と勇氣に缺くる

蘭船ノ平  
戸入津



元和三年八月十三日

五八六

所なかりしも、何等成すこと能はざりき、  
 ホランドセンレーウは、到著後積荷を下し、必要品一切を搭載し、遅著のジ  
 ャンク船搜索の口實の下に海上に出で、カラク船を監視する計畫なりし  
 が、翌日出帆せんとする前夜、颶風の爲め不幸に遭遇せり、歳の此季節に、嘗  
 て此の如き風吹きたることなく、何人も思設けざりしが故に、一物も取出  
 すこと能はざりき、之に依り全能なる神、此航海を喜び給はざりしものと  
 思はれたり、今後如何なる運命に遭遇すべきか、時到りて之を知ること  
 得べし、右の船マカオ出帆後、フレガタ船、ガレオタ船合せて三隻續いて出  
 航せり、之に依り重要な貨物を送らんとせるが如く、一隻は既に出帆せ  
 り、其言に依れば、近くマカオより、カラク船又は大帆船の來るもの無かる  
 べし、彼等は長崎に於て、家屋を建築すべき地所に付き、再び陛下に願出で、  
 今後我等と同じく、一人の商務員をして、賣買を指揮せしめんと計り、又我  
 が船舶より危害を受くること無く、航海せんことを請ひしが、何れも許さ  
 れず謝絶せられたり、結句マカオ人は、市の存續に最も關係深き日本貿易  
 を、如何にして繼續すべきかを考へ、我等に對し大なる注意をなせり、

一六一七年十月十一日元和三年九月十日附、平戸發、艦隊司令官ヤンデ

イルクブーンラムより、聯合東印度會社重役に贈りし書翰の一節、

マカオ附近に赴き、司令官らむノ海戦ヨリ引揚ゲタル外一隻に承ク、毎年日本に行く

ポルトガルのカラク船を待受けんと決し、マカオ附近に至りし時、六月二

十日、元和三年五月十七日ニ當ル、帆船ズワルレーウ及びガリアッセ、長崎港に於て、

前記カラク船攻撃の議長クーンの決議を齎し來りたれば、我等も之に贊

成し、共に日本に向ひ、七月三日、元和三年六月一日ニ當ル、長崎港に著きたり、平戸より

通知あり、我等と共にマニラに在りしフリッシンゲン、及びレーウ二船、絹其

他の衣服を積みたるジャンク船一隻を同伴し、平戸島河内港、我が商館所

在地より約一哩に著きしが、颶風の爲め、我船員六、七人乗組みたる澤山の

積荷ある他のジャンク船一隻は、同島附近より吹き離され、又右颶風に依

り、前記二船も沈没し、ブリッシンゲンは、甚しく破損し、橋を失ひ、レーウは

幸に積荷を下し居たるが、陸地に打揚げられ、引下すことは困難なるべし

元和三年八月十三日

五八七



元和三年八月十五日

五八八

時又ハンタンの議長クーンの命に依り派遣せられたるズワルテレーウ、及びガリアッセの二船が捕獲せんと欲したる、マカオのカラク船は、日本の他の地に著きたりとの報知に接したるが、長崎の奉行より我等に對し、決して同船に觸るべからず直に平戸に移るべしと明かに命せられ、若し之に従はざる時は、自ら武力を以て之を防止すべしと傳へ、此目的の爲め、八十隻の船に兵士を載せて、前記カラク船の處に派遣したり、依つて決議「之に關し開きたる會議の」に掲げたる理由に依り、之を中止し、同月七日、元和三年六月十五日平戸に向ひ、河内港に入りたり、

十五日、丁未秀忠、伏見城ニ於テ、時服ヲ社家僧衆等ニ授ク、

〔本光國師日記〕二十 八月十五日、伏見西之丸にて、京中其外諸寺社へ御

帷子被下、永井右近、阿部備中奉行也、金地も相加渡候、五山衆第一番也、

〔慈性日記〕一 八月十五日、伏見ノ西丸ニテ、諸出家衆御帷子拜領、御帷子

六ツノ内單三、〇下

豊前小倉城主細川忠興、宇佐八幡宮放生會ヲ再興ス、

〔細川家記〕十五 七月廿三日、〇中略、宇佐八幡宮社僧永勝院祐尊、法印、忠興九

無程永勝院京よりくたらき候ニ付御書、

尙々、九月中旬迄御逗留之由候、已上、

永勝院法印ニ成被下候間申候、

一放生會之儀如何様ニ成共、法印と談合候而、可然様ニ急度可被申付候事、

一第一、我ら爲祈禱、後代迄之覺、他國へ之間へニ候間、奉行已下仁さしあらため可申候事、

一下々迄可成程きさいニ可申付事、

一伴天連門徒、右之人數へ一人も入間敷事、

一我ら名代式部（長岡興長）可罷越候事、

一神馬よ我ら佐目馬可出、氣ノ能馬ニ而候間、中間あまふ付可申候、

壽齋ニ申候、帷子已下もきさいニ可申付、脇差はいつをも銀のし付を

可取出事、

一鞍鐙ハ此方々大鞍鐙下候、まじりいにくれあるの大ふさたるへき事、

一宮成ニの馬ハ四國鹿毛、鞍鐙ハなし地にて、せんく旦の鞍鐙、むらさき

元和三年八月十五日

五八九



元和三年八月十五日

五九〇

の大ふさりけ可借候、若四國鹿毛足いまたおらそい、安藤栗毛さるへし、かみをきりたる馬ニ候間、ふりかみの所よ、こくま成ともクミニよせ候而、おもりいニ付可申候事、

付鞍此方下候事、

一我ら大鞍之上を錦よてつゝみ可申候間、殿主ニ有之ふしき一端取出、永勝院ニ可渡候、やうそい法印ニ申渡候事、

一右之外、何ニ而も、法印と談合次第、能様ニ可被申付候事、

一喧嘩已下無之様ニ、奉行警固之者を念を入、敷多可被申付候事、

一家中之者共馬鞍随分ききいニ可被申付候事、

一式部相越候間、殘留守居衆宇佐へ相越間敷事、

一爰元之様子、先度之後被仰出覺、武藏殿子池田新太郎殿(光政)因幡伯耆兩國

被遣候事、○池田光政、因幡鳥取ニ轉封、

一因幡伯耆ニ居被申候衆、伊與備中へ被遣候事、

一稻葉藏人子稻葉大夫(道通)少御加増ニ而、河内へ被遣候、大坂城主(松平忠房)下總殿む

こへ候事、○紀通轉封ノ、

稻葉紀通  
河内へ轉  
封ノ風説

放生會ニ  
就キ救テ  
行フ

一尼崎へのゼ、ニ此中居候戸田左門(兵衛)被遣候、是も少々御加増之由候事、

付口上之事、○戸田氏鐵、攝津尼崎ニ轉封ノ、

一右之外無替儀候、いりさぬ未御仕置も可有之りとのさけすこニ而候

事、

一籠者之囚人、放生會ニ付たせけ候書物、別紙遣候事、

一我ら仕合、永勝院具ニ可被申候事、

以上

七月廿七日

イ忠御書判  
御判

小笠原民部少輔殿

長岡伊賀守殿

中路周防殿

小谷又右衛門殿

樹下壽齋

乃美主水殿

長岡式部少輔殿

元和三年八月十五日

五九一



元和三年八月十五日

五九二

一 八月十五日、宇佐宮放生會御執行ニ付、囚人共御たまけ被成候書付、先達而御國へ被下候、行幸會は治世長久國家安全、放生會は武運增長子孫繁榮の御祈願也、まゝの御身の御祈禱、後代迄之覺、他國への聞へ、彼是奉行已下仁さしあらため、下々までも可成程きまひ出立を、轉類族の者を除き、神馬の勿論、御りし馬、御家中馬共ニ鞍具等可入念旨被仰付候、依之、御名代式部少輔興長、神事奉行小笠原民部少輔長元、中路周防、乃美主水、小谷又右衛門、樹下壽齋、其外各役々を守り、乘馬、刀脇差、衣服、供廻り迄も綺羅を粧ひ、神官社僧等も美麗を盡し、大祭異故なく相整ひ、神輿を頓宮に安置する時、雲なく晴る空より奇花ふりくふる、群集の貴賤奇異の思ひをあし、渴仰禮拜いし候、式部をとしめ、神事の役人、各幕の内より出、白砂ニ伏て、奇花を受候得共、地を去事五六尺とりひして消ちり、異香薫ま、眞ふ希代の事也、具ふ言上及候處、御在洛之中也へ、即叡聞ニ被達、將軍家へ被仰上候由、永勝院にも御書を賜り、此文書、今ニ在、八式部、幡本記にも有之、其外神事奉行等にも御書を被下、

九月之御書之内、

神輿安置  
ノ時奇花  
天ヨリ降  
ル

八月廿八日之狀披見候、

一 伊賀殿煩之様子、式部、乃美主水所へ申越候、又惣様かも申越候、倉通之事も同前ニ候、かやうニ同事を兩方申上候事、何としたる事ニ候哉、留守中々は、伊賀殿煩、倉通之事、式部少、乃美主水か具ニ申候間、不具候由まで書候て理のまむ事ニて候、方々取紛在之所へ、かやうニくごき事書候文ニツまで、文言りまらむ書のせ候事、沙汰の限ニ候、已來の無用ニ候、同事申上を候、爲披見狀共下候、能々見らむ、已來之分別肝要ニ候、

備後  
嗣ノ  
疊表

一 北丸本丸數寄や疊面替出來候由、得其意候、床疊まで面惡不出來之由、ともへ面取ニ遣候、此比ハ可爲出來存候事、

一 ゆるり上ぬり、半兵衛、五平次ニ申付候由、得其意候事、

一 早田中田之内、早田のこや多分納候由、得其意候事、

一 貳千石之米、其地よて拂、大坂ニ上を、殘テ百石餘有之由、是も賣を可申候、但シ糸をるく候、其儘置候て、ぬちりニ可渡事、

一 小田村之米之儀、いよ／＼早々可出候事、

米ヲ大坂  
シム輸送セ

元和三年八月十五日

五九三



元和三年八月十五日

五九四

一坊いよゝ息災候由珍重候事、  
 一八月十八日之書狀相届披見候、宇佐放生會相濟、御洗米壹合頂戴候、則  
 法印へ返事遣候、可届候事、  
 一又今度、神事之刻奇特共有之由、さやうよ可有之事、  
 一傳右衛門道家龜右衛門左門龜之助書狀披見候、やゝて令下國候間、返  
 事不遣候由可申事、  
 一爰元替儀無之事、已下略、  
 考、忠興君初而放生會御執行之事、元和五年と記し、又四年五年兩度  
 執行し給ふなと有の誤なるへし、元和二年十一月、行幸會御執行、同三  
 年八月、放生會御執行之事、數通之御書ニ而、明白ニ御座候、四年七月廿  
 六日、光壽院様御逝去ニ而御座候、○光壽院ノコト、慶長十五年八月廿三日藤孝卒去ノ條ニ見ユ、彌三  
 年あるへきゆへ、永勝院法印ニ成く、○光壽院ノコト、慶長十五年八月廿三日藤孝卒去ノ條ニ見ユ、彌三ら候節、元和三年七月廿七  
 日、御國ニ被下候御書ニ、放生會之事よく可かり申候、尤是を元和五年  
 御執行之爲と記し、○光壽院ノコト、慶長十五年八月廿三日藤孝卒去ノ條ニ見ユ、彌三るも有之候得共、御文面之様子、中々左様之延々  
 之事との見へ不申、其上放生會何之障あく相濟、奇瑞なと有之、○光壽院ノコト、慶長十五年八月廿三日藤孝卒去ノ條ニ見ユ、彌三る趣

細川忠興  
 ナ宇佐八幡宮ノ末社ニ奉祀ス  
 忠興祐尊  
 二百石ヲ與フ

を、京より豊前に被仰下候御書之内ニ、長岡伊賀守煩之事を御書加被  
 成候、伊賀守の元和三年九月十五日卒去ニ而候へ、是ニ而も辨知す  
 へき事ニ候、いづれニ放生會初而之御執行の、元和三年八月ニ而、其後  
 四年五年も御執行有之候り、又説ニ、宇佐宮之儀の、忠興様段々御功業  
 被成御座候ニ付、其後忠興様を宇佐宮之末社ニ奉祀參議宮と奉崇候  
 由承傳申候と云々、再考可仕候、  
 一九月十七日、永勝院祐尊に、社領之外ニ百石被遣候事之御書出、  
 宇佐永勝院祐尊、八幡宮諸法制已下勵累精矣、崇神徳、萬事被申付處、  
 依其感不淺、今度院内申上、令任法印、其上豊前國宇佐郡於畠田村之内、  
 重而百石遣置之、全被爲執務、彌仰薩埵威力、可被抽丹誠之狀如件、  
 元和三年九月十七日 細川越中守御判  
 永勝院法印御房 進之候  
 右之通之譯ニ付而、祐尊遷化之節、遺書有、跡式之儀、若年之弟子尊澄  
 ニ相續被仰付、其後寛永十九年五月廿七日、尊澄被任權律師候、口宣案略  
 之、

元和三年八月十五日

五九五



元和三年八月十五日

五九六

同時三齋君<sup>(忠興)</sup>の烏丸資慶卿<sup>(忠興)</sup>の御燃之寫、

追而委曲奉期拜面候、已上、

今度、宇佐宮永勝院權律師勅許之事、法印祐尊跡致相續蒙宣旨候畢、及末代可爲規模候、抑於高野近年數多、敍法印權大僧都等之輩御座候由、永宣旨之趣、無其沙汰事ニ候、然者不被<sup>(レ)</sup>可爲正儀候歟、今尊澄以宣旨被任候上之、雖法印爲私號輩尤恐有間敷候、右之通具可被仰聞候、恐惶謹言、

五月廿七日

資慶

三齋様人々御中

資慶

○忠興、宇佐八幡宮ヲ修造シ、社領ヲ寄進スルコト、慶長十年是歲ノ條ニ、同社ノ行幸會ヲ再興スルコト、元和二年、年末雜載、神社ノ條ニ見ユ、

〔附錄〕

〔細川家記〕

忠興九

一七月廿三日

宇佐社僧永勝院被敍法印候、

略之、

宣案是

略之、

略之、

略之、

宇佐行幸會去年首尾能致精勤候儀、委達叡聞候よりて也、勅定之趣、烏丸光賢卿奉、永勝院へ被下候繪旨、  
豐前國宇佐八幡宮、既及破壞、細川忠興卿勵再興之功、造畢、神妙之由、天

社僧祐尊  
法印ニ  
被下

氣所候也、悉之以狀、

元和三年七月廿三日

右中辨光賢 奉

永勝院

法印御房

〔今仁文書〕

前〇豐

宇佐宮二御殿御造營之事、被思召立候、仍御木屋奉行事、被任先例被仰出候、尤以目出候、仍御奉書進之候、此等之趣、至御城替被成御奉書候間、今日申入候、定而被仰渡候、來十日可爲御木屋入候、從九日<sup>晚</sup>御出宮肝要候、不可有御油斷候、猶使者可申候、恐々謹言、

二月三日

武爲(花押)

今仁伊豆守殿 御宿所

宇佐八幡  
宮造營

宇佐八幡  
宮第二御  
殿造替御  
木屋奉行  
御木屋入

今仁七郎四郎氏直事、宇佐宮御造營御木屋方之儀、畏奉候、仍當社御遷宮事、被仰出候間、社家被申分等、以彼方言上候、然者氏直事、被得御意筋目之由候、間、爲御心得、令啓上候之由、可得御意候、恐惶謹言、

三月十九日

武爲(花押)

元和三年八月十五日

五九七



元和三年八月十五日

杉殿進覽之候

五九八

〔宇佐八幡大神宮御造營中古證類〕

下馬鳥居（五）堅柱上棟并槌祝物之支

合米三石定、青銅五百疋

右槌ニ所令送進實正也、

元和三年

菅村和泉守

五月十三日

久次（花押）

大大工

大々工小山田殿

鳥居立柱  
祝儀ノ入  
目

宇佐宮下馬之鳥居御立柱御祝儀入目支

町升

一米貳升町升、但御清祓料

祝大夫（花押）

御杖人

一同貳升同升、右同

陰陽師

一同壹升同升、御散供米料

一ノ御杖人

一同壹升同升、右同

二ノ御杖人

惣大工

一同壹升同升、右同

三ノ御杖人

一同壹升同升、但桶一ツ、杓壹本、共ニ御散供米

大々工采女佐

一同壹升同升、右同、杓但桶一ツ、共ニ

惣大工長左衛門（花押）

一同壹升同升、右同、杓但桶一ツ、共ニ

寺家大工助三郎

一同壹升同升、右同

引頭助二郎

一同壹升同升、右同

寺家引頭三郎左衛門

一同壹升同升、右同

喜右衛門尙久

一同貳升同升、御清祓之料

下桐井兵部卿

一同壹升同升

堂仕用德（花押）

一同壹升同升

同 徳万

一同壹升同升

同 淨万

一同壹斗五升御ぬさ四本之料

大々工請取之、新屋

一同四斗貳升御酒ノ料

甚右衛門請之、

一同壹升御洗米之料

堂仕用徳請之（花押）

一同六升土幣桶三口ノ代

與二郎請之、ひものや

元和三年八月十五日

五九九

堂仕

引頭



元和三年八月十五日

六〇〇

一同四升進上ノ御酒入物御洗米入物二ツ代

同人請之

以上  
合八斗六升町升也

元和三年

祝勘三郎(花押)

五月十三日

小山田采女佐

菅村和泉守殿

仁王門上棟神事ノ入目

仁王門笠柱上棟御神支入目事

一壹斗二升 清祓料紙ノ代共ニ

祝太夫

一壹斗二升 右同

陰陽師

一壹斗二升 右同

下桐井

一六升 散供米上棟ノ散供ニ

小山田

一三升 同

大惣大工

一三升 同

寺家大工

一三升 同

引頭

一三升 同

喜右衛門

一三升 同

一ノ御杖人

一三升 同

二ノ御杖人

一三升 同

三ノ御杖人

一三升 金剛砂料

堂仕用徳

一三升 右同

同 徳万

一三升 右同

同 淨万

一九升 白布六端ノ代内四端ハハ御ほさ、

一壹斗四升 帶一筋ノ代、ぬさ之料

一三升五合 上りミ三帖ノ代、同料

一三升五合 扇五本ノ代、右同料

一七升 苧紙ノ代、右同料

一七升 ぬさノ料

五手但綿

元和三年八月十五日

六〇一



元和三年八月十五日

六〇二

- 一 貳斗八升 鍬貳向ノ代
  - 一 壹升五合 祝筵一枚ノ代
  - 一 壹斗 さんとう四ツ代
  - 一 五升 小折敷十枚ノ代
  - 一 一枚の上棟ニ入、
  - 一 三升 小包けおけ三ツ代
  - 一 九升 土へいおけ三ツ代
  - 一 壹升 ひしやく三本代
  - 一 三斗九升 御酒壹斗五升代、内貳升の地鎮ノ時入
  - 一 三升 土器ノ代
  - 一 四升 御供入物一ツ、御酒入物一ツ、同臺ノ代共ニ、
  - 一 五升 上棟ノ供物御洗米料
  - 一 五升五合 小刀九本ノ代
  - 一 小升
- 合三石壹斗貳升也、

右之分の去ル任脇殿御立柱ノ例書立如此候以上、

元和三年十一月八日

小山田田采女佐

仁王門立柱上棟、十一月十日申酉ノ時有之也、

安文

送進

彌勒寺西大門堅柱上棟御祭、爲祝物料青銅五百疋、但目足也、慥ニ送進所如件、

元和三年

菅村和泉守

十一月十日

久次(花押)

宇佐宮寺大々工殿

送進祝物之事

合壹千疋 青銅目足也、

右者、仁王門上棟槌之爲祝物、慥ニ送進所如件、

菅村和泉守

元和三年八月十五日

六〇三



元和三年八月十六日

六〇四

元和三年十一月十日

久次(花押)

大々工殿

十六日、申秀忠、所司代板倉勝重ヲシテ、天皇、上皇御和睦ノコトヲ圖ラシム、

〔土御門泰重卿記〕二 八月十一日、癸卯、晴、仙洞御見廻、今上與仙洞御和睦

之由、御沙汰有之トイヘトモ、難成之由承及候、略下

十六日、戊申、仙洞御見廻、宿仕候、板倉伊賀守從將軍御使被參候、當今與仙洞

御和睦之事也、仙洞御返事存分之事、五ヶ條々と被申付候、御同心之由被仰

出候、略下

十七日、己酉、晴天、御見廻致伺公候、昨日御返事伊賀守從將軍申來候、先此度

御病中御事候條、重而御存分之旨可申付候由、將軍より被申上候、晚中御靈

參社、仙洞一宿、

〔中院通村日記〕一 八月廿六日、午晴、○中略、上皇御發病ノコト、泰山府君

ト等ニカ、ル、本月五日、同十二日、同二十日、同二十六日、等ノ條ニ收ム、抑主上御中不和、其不知、今度依御惱危ニ、

以傳奏被仰於將軍家、秀忠、公、則去十五日、以伊賀守勝重被申入於仙洞五ヶ

是故相國命也、武家ノ位次ノ定ノ用計故云々、

上皇御發病  
五ヶ條ヲ示  
秀忠ニ示  
給フ

板倉勝重  
新上東門  
院ヲ説キ  
奉ル

天海御病  
床ニ侍シ  
祕法ヲ授  
ケ奉ル  
秀忠天海  
奏シテ密

之條目被下之、此事將軍於承引者御中之事可爲將軍如命云々、此五ヶ條之事不及聞之、

密聞、被對於當代、國母有御憤之事云々、故自將軍家以勝重内々被進於女院御所、此事女院於御承引者、自餘之義者、雖故相國命可被破之云々、故終以無其儀、

○家康、板倉勝重ヲシテ、御不和ノ調停ヲ圖ラシムルコト、慶長十七年七月八日ノ條ニ、女院禁中ニ行啓アリテ、御和睦ヲ議セラル、コト、同十八年七月十五日ノ條ニ、御和談ノコト、元和元年三月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔東叡開山慈眼大師傳記〕乾 六月、秀忠公上洛、天海大僧正受台命、同入帝

都、于時自八月上澣、仙洞就不豫之玉床、雖然獨招海師、日々原台法之深祕、此故秀忠公亦命海師、俾奏聞自家之密事、海師抱法義而侍法命看護、

幕府、重ネテ、石清水八幡宮社務廻職ノ制ヲ定ム、

〔石清水文書〕六 菊大路家文書

元和三年八月十六日

六〇五



元和三年八月十六日

〔新録ウハ巻〕  
「善法寺」

六〇六

石清水八幡宮社務職事、元來雖爲廻職、其次第依令混亂、慶長五年之比糺明之處、廻職已分明也、彌相守其旨、向後糺薦次、當社務新善法寺、其次善法寺、其次壇、其次田中、永代如此、次第不可有相違、勿論社務領兼官領可付當職者也、

元和參年八月十六日

朱印

善法寺

〔石清水文書〕

田中家文書

〔包紙ウハ巻〕

〔台徳院様社務廻職之御朱印 田中〕

石清水八幡宮社務職事、元來雖爲廻職、其次第依令混亂、慶長五年之比糺明之處、廻職已分明也、彌相守其旨、向後糺薦次、當社務新善法寺、其次善法寺、其次壇、其次田中、永代如斯、次第不可有相違、勿論社務領兼官領可付當職者也、

元和三年八月十六日

朱印

田中

幕府、重ネテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授ク、尋テ、肥前平戸城主松浦隆信ヲシテ、通商及ビ耶蘇教ノコトヲ監セシム、

節所載

原寸

縦〇・四五二  
横〇・六三〇

元和三年八月十六日

肥前平戸城主松浦隆信



幕府、重ネテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授ク、尋テ、肥前平戸城主松浦  
ヲシテ、通商及ビ耶蘇教ノコトヲ監セシム、

和蘭船渡航朱印 和蘭國海牙文書館所藏

原寸 縦〇・四五二  
横〇・六三〇

阿蒙德高福到本邦

渡海之英艦遭風浪

難維之者得日午國權

孰地新心石今多如土

之和二年八月廿日



和蘭國海牙文書館所藏



幕府、重ネテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授ク、尋テ、肥前平戸城主松浦隆信  
ヲシテ、通商及ビ耶蘇教ノコトヲ監セシム、

和蘭私渡航朱印

和蘭國海牙文書館所藏

原寸

縦〇・四五二  
横〇・六三〇

阿蒙施高福到本邦

渡海之舟被遭風浪

艱難今者洋日午國裡

孰地新以名今多相遠也

之和二年八月廿五日



付書六拾四日



幕府、重ネテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授ク、尋テ、肥前平戸城主松浦  
ヲシテ、通商及ビ耶蘇教ノコトヲ監セシム、

和蘭船渡航朱印 和蘭國海牙文書館所藏

原寸 縦〇・四五二  
横〇・六三〇

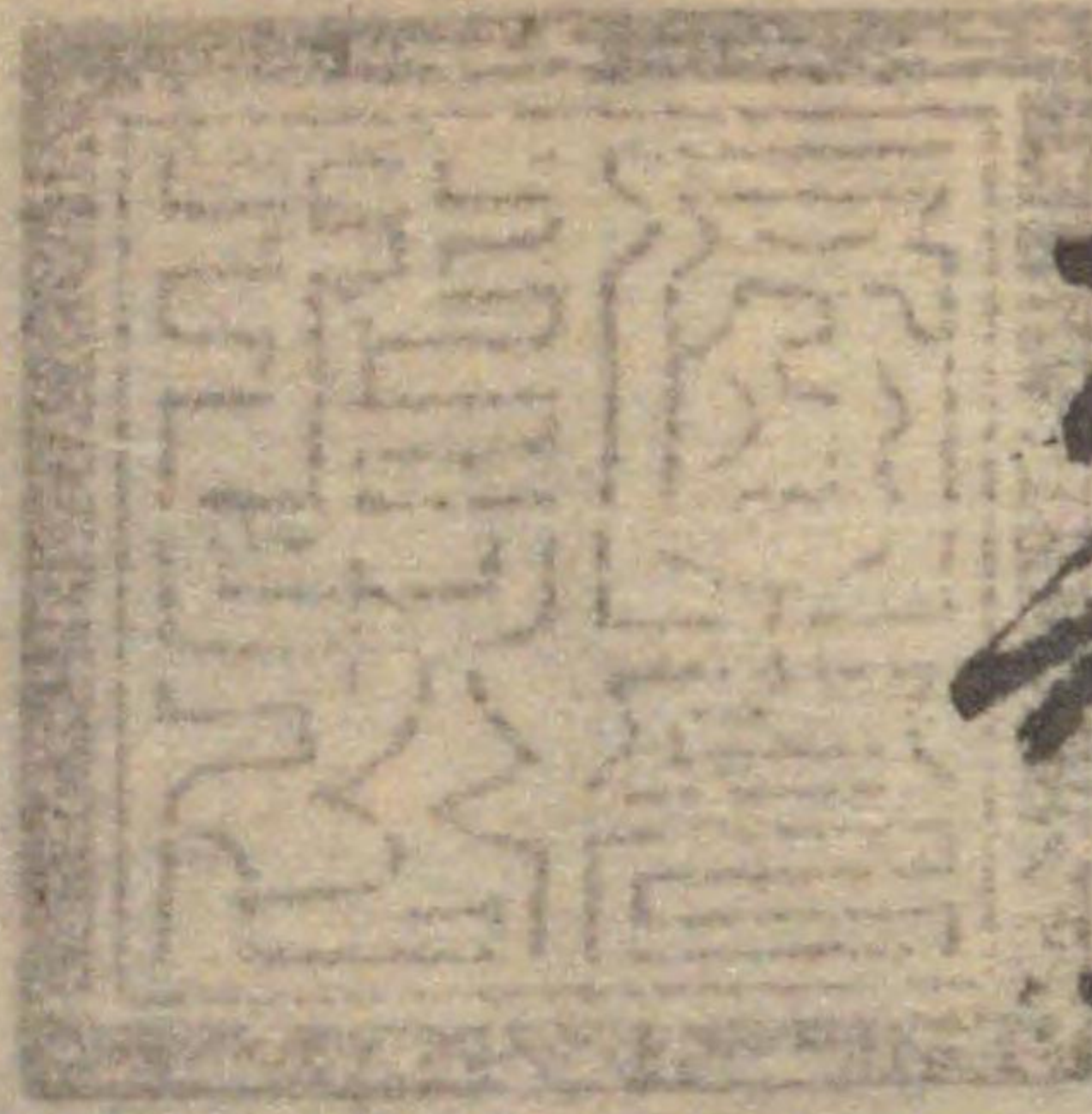
阿榮隨高福到本邦

渡海之節幾遭風浪

艱難今者得日在國裡

孰地祈以名今有相邊之

之和二年八月廿日



伊豆の島



幕府、重ネテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授ク、尋テ、肥前平戸城主松浦隆信  
ヲシテ、通商及ビ耶蘇教ノコトヲ監セシム、

和蘭船渡航朱印 和蘭國海牙文書館所藏

原寸 縦〇・四五二  
横〇・六三〇

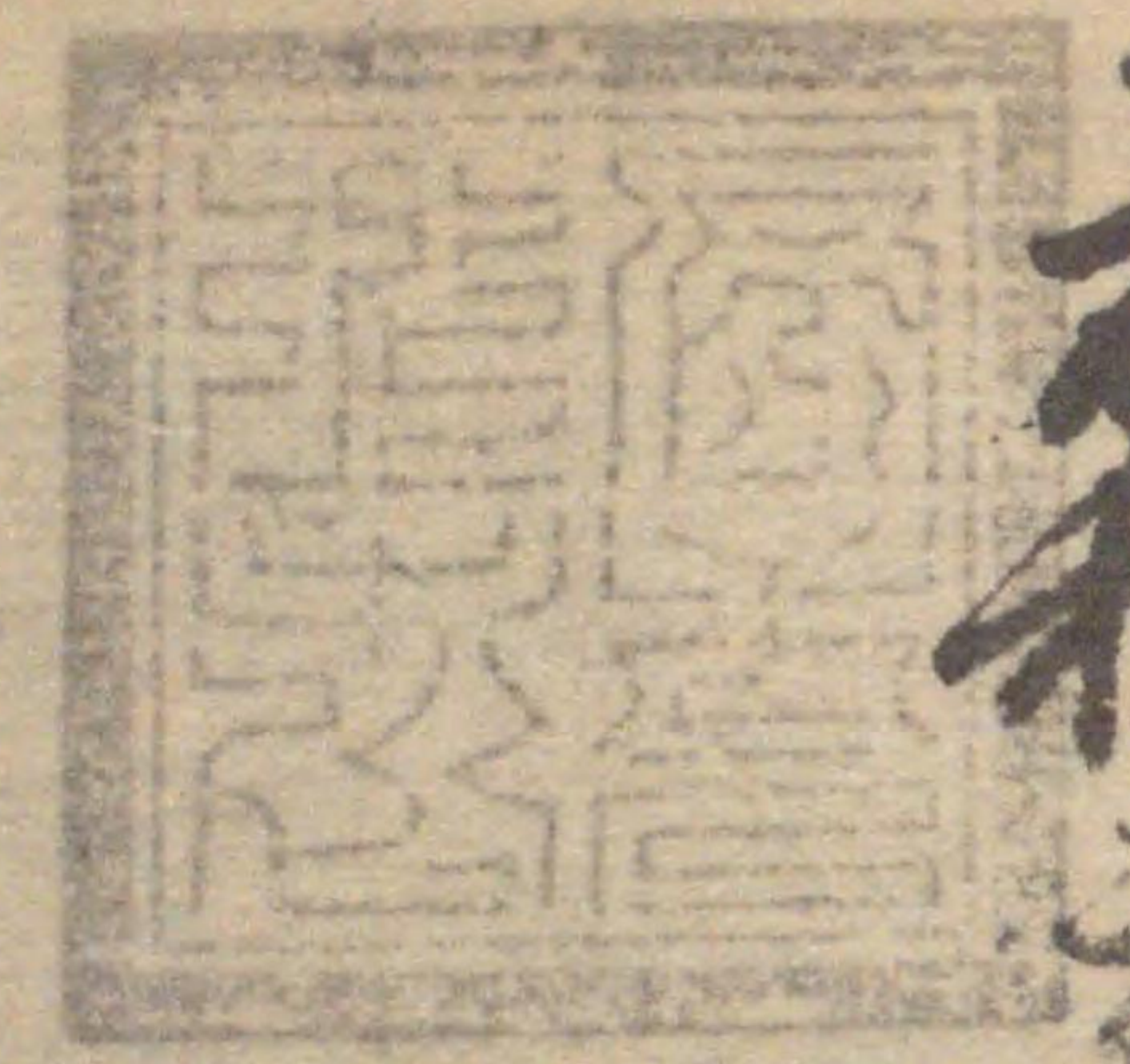
阿蒙施高福到本邦

渡海之節幾遭風浪

艱難令人看詳日午國裡

孰地祈心不令有相違也

之和二年八月廿日



付書いじり



〔和蘭國海牙文書館文書〕

阿蘭陀商船到本邦渡海之節、縱遭風浪之難、雖令著岸日本國裡孰地、聊以不可有相違者也、

元和三年八月十六日

(秀忠)  
朱印

はんれいかほろわる

尚以京堺商人も其地へ可罷下候間、相對次第商賣いさし候様ニ尤候以上、

急度申入候、仍おらんた舟於平戸ニ前々之とく、かひたん次第ニ商賣いたし候様ニ可被成候、不及申ニ候へ共、伴天連之法ひろめさる様にかたく可被仰付候、恐々謹言、

八月廿三日

土井大炊頭利勝(助カ)

安藤對馬守重信

板倉伊賀守勝重

本多上野介正純

元和三年八月十六日



元和三年八月十六日

六〇八

松浦肥前守殿人々御中

〔外蕃通書〕

和蘭陀國書二

台徳公賜阿蘭陀船主御朱印載令雜記

○下略、八月十六日ノ御朱印及ビ八月二十三日奉書ノコトニカ、ル、和蘭國海牙文書館文書ニ同シ、

〔長崎志〕

阿蘭陀地方來歴之部

再度御朱印被下賜事

一元和三年巳年、阿蘭陀人に再度御朱印を下し賜ふ、

又松浦肥前守に御奉書被成下之、

台徳院様御朱印○略

御奉書之寫○略ス、和蘭國海牙文書館文書ニ同シ、

○幕府始メテ、和蘭人ニ渡海ノ朱印ヲ授クルコト、慶長十四年七月

二十五日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔和蘭國海牙文書館文書〕

〔歐文材料第十七號譯文〕

日本の皇帝陛下、及び次に掲ぐる諸公に、派遣員ヤン・ベルク・ハウト、エ  
ルベルト・ワウテルセン、及びマテイ・ステンブルーク等、司令官及び會  
議員の命に依りて、皇帝陛下の許に旅行せる者の贈りたる進物の計

和蘭ヨリ  
獻上物ノ  
計算書

算書

第一に日本の皇帝陛下に對し、次に掲ぐる物、

白色支那生糸百斤

但百斤に付一八〇レアル

四三二テグル

ポール生糸但短束絲五十斤

但百斤に付二二五レアル

二七〇、

色ポール糸五十斤

但百斤に付二六〇レアル

三一二、

白練糸五十斤

但百斤に付二二〇レアル

二六四、

厚地緋緞子三十エル物五反

但一反に付一七レアル

二〇四、

厚無地天鷲絨五反

但一反に付八レアル半

一〇二、

金羅紗地花模様カツファ五反

但一反に付一六レアル

一九二、

緋縮緬五反

但一反に付二レアル半

三〇、

二幅鐵色羅紗第一三六號長二四エル半反

但一エルに付七グルデン五ストイフェル

一七四、

深紅莖色羅紗第二九號長二〇エル半半反

但一エルに付六グルデン五ストイフェル十三ペンニング一、二九、

當地の船にて購ひたるオランダ金縁帳簿三冊但一冊に付六グルデン一八、

元和三年八月十六日

六〇九



元和三年八月十六日

六一〇

計

二、二二七

前皇帝の代には、帝國宰相の役を勤め、何事についても、常にオランダ國民に特別の好意を寄せ、現皇帝の代に於ても、前記一切の格式を有し、次に掲ぐる諸公と共に用ひらるゝ上野殿に、

- 鐵色羅紗第一五二號六エル 但一エルに付六グルデン半 三九〇デグ〇フストイ〇ベシニ
- 堇色羅紗第二九九號六エル 但一エルに付六グルデン半 三七、一四、一四、
- 但一エルに付六グルデン五ストイフェル十三ペンニング 八一、
- ポール生絲、但短束絲十五斤 但百斤に付二二五レアル 九三、一二、
- 色ポール糸十五斤 但百斤に付二六〇レアル 六六、
- 厚地吳紹服五反 但一反に付五レアル半 一〇二、
- 厚無地天鷲絨五反 但一反に付八レアル半 三八、〇八、
- 金羅紗地花模様カッファ一反 但一反に付一七レアル 八一、一二、
- 厚地緋緞子二反 但一反に付二レアル半 一八、
- 緋縮緬三反 但一反に付二レアル半 四二、
- 白無地朱珍五反 但一反に付二レアル半 四二、

- 赤天鷲絨地縁繡テーブル掛 但五レアル 三一二、
- 當所にて買入れたる上等麝香三斤 但一斤に付一八〇匆 一六二、
- 鮫皮 二枚 暹羅より積渡 但一枚に付五レアル 三六、
- 同 一枚 八〇九、〇六、一四、

現皇帝の代に於て、身分及び役向に付、次に掲ぐる者と共に、前記上野殿が、前皇帝の代に於けると同様なる大炊殿に、(土井利勝)聞く所に依れば、彼は慾深き人にして、従つて其好意は、屢好き進物に依りて興へらる、

- 鐵色羅紗第一五二號六エル 但一エルに付六グルデン半 三九〇デグ〇フストイ〇ベシニ
- トマイト羅紗六エル 但一エルに付六グルデン半 三九、
- 支那生糸二十斤 但百斤に付一八〇レアル 八六、〇八、
- ポール生糸、但短束絲十五斤 但百斤に付二二五レアル 八一、
- 白色模様入朱珍五反 但一反に付三レアル半 四二、
- 厚無地天鷲絨六反 但一反に付八レアル半 一〇二、
- 金羅紗地花カッファ一反 但一反に付一六レアル 三八、〇八、
- 厚地緋緞子二反 但一反に付一七レアル 八一、一二、

元和三年八月十六日

六一一



元和三年八月十六日

六一二

並厚地緞子二反

但一反に付六レアル

二八、一六、

緋縮緬三反

但一反に付二レアル半

一八、

長崎にて購ひたる金盃一個目方六百七匁

金一匁に付銀十四匁即ち一貫五百四十九匁八分

四六四、一八、一三、

計

一〇二一、〇二、一三、

安藤重信  
へノ進物

役向及び身分に於て、前記大炊殿に次ぐ(安藤重信)對馬殿に、

鐵色羅紗第一五二號六エル 但一エルに付六グルデン半

三九、〇〇、デグ フストイ

支那生糸十五斤 但百斤に付一八〇レアル

六四、一六、

ポール生絲、但短束絲十五斤 但百斤に付二二五レアル

八一、

模様入朱珍五反 但一反に付四レアル半

五四、

並無地天鷲絨五反 但一反に付五レアル

六〇、

厚無地天鷲絨一反 但一反に付八レアル半

二〇〇、八、

黑中等朱珍一反 但一反に付四レアル半

一〇、一六、

厚地緋緞子一反

四〇、一六、

計

三七〇、一六、

酒井忠世  
へノ進物

身分及び役向、對馬殿と等しき(酒井忠世)雅樂殿に、

鐵色羅紗第一五二號六エル 但一エルに付六グルデン半

三九、〇〇、デグ フストイ

支那生糸十五斤 但百斤に付一八〇レアル

六四、一六、

ポール生糸、但短束絲十五斤 但百斤に付二二五レアル

八一、

模様入朱珍五反 但一反に付四レアル半

五四、

並無地天鷲絨五反 但一反に付五レアル

六〇、

厚地緋緞子一反 但一反に付一七レアル

四〇、一六、

厚無地天鷲絨一反 但一反に付八レアル半

二〇〇、八、

厚地吳紹服一反 但一反に付五レアル半

一三、〇四、

計

三七三、〇四、

板倉勝重  
へノ進物

京都の町及び地方に於て、皇帝陛下に代る最高執政官兼裁判官にて、日本人に對する我等の訴訟は彼に提起し、常に我等に好意を寄する(勝重)板倉殿に、

鐵色羅紗第一五二號六エル 但一エルに付六グルデン半

三九、〇〇、デグ フストイ

鼠色羅紗六エル 但一エルに付六グルデン半

三九、

支那生糸十五斤 但百斤に付一八〇レアル

六四、一六、

元和三年八月十六日

六一三



長谷川藤  
廣へノ進  
物

元和三年八月十六日

六一四

ポール生糸但短束絲十五斤 但百斤に付二二五レアル 八一、  
 模様入朱珍五反 但一反に付四レアル半 五四、  
 並無地天鷲絨五反 但一反に付五レアル 六〇、  
 厚地緋緞子一反 但一反に付一七レアル 四〇、一六、  
 厚無地天鷲絨一反 但一反に付八レアル 二〇、〇八、  
 厚地吳紹服一反 但一反に付五レアル 三一三、〇四、  
 計 四一二、〇四、

長崎及び堺の知事兼裁判官にして、今日まで、皇帝陛下の爲め、物品購入の  
 任に當り、我が來航の始より常に訪問し、進物を呈したる左兵衛殿に、  
 鐵色羅紗第一八六號六エル 但一エルに付六グルデン半 三九〇、  
 支那生糸十五斤 但百斤に付一八〇レアル 六四、一六、  
 並無地天鷲絨三反 但一反に付五レアル 三六、  
 白無地朱珍三反 但一反に付三レアル半 二五、〇四、  
 模様入朱珍三反 但一反に付四レアル半 三二、〇八、  
 計 一九七、〇八、

本多正純  
ノ用人へ  
ノ進物

土井利勝  
ノ用人へ  
ノ進物

利勝ノ祕  
書官へノ  
進物

板倉勝重  
ノ用人へ  
ノ進物

井上正就  
へノ進物

上野殿用人三人に、  
 一幅半鐵色羅紗第一八六號三エル 但一エルに付六グルデン半 一九、一〇、  
 厚地吳紹服二反 但一反に付五レアル半 二六、〇八、  
 計 四五、一八、

大炊殿の用人に、  
 鼠色羅紗三エル 但一エルに付六グルデン半 一九、一〇、  
 タファチリヤ三反 但一反に付二レアル 一四、〇八、  
 計 三三、一八、

派遣員の爲め、大なる援助を與へたる大炊殿の祕書官カクゼ<sup>(角左衛門)</sup>モ<sup>ン</sup>殿に、  
 二幅黒綾絹一反 但一反に付四レアル半 一〇、一六、  
 板倉殿の用人に、  
 厚地吳紹服一反 但一反に付五レアル半 一三、〇四、  
 二幅綾絹二反 但一反に付二レアル 九、一二、  
 計 二二、一六、

皇帝陛下の最高侍從三人中の一人井上圭計殿に、  
 元和三年八月十六日

六一五



水野忠元  
へノ進物

元和三年八月十六日

一幅半鐵色羅紗第一八六號六エル	但一エルに付六グルデン半	六一六
黑色中等無地朱珍二反	但一反に付四レアル半	三九〇〇
白無地朱珍三反	但一反に付三レアル半	二一、一二
二幅綾絹二反	但一反に付二レアル	二五、〇四
計		九、一二
同じく侍従たる水野監物殿に、		九五、〇八

一幅半鐵色羅紗第一八六號三エル	但一エルに付六グルデン半	一九、一〇
黑色中等朱珍二反	但一反に付四レアル半	二一、一二
白無地朱珍三反	但一反に付三レアル半	二五、〇四
計		六六、〇六

伊丹康勝  
へノ進物

同じく侍従たる喜之助殿に、

鼠色羅紗三エル	但一エルに付六グルデン半	一九、一〇
黑色中等無地朱珍二反	但一反に付四レアル半	二一、一二
白無地朱珍三反	但一反に付三レアル半	二五、〇四
計		六六、一〇

向井忠勝  
へノ進物

皇帝の船舶司令官の子息(向井)オマカイ將監殿に、

一幅半鐵色羅紗第一八六號三エル	但一エルに付六グルデン半	一九、一〇
タフアチリヤ三反	但一反に付二レアル	一四、〇八
計		三三、一八

パンタン航海の帆船并に暹羅行ジャンク船の爲め朱印二枚を書きたる人に、

厚地吳紹服二反	但一反に付五レアル半	二六、〇八
皇帝陛下并に他の諸公より進物の返禮として絹及び麻の日本服を持參したる者六人に、	但一反に付四レアル	五七、一二
並吳紹服六反		

京都の旅宿の主人の子供等に、	但一反に付一レアル四分の一	九、〇一
色綾絹三反		四、一六
黒綾絹二反	但一反に付一レアル	一三、一七
計		

大坂の旅宿の主人の子供等に、

元和三年八月十六日



元和三年八月十六日

色綾絹二反

但一反に付一リアル四分の一

六一八  
六〇〇デグ  
フストイ

黒綾絹三反

但一反に付一リアル

七〇四

計

一三〇四

皇帝陛下及び他の諸公に敬意を表する時、特別の援助を受けたる爲め、京都の旅宿の主人に、

模様入朱珍一反

但一反に付四リアル半

一〇一六デグ  
フストイ

進物の代價總計

五八〇八〇四

進物ノ代價總計

平戸出發より當地歸著に至るまで、前記旅行中の食料、船の借賃、其他諸費、

別記帳仕別之通合計

三貫六百五十七匁四分

十匁一リアル四分の一の割合にて換算し、

一〇九七デグ  
フストイ

進物諸經費一切總計

六九〇五〇九デグ  
フストイ  
ンペンニ

ヤンベルクハウト

エルベルト・ワウテルセン

マテイ・ステンブルク

自署

平戸の領主其他諸役人不在の爲め、未だ進呈に至らざる進物の代價合計

進物及ビ諸經費ノ總計

進物諸經費等總計

二九五六一六デグ  
フストイ  
九八六二〇五〇二

一六一七年

ジャック・ス・ス・ペックス 自署

一六一七年十月十一日○元和三年九月附平戸發艦隊司令官ヤン・デ

イルク・ゾーンラムより聯合東印度會社重役に贈りし書翰の一節、

右認め終りたる時、十月三日、我が派遣委員等、皇帝の許より、當地に歸著し、陛下并に大官より好く遇せられ、大なる満足を以て辭去せる旨を報告せり、但し、其貨物を掠奪したるに依り、ポルトガル人、支那人、其他敵を生せしが、皇帝は自領内に於て起りたる事件に非ず、他の領土に對しては、命令を下すこと能はずと云ひて訴を退け、我等をして、其領土の見えざる地に於て、ポルトガルのカラク船を捕獲する限りは大なる困難を生ずることなかるべきを悟らしめたり、故に日本は前に擧げたる多くの理由に依り、我等に有用にして、商館が會社に對して損害を及ぼさざる限り、僅なる理由に依り、之を捨つべからず、永く此處に留まらば、今日までよりも、將來我等

平戸商館ハ容易ニ閉ス可カラズ

元和三年八月十六日

六一九



やんぶ  
すてん  
好意

元和三年八月十六日

六一〇

の利益となるべし、  
當日本に、デルフトのヤンヨーステン・ローデンス・タインと云ふ人あり、其伯父はデルフトに於て、重役の一人なるが、我等の爲め大に盡力し、皇帝并に大官等より好く遇せられ、親蜜なる交際あり、彼は我等の派遣員、年々皇帝に敬意を表する爲め上る」と共に、屢同行し、我等の事件の爲め、少しく面倒なる今日の事件の如きもの、大に盡し、之に依り、數年來、當地の習慣に従ひ、彼に謝意を表したり、彼は又會社の爲め、用をなすことを大に喜べり、

〔リチャルド・コックス日記〕（歐文材料第十八號譯文）

一六一七年八月二十日、○新曆三月二十日ニシテ、元和オランダ人等は、本日皇帝の許に上りたり、依て彼等の船は、出帆に際し砲を發したり、即ちアルバルツスマチアス及びバルクハウルト君此用務に付派遣せられたり、○下二十一日、○新曆三月三十一日ニシテ、元和オランダ人等は、今朝宮廷に向け出發し、船及び商館より多數の砲を發したり、○下九月五日、○新曆八月十五日ニシテ、元和三彼○大坂定宿ノ主人の語る所に依れば、オランダ人はジョン・ヨーセンの勸に従ひ、平戸の王に知らせずして、

蘭人ノ出  
發

蘭人將軍  
謁見ヲ拒  
絶セラル

直に伏見の皇帝の許に到りしが、彼等が謁見の許可を得る前、平戸の王の奉行を同伴すべしとして、上野殿及び大炊殿より逐ひ歸されたり、但し彼の云ふ所に依れば、皇帝は、彼等の携へたる獻上品は受納せりと、○下九月十日、○新曆八月二十日ニシテ、元和予は平戸のニールソン君及びオステルウイック君宛に書翰を認めて、孫左衛門殿の傭人に託送し、我等の當地到著と蘭人は昨日指令を期待し、イスパニヤ人は、一昨日指令を受取りたる事を通知せり、○下

十七日、西伏見城ニ天台論義アリ、

〔義演准后日記〕 二十 八月十七日、於伏見天台衆論義云々、相國御忌日也、

〔慈性日記〕 一 八月十七日、御城ニテ御論義候、聽聞ニ參候、○下

二十日、壬院御所ニ行幸アリ、上皇ノ御病ヲ問ハセ給フ、

〔土御門泰重卿記〕 二 八月廿日、壬子、仙洞從御番所直ニ御見廻申上候、晚

御見廻申也、退出之次、國母（様殿之）へ御様躰申上候、御留守御所也、退出即刻國母（様殿之）より召候、則致祇候、禁中御廊下國母様御殿へ被懸、仙洞へ行幸有之候、由仰也、日柄如何御尋候也、予御前之事候條不及注進、今日（壬子）戊子吉日候條、可然之由

元和三年八月十七日 二十日

六一一



申上候へハ、則先國母様御殿迄御成候也、即直ニ國母様衣冠ニテ相詰申候、  
亥刻ニ御成、女中方まで御供、但中御門宰相御供也、後ニハ御番衆ニ中院宰(通行カ)  
相、高倉嗣良朝臣致祇候、兩四人共、國母御前ニ御酒賜畢、先以珍重之事也、沈  
醉之故令宿院參不申候、

〔參考〕

御和談ノ  
成立

〔續史愚抄〕

五十三 後水尾院上 八月二十日、壬子、院御惱増氣、主上經假廊渡御國  
母前院女御、御所、次入御院御所、按、御和談先之成歟、即還御、泰重卿記、

二十一日、癸丑朝鮮來聘使吳允謙等渡來シ、是日、京都ニ抵ル、幕府、之ヲ大  
德寺ニ舍ク、

〔孝亮宿禰日次記〕

五 八月廿二日、甲寅、晴、朝鮮人大將三人從者等、昨日著  
紫野寺云々、三ヶ年一度出洛云々、

〔慈性日記〕

一 八月廿一日、朝鮮人今日大德寺へ通り候、宰相様御同心ニ  
て見物ニ參候、久我大納言殿御座町屋へ參候、初而知人ニ成ル、御振舞給候、

〔羅山先生文集〕

二十二 朝鮮信使來貢記 時大樹偶在京居伏見城  
元和三年丁巳秋八月廿一日、朝鮮人來貢、令居紫野之天瑞寺總見院、其三使

板倉勝重  
ノ饗應  
本多正純  
等ノ慰問  
宗義成伏  
見城ニ登  
見テ朝鮮  
ノ進物ヲ  
獻ル

通政大夫吳允謙、通訓大夫朴樺、通訓大夫李景稷、又朴崔兩通事、及上官等、上  
下都四百數十人、京尹板倉伊賀守勝重奉旨饗之、七三使、五通事等、三其  
各賜飲食有差、今日執事本多上野介正純、及板倉伊賀守勝重爲使節、自伏見  
赴紫野、勞朝鮮使之遠到也、兩人裝束、諸大三使出迎之、廿三日、對馬嶋宗義成、  
柳川調興シテ出於御前、有獻物、是與朝鮮人同來故也、カ、ル、略、伏見登城ノコトニ  
ニ收

〔東武實錄〕

一 八月廿一日、御代替ノ賀儀トシテ、朝鮮國ノ正使通政大夫吳  
允謙、副使通訓大夫朴樺、從事官通訓大夫李景稷來朝シテ入洛ス、大德寺ヲ

以テ旅館トス、時ニ公ハ伏見ニ御在城有リ、

〔元和年錄〕

坤 八月朔日、金朝鮮人來朝、是ハ大坂御陣太平の御祝儀のハ免  
ヨ三使を進上、使者と通政大夫吳允謙(謙)、通訓大夫朴樺、通訓大夫季景稷、又朴崔

兩通事、上下四百餘人也、紫野大德寺著、天瑞寺總見院ニ旅宿、此時旅宿之門  
外ニ而、武官の唐人から鍍炮二ツ打、文官の唐人管絃をいゝし、扱宿ニ著申  
候由、御馳走之奉行、人板倉伊賀守也、

八月二日、三十三日本多上野介、板倉伊賀守爲上使、大德寺へ參、是ハ遠路太儀之上意



元和三年八月二十一日

六二四

也、三使庭ふ出向て、立て禮有之、童形之唐人、人參を茶のおとく煎し、天目こ入、臺こすへる、御上使の前は持來、

八月三日、宗對馬守、柳川豐前守進物を披露申、

〔交隣考略〕 一元和三年丁巳、信使來聘、

正使吳允謙

副使朴樸

從事李景稷

慶長十九年、寅、大守義智公、奉東照君之命、遣使於朝鮮、請信使之來聘、蓋令賀平定大坂、而邦内一統也、義智公逝去之後、元和三年秋七月六日、信使泊帆子鰐浦、同月八日、到本府焉、大守義成公接伴、方首座相從也、同年秋八月廿一日、到京都、拜謁大君秀忠公於伏見城也、

此時信使、對府寓宮谷、京都、大德寺、

〔朝鮮聘禮事例記〕 元和三年丁巳、明萬曆四十五年、朝鮮國王李琿、吳允謙、朴樸、李景稷等を使として來聘せしめ、大坂既ふ滅亡して、方内一統ある事を賀せしむ、

宗氏朝鮮  
ノ來聘ヲ  
促ス

此年、朝鮮國王、三使をして渡海せしめらせしと、去歲の役、大坂すであ没落して、天下彌御一統なし給ひ、且、秀吉公の子孫斷滅の程、朝鮮國王ふ於ても、大慶致せのよしあり、且、御當家末御長久次賀し奉るをての使聘なり、正使通政大夫吳允謙、副使通訓大夫朴樸、從事通訓大夫李景稷也、某月日、三使對州ふ著岸、宗對馬守義成、儀智の子、柳川豐前守調與、京直匠、同く伴して、江戸へ趣く、八月廿一日、京都へ上著、前例のよく、大德寺に館せしむ、此時、藤長老すてふ死し、方長老といまた、東福寺にあり、寺に館せしむ、對へ趣きり多るゆへ、對州の家人、島川内匠といふ者、少しく文才ある、以て、書簡役、勤め、道中、差引して、京都、九月五日、ノ下略、伏見、登城、及、歸國、ノコトニカ、ル、本月、二十六日、及、九月五日、ノ收條ニ、

〔兩足院朝鮮記錄〕

馬三、鳴儀條、使船和解、住持籍、

信使來聘年考

元和三年丁巳八月、義成接伴、方首座相從、

○略上

○宗義智家康ノ命ヲ奉ジテ、朝鮮ノ來聘ヲ促スコト、二年十二月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔毛利氏考證論斷〕 六下

七月二十五日、今年、朝鮮信使來聘ノ由、幕府ノ執政

元和三年八月二十一日

六二五



毛利氏ノ  
朝鮮來聘  
使接待

朝鮮トノ  
交涉日本  
和ヲ請フ

吳允謙ノ  
上書日本  
ハ寇讎ノ

元和三年八月二十一日

ヨリ奉書及ヒ人員ノ記ヲ出サル、○中  
考證 益田頼母家什書

先月廿五日六日之書狀到來候、萬被申越通承知候、

一朝鮮勅使來朝付而御奉公之寫、并人數付、長門（毛利氏領）より差下被申候、披見候、

於下關上關宿賄之儀、頓申付相待、○中

八月六日

宗瑞 御判

（益田元詳）

〔光海君日記〕

二百十 丁二月癸卯、日本請和、將遣吳允謙等回答、改造爲政以

德之寶、此寶、藏是尙瑞院、酬答日本時例用、而失於兵、至是工曹請改鑄、故禮曹議定以造。

〔光海君日記〕

四百十 丁四月乙巳、回答使吳允謙啓曰、臣等此行實出於不得

已、而倭奴寇讎之域、與天朝父母之邦、情義不同、赴京員役、雖賚持物貨、慙遷有無、固無所大害矣、臣等之行、如有挾貨商販之事、則非但使臣見侮、國家蒙辱、競利較詰、不無轉輾生事之患、自臣等行中所當嚴飭禁斷、而萬有同行之人、顏情稔熟、似不足驚動其心、請依赴京搜檢例、發遣京官、臨乘舡時、搜檢被捉之人、斷以潛商之律、臣等聞、沿海水手、率多被虜、而還者、若以此輩充定舡格、則此輩能

朝鮮遣使  
明國ニ告  
事、日本ノ  
事情ヲ探  
ラシムコト  
ヲ請フ

秀忠書ヲ  
朝鮮ニ贈ル

宗義成書  
朝鮮ニ贈ル

通倭語、與倭相熟、渡海之後、經過許多館舍、留滯許多時日、不無潛相出入、漏通

言語、惹起事端之弊、請令該司行會本道、凡被虜逃還人、一切勿定舡格、傳曰允

〔光海君日記〕

五百十 丁五月癸巳、對馬島倭橘智正（平手）持關白書契、修好于我、且

請使臣、遣吳允謙等回答、因奏聞天朝、其咨曰、朝鮮國王爲謹奏、爲倭情事、本年正月二十二日、據慶尙道觀察使成晉善馳啓、該東萊鎮兵馬僉節制使黃汝一呈節、該對馬島倭橘智正、委因日本國王源秀忠差遣、將齋書契、駕舡出來等、因備呈具啓、得此就將見到秀忠書契、看得該寫、日本國王源秀忠奉書朝鮮國王殿下、比年命對馬島主平義成、要迎貴國之使、今者無他、要知兩國隣好之篤、與仁義之重也、今茲平義成告曰、朝鮮信使越海、更見隣好之篤、仁義之重、則幸之幸哉、具悉在對馬島主平義成之書中也、等情、又該對馬島主平義成投書禮曹、義成即義智之子、而本名貞光者也、書契曰、信使越海、告報于吾殿下、請思旃、連年愚島所詔之者、覺今是而昨非、珍重多幸、早速早速爲要迎信使、差橘智正、以待之外、無他矣、餘在智正舌頭等、因得此行、據議政府狀啓、節該自往年以來、對馬島主平義智等、節次來款、投呈書契、每以承受家康指教、要請通好爲言、前後致懇非止一再、該曹及邊臣、輒以海上大小事情、例該逐一具報天朝、今此信使

元和三年八月二十一日



日本ノ懇  
請

對馬ノ存  
亡ハ信使  
カ、來否ニ  
日本ノ請  
ヲ得クル  
ハ得策ニ  
アラズ

家康遠征  
ノ風説

慶長十一年  
ノ交渉

元和三年八月二十一日

六二八

一款尤難輕議用是推諉者已經累年茲者秀忠承籍家康餘烈必欲邀得本國  
 信使乃以此事專責於馬島而平義成以乳臭少兒嗣襲島主之任惟恐所幹不  
 成獲罪於日本蓋自萬曆乙卯以至於今日本之送款橋倭之來懇尤益逼切而  
 各倭口說有稱大坂秀賴以逆意欲傾日域殿下由是西討措日域於泰山之安  
 朝鮮與日本有隣好則豈可不差信使乎信使若不成則馬島竟及難也又曰義  
 弘長政乘時動搖奪占我島則貴國亦何利焉又曰本島之存亡係信使之來否  
 日本若知此事不成則禍將難測云云據其所報參以情迹今若一意撓斥終亦  
 見絕則彼乃無聊必將轉成仇狠誠不可不長慮而却顧也先該萬曆三十年對  
 馬島倭再次刷還被擄男婦來稱家康有命催報和事具經節次聞奏朝廷咨報  
 禮兵二部經略軍門因此本國委遣諳倭情人役全繼信等前往本島因謂彼中  
 事情又於萬曆三十二年馬島刷還人口或稱和事久無明報家康惋怒令各州  
 治兵將要發動又據被擄人金光口報家康已定三衛倭將擬欲動兵前來得此  
 備咨鎮江遊府請行轉報仍念島夷實情無從探知乃差僧人松雲著令跟同橋  
 倭轉入日本細探事情又於萬曆三十四年家康修書送使伊情所在雖不可測  
 渠既有書不可無報為此差送呂祐吉等回報家康目今合無照依前項事例另

慶長十九  
年ノ交渉

元和元年  
ノ交渉

宗義智兩  
國ノ關係  
ヲ彌縫ス

元和三年八月二十一日

六二九

差役員與同倭使前往日本報答秀忠刷還被擄人口仍行緝察一面具奏天朝  
 相應等因具啓據此臣竊查先該萬曆四十二年十一月內據議政府狀啓該慶  
 尙道觀察使張晚呈節該馬島倭人橋智正駕舡來到釜山港口投呈書契內稱  
 對馬島大守平義智謹啓禮曹今因要稟貴國信使差橋智正矣仰望快早得成  
 何幸如之陋島拘攝兩國之間不耐其憂者在於彼此之事事若不成則竟陋島  
 之過也等因備呈具啓據此另行海鎮官司飭諭本倭仍令該曹據義回書外具  
 報鎮江遊府又該萬曆四十四年九月慶尙道觀察使權盼馳啓節該對馬島倭  
 將齋島主平貞光投呈禮曹書契來到內稱今差橋智正無他也僕共橋智正見  
 殿下不變請信使者頻也信使若不來則僕介于兩國之間事不成而竟及難也  
 貴國但差信使以得私家乎等語得此仍令該譯就對橋倭問說今此書契中所  
 稱要請信使者何意乎本倭答稱家康平定內難秀忠專國情欲通好於貴國邀  
 致信使以爲借重之計島主承襲父職委傳家康之意而已俺之今來專爲信使  
 貴國若不許則俺恐難虛歸該譯再詰曰本國機務無論大小一切稟報天朝此  
 實爾島素所熟知者也本倭答稱義智已亡貞光年弱前日義智能周施兩間自  
 多彌縫方今之事異於前日貴國必須酌處免致後患等因具啓據此竊啓本倭



憑藉家康之言、辭意狡猾、頗涉恐喝、其間情節委屬叵測等、因具咨鎮江遊府去、訖、又該慶尙道觀察使成晉善馳啓、該東萊鎮兵馬僉節制使黃汝一、將對馬島、刷還本國被擄人辛景鸞等、轉解緣由、備呈具啓、據此著據、政府陪臣、會同多官、審問本人、供稱、一名辛景鸞、年四十歲、係慶尙道梁山郡人、萬曆二十五年、俺委於魚谷里、撞遇倭賊、仍被擄去、轉往日本國五沙浦主倭平秀羅陣中、住經一年、逃居于長崎等地、適逢橘智正之歸、跟隨出來等、因據此、仍問日本情形、景鸞口說、俺在日本、聽得平秀賴寵將、名曰片桐市正、家康陰結本倭、謀毒秀賴、事覺、片桐市正與同兄弟三人、叛歸家康、會合大兵、攻擊秀賴、家康見敗、精兵三萬殲盡、無餘、家康力屈自降、割斷手指誓佛謝天、寫出盟書、以表不叛、請將六十六州盡獻秀賴、願保食邑、乞貸母子性命、秀賴許之、家康便生一計、仍告秀賴、俺年老錯計、爲此妄戰、自取敗亡、今雖獲保軀命、將何面目見人、如將大坂城子、略爲墮毀、有若俺攻城空掘者、然則俺庶有藉口之地矣、本城毀損之處、俺當刻日服役修築、秀賴扭於常勝、遵信所言、便毀本城、且緣家康係是秀賴舅父、仍放歸去、翌年三月、秀賴委送一女、致詰家康、築城之役、緣何遲延、家康佯應、俺聽得秀賴已自整治城塹、却要再戰云、未知是否、本女答稱、此言虛妄、大坂城子見未修築、家康

捕虜辛景鸞、朝鮮ニ歸リテ日本ノ情勢ヲ語ル

宗義成書ヲ朝鮮ニ贈ル

曰、俺之前日盟約、真是差了、目今秀賴欲戰、俺如何不應當以一劍共決死生、乃徵兵諸處、先發虛聲、通告某某州某某將、要趁八月、督兵來會、復於密地潛約腹心諸將、進定師期、於四月、統合諸兵、五月初一日、與秀賴廝戰、二日、三日、四日、五日、六日、一連大戰、適會秀賴城中、有內應細作、先將硝藥所貯去處、放火爲號、秀賴遂敗、與其標下、俱各自死、此時對馬島平貞光、適赴日本、皆預其戰、家康平定日本、要得朝鮮信使、乃遣貞光歸島、且招橘智正、力請信使於朝鮮、見今本國被擄之人、在倭國未還者甚多、皆曰、信使入來、則俺們可得生還等、因據此、又該釜山往來官譯問據、各該倭子所說、日本事情、亦與景鸞所供略同等、因具啓得此、又該萬曆四十四年三月、據慶尙道觀察使成晉善馳啓、該東萊鎮兵馬僉節制使黃汝一、呈稱、對馬島倭橘智正、來到港口、對譯學邢彥吉說道曰、本國要信使、專責本島通款、而未蒙貴國準許、島主深以爲悶、貴國若一向牢拒、則俺亦歸報日本等、因具啓、據此行間、又該十一月、馬島差倭橘智正、齎到書契、內稱、平義成謹上書禮曹僕夏之季、退江戶、而秋之季、九月、還著陋島、是以今差遣橘智正者、也、來歲之春、見差信使、則何幸如之等、因備呈具啓、據此、仍著邊臣、如前省諭、打發、節次具報、鎮江遊府去後、又該對馬島主、投呈禮曹書啓、內稱、今差飛艇復遣



橘智正汲汲於此者無他、蓋陋島介于兩國之間、欲遵守先祖遺訓、永固藩籬、而愚父不幸短命而死、僕今孤弱、恐不能圖保吾殿下、至今不忘往歲信使之誇光、自前強請、而貴曹非但不許、加之責示、事非常例、恐難輕議云、如是縷縷之意、若達殿下、則必被傍人之讒、竊念前例、有貴國松雲大師之行、自是兩國平安、又於己酉日本國王之使越海、于今八載也、其後貴國寂無報禮、是其有禮與不禮哉、今即請信使者仁義之禮也、伏願俯諒事勢、特許一遭遣使、刷還擒人、以安生靈也哉、是亦不謂兩全乎、今日告急、全非為自己利益之謀也、幸更賜德音等情、具啓、據此依前打發去後、又該副護軍鄭信道啓稱、節該伊族人全以生、朴卦同等、曾被倭賊擄去、頃因對馬島倭子付書到來、該寫俺等離鄉土、失父母、至今不死、日望我國好奇、俺見住薩摩州、此州被擄人并三萬七百餘名、善習鳥銃槍刀之藝、皆願我國刷還等情、具啓、據此行間、今該前因既經政府商確、具啓、臣竊參詳往年、家康之首款於小邦也、蓋嘗曰、秀吉之侵犯貴國、我在關東、我兵無一人渡海者、且曰、吾則盡反秀吉所為、既已刷還被擄男婦、繼復縛送犯墓之賊、以輸誠款、比時小邦曾將此等事情、具行奏報天朝、乃有差遣員役之事、邇者家康吞併大坂、秀忠平定諸島、形勢鷗張、越添强大、自謂勦滅小邦之仇賊、數年之間、請使

薩摩ニ在  
ル朝鮮ノ  
捕虜三萬  
七百餘名

使ヲ日本  
ニ遣リテ  
國情ヲ探  
ラシム

日本ハ萬  
世不共ノ  
讐

吳允謙等  
對馬ニ著  
ス

宗義成書  
ヲ朝鮮ニ  
贈ル

日急、槩其本情、似是借重誇詡、而其間狡猾抑或難測、但事有經權、機有便否、欲依先前差送員役事例、因便報答、以示羈縻之意、兼要刷還被擄人口、仍復緝探彼中事機、允合便宜、為此更飭政府陪臣、從長另行外、緣係倭情事理、為此謹具奏聞、謹奏、

〔光海君日記〕

六十

丁六月甲寅、對馬島主及調興等、再送舡一隻、倭九名、以

來探聽、回答使行止、統制使鄭起龍狀啓、以聞、

丁六月己未、備邊司啓曰、回答使依丙午年例、兼刷還使、稱號改付標、急速行移、何如、傳曰允、

史臣曰、彼島夷、實我國家大小臣民萬世不共之讐也、通信回答雖曰不得已、一之已甚、其可再乎、人有別回答使詩曰、試向漢江江上望、二陵松柏未生枝、

嗚呼痛哉、詩故參判尹安性之詩也

〔光海君日記〕

七十

丁七月癸未、回答使吳允謙、朴樺狀啓、本月初七日、朝發

舡、夕到對馬島、

對馬島主平義成書契入來、

〔備邊司謄錄〕

丁巳正月初三日

元和三年八月二十一日

六三三



井手智正  
朝鮮ニ使  
ス

元和三年八月二十一日

六三四

啓曰、以慶尙監東萊府使書狀、備忘記、此書狀下備邊司、急速議處事傳教矣、橘智正出來、日月已久、而使臣差遣當否、更爲覆議、啓稟定奪之際、自至遲延、因此接慰使之行、趁未發送、狡倭之伴、示發怒之形、冀聞遣使之音、宜無恠也、想沈謂之行、今則已爲到彼、黃汝一、辛荃亦應挽留橘倭、以待朝廷之命、無疑也、假使橘倭生怒、忙歸留館之倭亦多、沈謂之到、彼必爲聞見、方飛艇通之、若然則橘倭自當還來也、敢啓、答曰、知道、將此事意、詳細下諭于接慰官、及慶尙監司、東萊、釜山等處、使之從長以處、

丁巳正月初三日 祕密

備忘記、以倭書契久不回答之故、橘倭發怒入去云、備邊司何如是緩々處置乎、不察甚矣、今後、凡于邊事、急々議處、使無失機之患、回答使亦何至今不爲差出乎、數日內速爲差出治裝、四月發送、前日下送書契答書、付與留館倭、速令入往傳授橘倭事、令備邊司當日內從長議處、啓曰、備忘記、橘倭發怒入去云、備邊司何如是緩々處置乎、回答使亦何至今不爲差出乎、書契答書付與留館倭、速令傳授橘倭事、令備邊司當日內從長議處、事傳教矣、當此國事艱虞之日、臣等待罪籌邊之列、奉職無狀、致勤聖教、無任隕越之至、但遣使一事、所關非細、必須齊

井手智正  
朝鮮ヲ退  
去セント  
ス

遣使ハ重  
大事ナレ  
ハ熱慮ス  
ベシ

朝鮮井手  
智正ヲ慰  
撫ス

會熟講然後可無未盡之事、方橘倭出來之初、適因朝家多事、本司堂上未能齊會、累次啓稟、批下後、覆議定奪之際、自至遲延、而回答使差出事、則已令該曹舉行矣、大槩橘倭以信使之行、決一島之存亡、期望甚重、內不能無惑、猶恐信使之或未準許也、恐嚇邊官、以爲催督之地、其所以發怒也、欲去也、皆詐也、非真也、今則沈謂狀啓、二十八九日間、當設宴接慰云、而黃汝一等、更不以橘倭開洋過海、馳啓橘倭之不去、似無疑也、設使已去、渠必還來、保無他慮、且日本書契回答書、則自當依舊例、付送於回答使之行矣、貞光書契回答、則似聞該曹、付於接慰官之行云、亦應傳授於橘倭矣、敢啓、

丁巳正月初四日

政院啓曰、以備邊司假使橘倭生怒、忙歸飛艇通之事、回啓、將此事意、詳細下諭于接慰官、及慶尙監司、東萊、釜山等處、事命下矣、今見接慰官沈謂狀啓、則去月二十七日到東萊、二十八九日間、與倭使相接、設宴計料云、今此下諭、何以爲之、傳曰、橘倭留館否、未可知也、第卽下諭、沈謂及東萊府使、十分觀勢、察爲、啓曰、以司啓辭、答曰、知道、將此事意、詳細下諭于接慰官、及慶尙監司、東萊、釜山等處、使之從長以處、事傳教矣、此事曲折、昨已備盡陳啓矣、前後啓辭、及批答事意、枚舉

元和三年八月二十一日

六三五



元和三年八月二十一日

六三六

下諭於接慰官及慶尙監司、東萊府使等、宜當敢啓、答曰依啓、

丁巳二月十九日二十日朝受來、

回答使啓曰、臣受命將至一月、而副使尙未差出、員後亦未差定、治行之事、專未下手、發行前、日月不多、誠爲悶慮、其中裝艇一事、最爲緊關、所當堅緻、整齊、俾無未完、然後可以趁即乘艇、且無洋中之患、臣聞頃因丙午之行、皆有動退、幾敗之患、此極可慮也、本道雖令統營各營監造、而監造之人、如不用心、則臣行到艇邊、臨時修改、必有窘迫難處之事矣、甫里浦萬戶鄭忠信、精詳解事、方在釜山近地、如使此人、凡裝艇諸事、眼同勾管、以臣軍官仍爲帶行、渠所終始往還、人情不得不盡誠爲之、事甚便益、而且所帶軍官六人、內四人、則臣當自望矣、其餘則令該曹、勿論宣傳官實職、極擇有心計、有將來軍官稱號帶去、則非但臣一行矜束、使之身親履歷、熟諳彼中情形、他日南邊任事之時、必有所益矣、傳傳官乃近侍之臣、軍官啓請、極爲未安、而往在庚寅、金若胤、黃進、李奎文、皆以宣傳官帶去、臣所聞知、故敢啓、且臣軍官禹尙中、以新出身、應在赴北之中、令該曹除防、仍爲帶去、何如、傳曰允、

丁巳五月二十二日 祕密 備忘記五月二十日下、

日本  
朝鮮  
易品  
貿

啓曰、備忘記、今此回答使之行、國家不時所用倭朱紅、及上品銃劍、優數買來、而此外如有係于軍器等物、可買來者、令備邊司、戶曹、同議啓下、給價以送、若有我國長技、弓箭等物、賣去者、則使臣以下、當重治事、言于備邊司、令使臣等十分著實、舉行事傳教矣、今此回答使之行、軍官通事之輩、不無賣去弓箭等物、潛相買賣之弊、依上教、令使臣各別禁斷、犯者繩以重律、使臣不能禁斷、則亦難免罪之意、知委於使臣爲當、至於朱紅銃劍等物、釜山開市處、絡繹出來、給價則上品銃劍亦多有之、不患難買、況日本非中原之比、使使臣往來之際、行李蕭然、貿易等事、一切不爲、則恐爲得體、且既許公買、則一行下人、私買濫觸之弊、尤難禁抑、本司諸臣之意、皆以爲決不可爲、非但虧損國體、抑恐仍而見辱云、敢啓、答曰、知道、先祖丁未年、銃劍等物、無貿易規例乎、令該曹察啓、

丁巳五月二十八日 祕密

備忘記、回答使病不得面諭、頃日備邊司傳教之事、一々體行、一行員役中、如有漏洩我國機密事、及一行齎持弓箭等物者、一々嚴禁、詳覈重治、在逃逆賊及罪人、詳細探問、某條捉來、凡于倭情、一々詳探、以啓、被擄男女、多般開諭、盡爲刷還、本叢等及備邊司所言、被擄人等、一々捉來事、各別言送于回答使、

元和三年八月二十一日

六三七

朝鮮使節  
一行取  
緝  
倭情  
偵  
察  
捕  
還  
處  
刷



元和三年八月二十一日

丁巳五月同日

六三八

啓曰、回答使啓辭、不待橋倭導行、輕自渡海、恐傷體面、令廟堂商確指揮事、答曰、依啓事傳教矣、橋倭已渡海之報、本司時未得見、雖云渡海、想必留泊於絕影島矣、假使已爲渡海、使臣之行、不可以此有所進退、到東萊聲言、橋倭不留先導、決不可渡海云々、或退駐梁山密陽之間、則渠必顛倒來迎、猶恐後時而登舡、卜日尙遠、保無久留難處之患矣、敢啓、答曰、知道、急速下諭于慶尙監司、東萊府使處、

〔攷事撮要〕 上 萬曆四十五年丁巳、光海九年、中略先是倭酋家康既滅平秀頼、要

請信使、使數至邊、乃遣吳允謙、朴樺等、回答、兼緝探情形、具由奏聞、略下

〔亂中雜錄〕 五大東野乘三十所收 丁巳二月、元和中日本關白源秀忠、又遣使要

和曰、壬辰犯順之賊、爲上國今盡蕩滅云云、以文臣玉堂吳允謙、兼通信刷還使、朴樺爲副、李急稷爲書狀、下嶺南待風、

〔リチャルド・コックス日記〕 〔歐文材料第十九號譯文〕

一六一七年四月六日、新曆三月十六日ニシテ、元和朝鮮よりの使節皇帝の許に赴く筈にして、近々壹州を通過すべしとの噂あり、

五月九日、新曆四月十九日ニシテ、元和壹州に於ては、朝鮮使節五百人の從者

を伴ひ、今にも到着すべしとて待居れりとの噂あり、依て平戸の王は、彼を出迎ふべき命令を下し、町の最も裕にして、風采佳なる者二十人餘に命じて、彼の弟主殿様の從者として同行せしめたり、但し失費を防がん爲め、彼等各自に費用を負擔せしめたり、  
二十一日、新曆三月二十一日ニシテ、元和朝鮮使節出迎の爲め、平戸當地より對馬に赴けるカボキ、即ち日本俳優、又は娼婦は、途中にて、薩摩の海賊船に襲はれ、彼等が平戸にて獲たる金の爲め、男女共悉く殺害せられたりとの噂あり、

八月三十一日、新曆九月十一日ニシテ、元和中當地に於て、朝鮮使節が、四百五十人の朝鮮人を供に、昨朝當地を出發せし事を知り得たり、彼等の中三人は、主なる人にして、皆同様に威儀を整へたり、皇帝は對馬、平戸の壹州、博多及び當下關等に於て爲したる如く、彼等の通過する各地に於ては、鄭重に彼等を遇することを命じ、日本皇帝經費を負擔して、海上には彼等を輸送する船、陸上には馬乗物〔轎輿〕を備へ、又各地に新館を設けて、彼等を迎へしめたり、或者〔平民なり〕は、彼等は敬意を表し、貢物を獻せん爲め來れるものに

元和三年八月二十一日

六三九



元和三年八月二十一日

六四〇

來聘使ノ  
大坂通過

して、若し然せざれば、皇帝は彼等に對して、戰爭を行ふ可しと云ふ然れども他の者は之に反し、彼等は對馬の住民をして、今後復朝鮮に通商せしめず、寧ろ朝鮮人の對馬其他日本各地に到るを許さんことを、皇帝に歎願せん爲めに來れるなりとの意見なり、○下  
九月七日、○新曆十七日ニシテ、元和三年八月十八日ニ當ル、中略、予が右書狀を認めらる際、朝鮮使節は壯麗なる様子にて、水路此町(大坂)を通過したり、皇帝の命に依りて、彼等は、到る處に於て、王者の如く待遇せられて、喇叭オボイ等は、彼等の前方二三ヶ所にて吹奏せられたり、

岡本玄治  
朝鮮人ノ  
疾ヲ治ス

〔皇國名醫傳〕

杏林雜話

元和中韓使來聘、岡本宗什(玄治)接見于京館、與白

麓、東溟、青丘輩互相唱酬、又治青丘疾、有奇功、青丘歸、寄書謝焉、京尹板倉侯嘉之、爲輯其筆語及詩文爲三卷、以傳于世、

京都本因寺前住日禪寂ス、

〔鹿苑日錄〕

二十

八月廿一日、寅刻小倉僧正遷化、

〔本國寺年譜〕

九

三年丁巳

第十七祖法務如式、

略

○中

八月廿二日、僧正日

禪寂于小倉常寂寺、葬儀修喪如先規務之、

小倉山ニ  
退隱ス

加藤清正  
三好一路  
ノ歸依

木下勝俊  
豫メ墓ヲ  
築ク  
小倉山ニ

〔本化別頭佛祖統紀〕

十七

勅賜本國寺歷代列傳

第十六代究竟院日禪上人傳

師諱日禪、字尊覺、號究竟院、俗姓藤氏、廣橋家亞相國光卿之子、小字鶴壽麻呂、十四歲投栖上室、祝髮得度、爲近衛關白晴嗣公猶子、智行成就、遂就主位、居之十有九年、任權僧正、築隱於嵯峨小倉山而退、金吾黃門秀秋捐貲助之、於後爲寺、勝常寂寺、元和三年丁巳八月二十三日化矣、初文祿元年壬辰、太閤秀吉公征伐朝鮮、殊召加藤清正、授首題七字旗、清正請師讀誦妙經三千部、又羽柴武藏守一路、法號建性院、一露日海、其室瑞龍院、妙慧日秀造客殿方丈寄附之、日秀者太閤秀吉公之姊也、是時又一如重上營構談林、呼求法院、學者雲集、乾遠兩龍由是雄飛、又小倉山上有釋阿俊成卿、明靜定家卿、及寂蓮、西行之躅、長嘯天哉、居士修祠驗之、居士亦傍築小墳、遺言寔骸、于是成師德之所及、初師詣身延山、拜高祖塔、巡勸持品色、讀之躅、跨于佐州、歸路越之富山、曳法流山、妙傳寺、揭助公北地弘通處、迄今人舉懷師之德也、○廣橋家譜、日禪、  
〔本國寺年譜〕八 天正三年乙亥 第十五祖中道院日栖聖人、○中是歲、○略 廣橋亞相國光卿之子、小字鶴壽麻呂、年十四、來受戒、字尊覺、後日禪呼、栖聖退山之後、主當山、退主隱嵯峨、開小倉山、常寂寺是也、○下

元和三年八月二十一日

六四一



六年戊寅 第十五祖法務如常、○中五月十二日、大洪水、大雨、先是日栖使廣橋大納言國光卿直子受戒、稱日禪、然日栖年老法務最難矣、乃告衆將退山、乃衆諾之、補處告禪公、衆亦爲然矣、于時禪公年十八、諸式入山、簡佳日成矣、第十六祖究竟院日禪聖人、爲近衛關白晴嗣公猶子、法務如常、

〔本國寺年譜〕九

慶長元年丙申

第十六祖法務如定、○中

八月、日禪將退

山隱栖、告僧侶魁、魁僧諾之、而奈補處爲禪師告云、我弟子尊忠日桓宜請山主、衆僧諾禪公付法於日桓、築隱於嵯峨小倉山而退、十五日也、禪師年三十六

○日禪、日尊ノ爲ニ、大蔓茶羅圖ヲ畫クコト、慶長八年三月十六日、日尊寂スル條ニ見ユ、

〔參考〕

〔雍州府志〕

葛野郡 寺院門下

常寂光寺

在小倉山、洛陽本國寺僧正日禪建

此寺、而爲退休之地、日禪日野亞相輝資卿之子也、第二世寂如院日韶上人時、諸堂成矣、凡世所稱藤定家卿時雨亭之跡在所々、此寺樓門之北竹林亦謂其跡也、未知孰真也、庭有老松、土人是稱定家所題詠之軒端松、予思軒端松、不可必限此松者乎、○日野家譜、日禪

時雨亭

〔雍州府志〕

葛野郡 陵墓門

日禪僧正塔

日禪上人、日野輝資卿入道唯心之

息男、而元日蓮宗本國寺之住職也、爾後小倉山麓建常寂光寺、而隱斯處、遷化後建塔、

二十二日、寅上皇、中務少輔土御門泰重ヲシテ、泰山府君ヲ祭り、御病ヲ禱ラシメ給フ、

〔土御門泰重卿記〕二

八月廿一日、癸丑、晴、飯後仙洞へ御見廻候處、清所へ

召候條、則致祇候處、サイラク祭之事、可被仰出候由仰也、予不存候由御返事申候、然者泰山府之祭、被仰出候、ん由被仰下候、予御返事、上意次第ニ申候、然共俄ニ大事御不例、一兩日之内ニ、難調候、ん間、先今度少之御祈禱被成、御本復候、ん、重而被仰出可然候、ん由申上候、再三御立願被成候、而可然之由申候へ共、御大事ニ付而も、りやう此事まで被成候と、後までの聞に候條、今日吉日候、ん、行始可申候由仰候條、則退出候、國母様より召候、則致祇候候へ、此度之御祭料、從禁中被仰出候由仰よて、則銀子百枚予請取申候、八木二百石之代と聞申候、晚大風大雨、草木屋壁破損也、入夜行事一座、又仙洞夜物御服御寢席御枕御帶等、長横ニ入申出候、御撫物御鏡也、

サイラク祭

禁中ヨリ祭料ヲ賜フ



上皇崩御ノ雜説

廿二日、甲寅、雨、午晴、行事三座、御神供十二膳、精進、大筒ニテ御飯ヲツキ申候、供物の一まんちう、一りき、一ありれと、一せんへい、一あふらあけ、一あつめ、一くり、一こふ、一おこしこめ、一すあま、一もち、一こんひやく、一りんひやう、此分十二色をとりあり、御酒を供申候、御明十二料足十二貫文御祭壇前左右ニ棚かまへ、やねをいたし、雨をもさけ申候様ニ今度新作也、かりるをよて、神供所を設候、泰山府君祭文十二座、毎度兩段再拜也、

廿三日、乙卯、晴、神事如昨日、午下刻ニ仙洞崩御之由雜説承、驚存候、人を遣候へ、御目まひ申候故、上も下もさのき申候由承及候、一段よく御さ候由申來候、神供亦祭様如右、行事四座、家君一座、以上五座、祭文十二座、予無食、

廿四日、丙辰、晴、神事如昨日、予今日無食、行事六座之内、一座の家君祭文十二座、中臣祓十二反、神供如昨日、今朝御ちやく、此御局より、仙洞御氣一段よく御さ候間、御祈禱抽精誠之由承候、御使立入河内也、晚ニ御ちやく、御局又さきやうれ大夫、又立入りもち、此三所へ神膳一膳ツ、銀錢一貫文ツ、遣候、家中之男女料足二百ツ、衆十八人、三百ツ、衆十人、神供奉行五百ツ、二人、出入之衆三百ツ、六人也、二口合銀錢十二貫文四百文歟、

日待

廿五日、丁巳、晴、神事食事ヲ用申候、日待仕候、行事七座、其内家君一座、祭文十二座、中臣祓十二反、神供同右、

〔中院通村日記〕

一

八月廿六日

戊晴、○中略、上皇ノ御發病、諸社御祈及、昨日、同二十六、從廿二日比、泰山府君祭被始之、從院被仰、但御下行、銀百、自禁、中下給之云々、日來院昇殿、臣下晝夜詰之、或宿或及更退家、○下略

二十四日、丙辰、英吉利甲比丹リチャルド・コックス、伏見ニ抵リテ、國王ノ書翰ヲ秀忠ニ呈シ、英國商館ノ特權ヲ擴張センコトヲ請フ、秀忠之ヲ卻ク、

〔リチャルド・コックス日記〕

〔歐文材料第二十號譯文〕

一六一七年八月十七日、○新曆二十七日ニシテ、元和三年七月二十六日ニ當ル、予は、都より平戸の王の書翰を受取りたり、書中、（秀忠）皇帝は一ヶ月以内に歸還すべきを以て、至急上京せん事を予に勧めたり、

アドバイス號の一般員ユウエンレークと云ふ者、本日死亡したり、依て柩に納め、黒色ベースの棺衣〔即ち被ひ物〕を被せて、キリスト教徒の墓地に運びたり、

大炊殿、予を來訪し、平戸の王への贈物の大部分は、王の平戸に歸還する迄、

松浦隆信  
このつくす  
ノ上京ヲ  
促ス

耶蘇教徒  
ノ墓地



元和三年八月二十四日

六四六

保管し置く方宜しと告げたり、  
 十八日、○新曆二十七日ニシテ、元和三年七月二十八日ニシテ、我等は贈物用として、都に持ち行くべき品と、別に賣却し又は持歸るべきものを選別け、荷造したり、  
 ウイツカム君は、例の如く予を無視し、キャプテン・アダムス其他の人の證言し得る如く、予に對ひて暴言を放ち、彼の契約期限満了せるを以て、英國に向ふべく、此上は商會の爲め盡さすと云へり、  
 予は、英國より歸還せる喧噪なる日本人等に付、大に苦しみたり、予の帳簿に依れば、彼等の大部分は、三ヶ月七十五匁の筈にて、最多き者も、但し唯一人なり、月二十九匁に過ぎざるに、三ヶ月百匁といふ過分の報酬を要求し、  
 又英國に於ける彼等の損耗に對しては、三貫五百匁を要求したり、若しウイツカム君が、右損耗額に對し、彼等が、百五十レアルを受取り、一同書判をなしたる書付を、バンタンより齎らす事なかりせば、彼等の爲め、甚だ苦しみたるならん、又彼等の中一人は、キャプテン・セーリス當地に在りし時、彼等の受取りたる金は、悉く彼等に贈與せられたるものなりとの主張を支持せざりし故を以て、キャプテン・アダムスの家にて、其喉を絞め付け、且通

譯マンチヨが、其眞なるを證明せる故を以て、之に暴行を加へんとせり、予は己の手を控へ、彼等の一二人を誡首せざる様大に力めたり、之をなすも、予は十分申開きをなし得たるを確信す、  
 十九日、○新曆二十九日ニシテ、元和三年七月二十八日ニシテ、ジャック船三隻五島に著し、内一隻は我等のと思はるとの噂、當地に傳はれり、  
 平戸に在る支那頭人アンドレア・ヂッチスと、長崎に在る彼の弟キャプテン・ホウトに、二個の贈物をなすこと、適當と思はれたり、即ち  
 大幅黒ベルペトワン 四分の一反  
 小幅髮色ベルペトワン 四分の一反  
 フスチャン織半反 二分の一反  
 支那との貿易開始に付、彼等の盡力を期待する爲め、兩人に對し、各右の通贈りたるなり、  
 二十日、○新曆三十日ニシテ、元和三年七月二十九日ニシテ、我等出發の準備已に成れるも、王の役人の言のみにて、船は一隻も得る能はず、依て我等は、堺の船を借受けんと決心せり、

元和三年八月二十四日

六四七



元和三年八月二十四日

六四八

上京ノ爲  
ニ雇フ  
船

二十一日、○新曆八月十一日ニ當ル、元朝鮮の海岸に漂著せしジャンク船一隻、交趾支那より本夕入津せしが、橋を失ひたるジャンク船一隻、港外にありと報じたり、我等の船なるべしと考へたれば、彼等の困憊せるを思ひ、我等の早船に、食料品及び新鮮なる水を積みて差遣したり、又支那頭人のジャンク船、夜に入りて東京より到着せり、○中略、おらん上人上京ノコトニ殿の爲め、屢延期せしめられたれば、我等は贈物を持ち行く爲め、丁銀八百匁にて、堺の船一隻を借受け、別に船頭に丁銀一枚、船員に又一枚を與ふることゝなしたり、

支那ノ陶  
器

今夜遅くジャンク船一隻、交趾支那より入港す、交趾支那の支那人の爲め、荷を積めるものなり、  
二十二日、○新曆八月一日ニ當ル、元今夜非常に遅く、支那の小ジャンク船一隻入港す、支那の陶器を搭載せり、  
二十三日、○新曆八月三日ニ當ル、元予は外科醫ロバート・ハウリーに、彼が曾て予に與へし物に對し、一貫目を與へたり、  
予は、予が上京の留守中に用ふる爲め、二十貫目をオステルウィック君に

英國ヨリ  
歸國ノ日  
水夫ノ  
訴フ

訴訟ノ判  
決

交付し、且つ覺書三通を渡せり、即ち一通はウイリヤム・ニールソン君に、一通はジョン・オステルウィック君に、一通はエドモンド・セイヤーに、彼自身とウイリヤム・イートン君の爲めに渡せり、即ち予が都に上りて、不在中に、彼等の成すべき事に關するものにして、寫に見ゆるが如し、  
次で我等は、荷物を悉く都行きに船に積み込みたり、英國より歸りし紛擾を起せる日本人等、予が彼等の給料を支拂はざるを法廷に訴へ出でし事を知りて、予はキャプテン・アダムス及び通譯マンチヨが、契約成立當時の證人たり、又予が帳簿に記載せる如く、何時にても彼等に負ふ所を支拂ふ準備あること、并に彼等の狂暴なる舉動と、虚偽の誹謗とを告げて答辯したり、

二十四日、○新曆八月三日ニ當ル、元國王の弟主殿様は、英國より歸還せる喧噪なる日本の水夫等には、契約通支拂をなし、残れる訴訟に付ては、都に在る彼の兄なる王に報告すべし、彼は必ず予を満足せしむべき處置をなすべしと予に傳へしめたり、彼は又奉行一人を同行せしめ、道中予が用務を幫助せしむべしと傳言せしめしが、予は彼の兄なる王上方にあれば、其

元和三年八月二十四日

六四九



元和三年八月二十四日

六五〇

必要なしと答へたり、

支那頭人五島より歸りしが、彼は我等のジャンク船シーアドベンチュア  
號は對馬に入津し、其大櫓を失ひしは、同船なりとの意見なり、願くば神同  
船に付好報を傳へしめ給はんことを、

二十五日、○新曆九月四日ニシテ、元予はニールソン君に、次の品物の代と  
して、十ペソ及び丁銀二百匁を支拂ひたり、即ち、

刺繡ある天鷲絨蒲團一枚 五レアル 四〇匁 〇分

刺繡ある天鷲絨半反 五レアル 四〇 〇

麝香五十袋 一袋四匁 二〇〇 〇

支那頭人アンドレアヂツチスとニールソン君との間に争論あり、支那頭  
人の計算書に既に交付済とある五百匁を、ニールソン君は否認し、兩者各  
其意見を固持したり、

オステルウイック君は、英國より歸還せし日本の水夫等に、丁銀四貫二十  
匁を支拂ひたり、

二十六日、○新曆九月五日ニシテ、元昨日も今朝も天候甚だ不良にして、船

英支兩國  
商人ノ争  
論

日本ノ水  
夫ニ給フ  
料ヲ支拂フ

こっくす  
平戸ヲ出  
發ス

名護屋著  
ノあだむす  
ノ同行

今津著

には荷を悉く積み終りたれども、皇帝の宮廷に向け出發を見合せたり、  
十時頃、我等は都に赴かんとて、平戸を出發したり、而してアドバイス號よ  
り、砲七發を發射し、又蘭館より八發、蘭船より五發を發射せり、かくて我等  
は名護屋に著せしが、風なき爲め、天明の約二時間前迄同地に投錨し、満潮  
に至り、抜錨して漕ぎ去りたり、キャプテンアダムスは自己の船に乗り、他  
の三四隻と共に同行せり、中一隻は備後の鞆の定宿の女主人の船なりき、  
二十七日、○新曆九月六日ニシテ、元今朝天候平穩、其後時々風吹き、時には  
静まり、北方に當りて、電光閃き雷鳴し、激雨ありて、風は變じて北東の暴風  
となりたり、依て我等は、餘儀なく名護屋を去る六十一リーグにして、今津  
と呼ぶ博多の港に入りたり、同地にてシーアドベンチュア號三日以前  
に對馬に入津し、船員の多數は死亡したりとの報に接せり、尙大櫓を失ひ  
たりと傳へられしジャンク船、五日前に博多に入港したり、同船は東京よ  
り來れり、予は此事并に我等の當地に著せる事を、平戸のニールソン君及  
びオステルウイック君に、書狀を以て通知したり、

二十八日、○新曆九月七日ニシテ、元予は非常に苦痛を覺えたるを以て、昨

元和三年八月二十四日

六五一



元和三年八月二十四日

六五二

夜キャプテン・アダムスのなし、如く、今津に上陸したり、予は不良なる物を飲食したるならんと思ひて、少量のロザソリス酒を飲みたるが、直に吐氣を催し、之が爲め頗る輕快せり、夜分遅く小ハサラ石を飲みたるに、殆ど夜通し非常に苦しみ、恰も百匹の虫予の心臓を咬めるが如き心地せり、然し其後安樂に感じたり、

二十九日、○新曆九月八日ニシテ、元和三年八月九日ニ當ル、天明の約三時間前、今津を發して進航せり、予は宿に次の如く支拂ひたり、即旅宿の主人には、家の使用料として

三十一夕に當る銀一枚と、彼の妻には油を買ふ爲め五夕を支拂ひたり、

三十日、○新曆九月九日ニシテ、元和三年八月十日ニ當ル、本日我等は大に骨折り、夜に入りて下關

に到着せり、暴風雨にて夜は南風となりたり、

三十一日、○新曆九月十日ニシテ、元和三年八月十一日ニ當ル、中略、予はニ

ールソン君及びオステルウイック君に宛て、今津よりの前便と同様の事、

并に朝鮮人が、昨日下午關を出發せし事を書狀に認め、下關の旅宿の主人に、

之を平戸に送る事を託したり、

かくて予は、下關の旅宿の主人に、昨夜より本日正午までの食料并に部屋

代として四十夕を支拂ひたり、次で下關を出發せしが、其日及び次の夜、或は西、或は東、或は北の強風吹きたり、依て翌朝下關より四十五リーグの由宇と稱する地に著せり、朝鮮人は昨夜追越したり、

九月一日、○新曆八月十一日ニシテ、元和三年八月十二日ニ當ル、(仁右衛門カ)ニエモン殿の平戸に向け通過せるに

遭ひたり、逆風なりし爲め、航行を中止して潮を待ち、本日及び夜より日出

までに、二十リーグを進み、備後の鞆の手前十リーグの所に著きたり、

二日、○新曆八月十二日ニシテ、元和三年八月十三日ニ當ル、予は平戸のニールソン君及びイトン君

宛に、再び書狀を認め、彼等に届くる爲め、備後の鞆の定宿の女主人に渡し

たり、彼女は我等より三日前に平戸を出發せしに、備後の鞆に近き海上に

て出會せり、

我等は潮を待つ爲め、備後の鞆に入港せしが、同地の定宿の主人は、予に酒

一樽と桃一籠を贈りたり、

次で我等は、備後の鞆を過ぐることに七リーグにして、此日晝夜にて十七リ

ーグを航行し、無人島に投錨せり、

三日、○新曆八月十三日ニシテ、元和三年八月十四日ニ當ル、我等は、此日晝夜にて、僅に十三リーグ航行

元和三年八月二十四日

六五三



元和三年八月二十四日

六五四

し、室の手前十リীগなる牛窓と稱する地に投錨せり、  
四日、○新曆八月十五日ニシテ、元和此日晝夜にて四十リীগ航行し、日出時に  
大坂の洲に著したり、

五日、○新曆八月十五日ニシテ、元和我等の大坂に著せし時、定宿の主人（九右衛門カ）クイモ  
ン殿は都に在り、平戸の王は人を遣し、予とウイツカム君とを王の許に、導  
かん爲め、馬二匹を送りたり、○中略、おらん上人上京ノコトニ予は孫左衛  
門殿及び九右衛門殿宛二通の書状を認め、通譯コージョンに託送し、又彼  
に命じて、平戸の王の許に至り、我等の到着を報せしめ、且つキャプテンア  
ダムスが今夜か又は明朝來る筈なれば、其上殿下を訪問し、英國王の書翰  
并に贈物を皇帝に呈する事に付、指圖を受けんとすと述べしめたり、ウイ  
ツカム君は、舟賃殘額三百匁を船員に支拂ひたり、又船頭には目方三十二  
匁五分の銀一枚、水夫には三十匁九分三分の銀一枚を支拂ひたり、又予は上  
衣を海中に吹き飛ばされたる水夫に六匁を與へたり、此金は定宿の主人  
の子息、予の爲めに支出せり、予は麝香二袋、并に支那にて銅に生けるが如  
く描かれし聖母と幼兒基督、及び蘇の冠を戴きたる基督の畫像二つを與

元和三年八月二十四日

六五五

へたり、  
六日、○新曆八月十六日ニシテ、元和コージョンは、予の到着を報ずる爲め、彼を  
遣したる事を、快く思ひたる平戸の王の書状を携へて、今夜遅く歸りたり、  
オランダ人が、其到着せし時之を怠り、國王は頗る不満に感じられたれば、彼は  
英國人とオランダ人との相違を眞に皇帝に理解せしめ、我英國民の爲め  
十分盡力すべしと云ひ、朝鮮使節の到着前に著する様、及ぶ限り急がんこ  
とを望みたり、コージョンの出發後、彼は他の奉行を遣し、前日使者を遣し  
たるを謝したり、此事オランダ人の行動を責むるものゝ如くなれども、此  
はオランダ人が、平戸の王を動かしたるに因るものにして、オランダ人に  
反對して、何か云所あらんか、探らん爲めならんと思はる、  
伏見の定宿の主人は、召使を遣して、歓迎の意を傳へしめ、予が彼の家に到  
るを待受けたり、

堺の定宿の主人九右衛門殿、都より歸りて、オランダ人に對する惡評と、英  
國人の好評等の噂を、予に語りたり、  
七日、○新曆八月十七日ニシテ、元和予は又平戸のニールソン君及びオステル



元和三年八月二十四日

六五六

ウイック君宛に書狀を認め、トメ殿の他の船員に託送せり、○中略、朝鮮來  
トニカハル、本月二日予は明日都に向けて出發せんとする旨を報じ、若しキ  
十一日ノ條ニ收ム予は明日都に向けて出發せんとする旨を報じ、若しキ  
ヤプテンアダムス今晩までに來らざれば、彼に書狀を殘して、予の後より  
來らしむる事とし、贈物は今晚伏見に送達すべしと記せり、同夜浦賀の老  
人、大坂の手前二十二リグなる高砂發、昨日附の、キャプテンアダムスの  
書狀を予に齎らしたり、書中に、去月三十一日、彼の災難に遭ひし事を記し、  
船浸水し、貨物は悉く濡れ損じ、船は將に沈没せんとせし由を報せり、依て  
平戸宛書狀を認むる暇なかりしかば、予が昨日の書狀に、彼の書狀を入れ  
て送りたり、彼は船を取替へたる由をも記載せり、老人は、彼が本日、明日の  
意なり、當地に著すべしと考ふる旨を述べたり、  
八日、○新曆八月十九日ニシテ、元和三年八月十九日ニ當ル我等が將に都に向けて出發せんとせし際、  
キャプテンアダムス大坂に著し、又雨も降り出せしかば、我等の出發を明  
日迄延期したり、  
予が都の定宿の主人孫左衛門殿及び(麻糰餅)マキードノ竝に平戸の王の旅宿の  
主人其他の人々、無花果、梨其他の果物の贈物を携へ、予を來訪せり、

あだむす  
大坂ニ著  
ス

こつくす  
大坂ヲ發  
シテ上京  
ス

こつくす  
隆信ヲ訪  
問ス

英國商館  
ノ特權擴  
張ニ關ス  
ル評議

こつくす  
伏見ニ赴  
ク

九日、○新曆八月十九日ニシテ、元和三年八月十九日ニ當ル我等は、今朝大坂を出發して都に向ひ、今夜  
同地に著せり、皇帝の滞在せる伏見に行く前に、平戸の王と對談せん爲め  
なりき、我等の到着後、夜に近く、平戸の王は、予に諸白四樽と二十袋、即紙包  
に入れたる精白米を贈れり、又主馬殿は日本氣質、即ち日本の風習に従ひ、  
一箱の料理を贈り、挨拶の辭を述べて、大に好意を表せしめ、又聊蘭人の行  
動を非難し、之を悉くジョンヨーセンの愚劣に歸したり、  
十日、○新曆八月二十日ニシテ、元和三年八月二十日ニ當ル予は、平戸の  
殿、即ち王を訪ひ、次の贈物を呈せり、即ちデンシール粗羅紗半反、大幅黒ペ  
ルペトワン半反、フスチャン織半反なり、又主馬殿にも黒ペルペトワンの  
胴著と、フスチャン織半反を贈れり、  
予は、我等の用務、即ち前年縮少せられたる我等の特權を擴張する爲め、如  
何にすべきかに付、大に彼と評議せり、彼并に主馬殿は援助を約し、又皇帝  
の耳に入る様、我等が蘭人に對して、大に惡評をなさんことを望みたり、  
夜に入り、我等は伏見に歸り、都の定宿の女主人に、前述の麝香二袋に、前述  
の繪畫三枚を添へて與へたり、

元和三年八月二十四日

六五七



こづくす  
到著チ長  
谷川藤廣  
ニ報ズ

元和三年八月二十四日

六五八

伏見に著きて、予は通譯を遣して、左兵衛殿に、我等の到著を報じたり、又大炊殿の祕書角左衛門殿、及び平戸のトラ左衛門殿にも之を報せしが、三人中彼のみ家に在りて、後刻予に酒一樽を贈り、明朝予の許に來りて、我等の用務に就き、協議せんと傳言せり、

十一日、○新曆二十一日ニシテ、元和三年八月二十一日ニ當ル予は、再び通譯を角左衛門殿の許に遣して、彼と談合せんことを望む旨を告げしめたり、間もなく彼はトラ左衛門殿を伴ひ來り、長き挨拶の言葉の後、皇帝は道理ある要求は、何事にても我等に許可すべしと考ふる由を語り、蘭人は指令書を受けたるが、イスパニヤ人、ポルトガル人并に支那人が、海賊海盜として、彼等を日本より放逐せんことを請願せるに對し、皇帝は之を許さず、彼の國は、何れの外國人にも自由なり、若し彼等の間に私の争あらば、自國の君侯に就き、救濟を請ふべしと云へり、然るに支那人は、何等私の争あるに非ずと云ひたれば、皇帝は、彼等は何處にて、汝等の貨物を奪ひたるかと問ひたり、彼等は、マニラに於てと答へしに、然らばマニラに行きて救濟を求めよ、若し彼等にして、予が領域内に來らば、其不法を正すべしと云へり、

西葡支三  
國人ノ蘭  
人放逐ノ  
請願

あだむす  
伏見著

松浦侯ノ  
英國商館  
ニ對スル  
負債

キャプテンアダムスは、今朝伏見に來れり、彼は先づ都に行き、平戸の王と會談せしが、王は特別丁重に彼を遇せり、其理由と推定せしは、我等が蘭人の爲したる如く、彼を訴へんことを恐れたるにあり、何となれば、若し其の事あらば、彼等は統治即ち財産を奪はるべければなり、然れども彼が、我等の尊敬すべき使用人に多額の負債あるを思ひ、暫く我慢するを可とすべし、

蘭人アルバルツス及びマチャスは、予を旅宿に來訪せしが、其時カカエモン殿及びトラ左衛門殿も來りゐたれば、一兩日中に、平戸に向け出發する意向なりと云へり、  
十二日、○新曆二十三日ニシテ、元和三年八月二十三日ニ當ルキャプテンアダムスは、我等が何時謁見して、獻上品を呈すべきかを聞かん爲め、本日皇帝の書記官大炊殿及び上野殿の許に到りて談せしが、彼等は巧言を述べて、明朝再び來らんことを求め、其時返答すべしと云へり、

本日蘭人三人共予を來訪せしが、彼等の話に依り、彼等の特權擴張せられざりしを以て、満足して去るにあらずと思はる、

蘭人ノ特  
權擴張セ  
ラレズ

元和三年八月二十四日

六五九



元和三年八月二十四日

六六〇

十三日、○新曆八月二十四日ニシテ、元和<sup>尚非忠勝</sup>提督將監殿の息酒一樽と、日本人が饗宴の時、羹汁に入れて用ふる小麥粉製<sup>（蒸麩）</sup>の糊絲の如き物一箱とを予に贈りたり、

予は平戸宛ニールソン君及びオステルウイック君に書狀を認め、昨日の日附なるが、今日迄留置きて、平戸に歸る爲め、今夜水路大坂に向ふ蘭人アルバルツスに託送したり、

本日午後、英國王の書翰と共に、我等の獻上品を皇帝に捧げたり、即ち、

國王陛下より

深紅色羅紗

四間

暗青色羅紗

第二九一號 半反長さ十四ヤード半

髮色羅紗

第一二一號 半反長さ十六ヤード

黃羅紗

第二二七號 半反長さ十七ヤード

紫色デンシール粗羅紗

壹反

同黄色粗羅紗

壹反

大幅黒色ペルペトワン

壹反

こつくす  
英國王ノ  
書翰及ビ  
贈呈品ヲ  
秀忠ニ呈  
ス  
英國王ノ  
贈呈品

英國商館  
ノ獻品

同白色ペルペトワン

壹反

フスチャン織

三反

ラスキン胴の毛皮附ガウン

壹著

レデイスミス机價四十マルク

壹個

會社より

生絲

五十一斤

蠟

六十八斤

大幅鹿毛色羅紗

第二八六號 半反長さ十六ヤード半

黒色上羅紗

第五八九號 半反長さ十六ヤード

黄色ベース

一レム長さ十三ヤード半

同黒色

一レム長さ十一ヤード四分ノ三

黒色兎毛皮

五枚

白色羊毛皮

五十枚

黒色及び赤色羊毛皮

五十枚

臭猫毛皮

五十枚

元和三年八月二十四日

六六一



元和三年八月二十四日

鉛

千斤

六六二

英國商館  
酒利勝へ  
贈物へ

十四日、○新曆八月二十四日ニシテ、元和我等は左の贈物を呈したり、即ち、

皇帝の書記官大炊殿に、

深紅色羅紗

壹間

黒羅紗

二間

暗青色羅紗

二間

黄色羅紗

二間

髪色羅紗

二間

大幅黒色ベルペトワン

壹反

粗羅紗

半反

フスチャン織

壹反

白色羊毛皮

二十五枚

黒色兔毛皮

二十五枚

白絲

三捆十七斤半

又上野殿にも同様但白絲なし、外に小幅ベルペトワン、大炊殿には大幅

本多正純  
へ贈物

又他の三人、即ち、

對馬殿

皇帝の顧問官中三人

雅樂殿

喜之助殿

喜之助殿に、

黒羅紗

二間

髪色羅紗

二間

暗青色羅紗

二間

麥藁色羅紗

二間

小幅ベルペトワン

壹反

フスチャン織

壹反

黄色粗羅紗

二十五枚

黒色羊毛皮

又對馬殿及び雅樂殿には各同様に、

黒羅紗

二間

安藤重信  
酒井忠世  
へ贈物

元和三年八月二十四日

六六三



元和三年八月二十四日

六六四

板倉勝重  
へノ贈物

麥藁色羅紗

二間

鹿毛色羅紗

二間

黒色ベース

二間

緑色粗羅紗

半反、長さ二間

ペルペトワン

半反、長さ五間八分ノ七

フスチャン織

壹反

十五日、○新曆二十五日ニシテ、元和三年八月二十六日ニ當ル、我等は次の贈物を呈したり、即ち、

日本の最高法官伊賀殿、(板倉勝重)

黒色上羅紗

二間

鹿毛色羅紗

二間

麥藁色羅紗

二間

緑色粗羅紗

半反、長さ二間八分ノ七

ペルペトワン

半反、長さ五間八分ノ七

又彼の祕書官に、

ペルペトワン

三間四分ノ三

長谷川藤  
廣へノ贈物

左兵衛殿に、

黒色上羅紗

一間四分ノ一

鹿毛色羅紗

一間四分ノ一

黒色ペルペトワン

二間半

柳色粗羅紗

半反、長さ二ヤード八分ノ七

フスチャン織

半反

又提督將監殿に、(向井忠勝)

黒色上羅紗

一間四分ノ一

黒色ペルペトワン

二間半

フスチャン織

半反、長さ四間

又伊賀殿は、予にカタブラ即ち上衣十を贈りたり、内五枚は絹の帷子〔上衣〕五枚は麻のなり、又キャプテン・アダムスが、沈香、リグナム・アロエの一種を贈りたるに對し、絹製二、麻製三を贈りたり、  
夜に入り、平戸の王は、キャプテン・アダムスに、挨拶の傳言と共に、甚だ美麗なる帷子一を贈りたり、是は彼が〔我等の通譯として〕皇帝の命令にも拘ら

元和三年八月二十四日

六六五



元和三年八月二十四日

予、我等が、近頃平戸に於て、常に冷遇せられたる事を、主馬殿に明白に告げ  
たる爲めなるが如し、

十六日、○新曆二十六日ニシテ、元和三年八月二十七日ニ當ル我等は、左の贈物をなしたり、即ち、

大炊殿の祕書官二人に、

黑色ベルペトワン

三箇（冊）四分ノ三

フスチャン織

壹反の三分ノ一

黑色ベルペトワン

二間四分ノ一

フスチャン織

壹反の三分ノ一

上野殿の祕書官ファイヤン殿に、

黑色ベルペトワン

二間四分ノ一

同 二間四分ノ一他の祕書官に

予は、江戸のトメ殿より書状を受取りたるが、彼は病めるが故、來りて我等  
の通譯たる能はずと、又（右書簡）ニエモン殿の仲間（與大志）ヨダヨ殿より一通、及び仁右衛  
門殿の妻より一通を受取りたり、共に挨拶状なり、  
予はボーイドミンゴと、彼の姉妹とに、次の如く與へたり、

彼に粗製緞子

壹反、價十六匁

彼女に赤琥珀織

壹反、價八匁

十七日、○新曆二十七日ニシテ、元和三年八月二十八日ニ當ル、元和今朝我等の特權擴張の請願書提出の  
爲め、大炊殿及び上野殿の家に到りしが、彼等は已に登城せしに依り、キャ  
プテンアダムスは之を携へて、彼等の後を追ひたり、  
ウイツカム君は、我等の貨物を賣却し得るかを確むる爲め都に赴けり、彼  
はその爲め見本を携帯せり、

キャプテンアダムスは、終日城中に在りて、終に請願書を顧問會議に差出  
せしが、同會議は餘り遲きを以て、明日再び來ることを求めたり、  
十八日、○新曆二十八日ニシテ、元和三年八月二十九日ニ當ル、我等は、再び顧問會議に到り、大炊殿と  
語りしが、彼は御世辭を述べ、キャプテンアダムスには、城中に來ることを  
望み、且つ彼は、指令を得る爲め、力の限り盡すべしと云へり、  
予は又平戸のトラ左衛門殿を訪ひて、彼に贈物を呈したり、即ち七インチ  
幅黑色ベルペトワン二間、フスチャン織三分の一反なり、  
予は、又都のウイツカム君宛火藥六百斤を求むる様書状を認めたり、又キ

元和三年八月二十四日



ヤプテン・アダムスが坊主即ち書役<sup>ジ</sup>ジョン君に、書の代四十三匁二分の銀一枚を與へたる事を報じたり、  
 夜に入り、角左衛門殿及びトラ左衛門殿、予を來訪し、長き挨拶の言を述べ、又我等の特權の擴張せらるゝ事疑なしと語れり、  
 予は、通譯<sup>コ</sup>ージョンをして、次の贈物を携へて、角左衛門殿に同伴せしめたり、即ち七インチ幅黒色ベルベトワン二間、フスチャン織三分の一反なり、  
 予は、本日附、都發、ウイッカム君の書状を受取りたり、書中彼は、我等の生糸に對し、安値の申出ありたる事を報せり、  
 十九日、<sup>○新曆二月二十九日ニシテ、元和三年八月三十日ニ當ル、</sup>キヤプテン・アダムスは、今朝再び來るべしとの返答を以て、昨夜歸されたるが故に、今朝再び宮廷に行きたり、彼は一昨日と同様、昨日も朝より夜まで、終日何も食せずして、同處に坐しゐたり、  
 予は、ウイッカム君の書状の返書を認め、急便に託し、伏見より都に送りたり、

こつくす  
 朝鮮使節  
 ナ訪問セ  
 ントス

宗義成  
 つくす  
 朝鮮使節  
 ナ訪問セ  
 拒

朝鮮人宮廷に於て返答を得、西方の殿達悉く領國に向け出發することを許されたる爲め、キヤプテン・アダムスは、本日も亦爲すこと無くして過したり、<sup>○下略、後陽成天皇御葬儀ノコト</sup>  
 二十日、<sup>(九月)</sup>コングワチ一日、<sup>○新曆三月十日ニシテ、元和三年九月一日ニ當ル、中條ニ收ム、</sup>予はウイッカム君に、急使を以て又一書を送り、對馬の殿の旅宿に到り、朝鮮人は將に出發せんとするかを尋ねしめたり、出發前に、彼等を訪問し、贈物をなさん爲めなり、  
 キヤプテン・アダムス再び宮廷に赴きしにつき、予は皇帝の書記官大炊殿に一書を認め、我等の早く指令を受け、特權の擴張せらるゝ様懇願せり、然れども殿達皆獻上品を携へて、皇帝を訪問したる爲め、今日は何もなされず、大なる君侯に嫁せし皇帝の娘の一人死せりとの報、宮廷に達しぬ、  
 二十一日、<sup>○新曆九月二日ニ當ル、</sup>予は宮廷の訴訟を繼續する爲め、キヤプテン・アダムスを殘し置き、朝鮮人に面會する爲め、今朝都に行きたり、然れども對馬の王の爲め、朝鮮人と對談する事を許されざりき、蓋し對馬人以外には、何人にも許されざるに、我等が朝鮮と通商するに至らんことを



元和三年八月二十四日

六七〇

懸念せしが故なり、

二十二日、○新曆十月三日ニ當ルテ、元予は、ウイッカム君宛書狀を認め、予よ

り更に通知するまでは、對馬の殿をも、彼の祕書官をも、訪問せざる様傳へ

たり、是れ予が今角左衛門殿をして、予が朝鮮人と話すことを許可せらる

ゝや否や、彼の主人大炊殿の意向を聞かんことを依頼せるが故なり、

キャプテンアダムスは、再び宮廷に到り、夜まで終日同處に留りゐたるが、

顧問會議は、日本語に翻譯する爲め、英國王の書翰を送りたれば、之をなし

たるに、彼は明日再び來る様求められたり、○下略、秀忠朝鮮使節ヲ引見ス

ノ條ニ

二十三日、○新曆十月三日ニ當ルテ、元予は、英國王の書翰の翻譯文寫を添へ、

ウイッカム君宛更に一通の書狀を認め、ジョアン殿に更に二通を書かし

めんことを求めたり、

キャプテンアダムスは、皇帝が、他の外國人以上の特權を英國人に附與せ

ざるべく、商品は只平戸及び長崎に於てのみ販賣すべしとの顧問會議の

返答を得て、宮廷より歸來せり、皇帝が之を爲したる理由は、日本の商人が、

英人ノ買  
易ハ長崎  
平戸ノ二  
港ニ限ル

宣教師商  
買ヲ裝ヒ  
テ布教ニ  
從フ

幕府鉛ヲ  
買上ガ

國內に於ては、外國人よりも、販賣の利益を收め、又宣教師が、従前と同じく  
商人を装ひて、國內各所に潜入して、宗旨を改めしむることなからん爲め  
なり、予は一書を認め、ウイッカム君に此事を報じ、且つ我等は、皇帝の出發  
後は、長く滞在する事を許されざるべきを以て、何にても賣却する様努力  
すべき旨を通じたり、

二十四日、○新曆十月四日ニ當ルテ、元予は、今朝書記に關する我等の訴訟に

つきて相談する爲め、左兵衛殿の許に行きしが、彼が近々長崎に到るまで

待たん事を望まれたり、彼は我等の賣却すべき商品目錄を作り、皇帝の爲

め、鉛は悉く買ひ取り、現金にて支拂ふべしと、權六殿宛書狀を認めたり、○中

略、島津家久等歸國ノコトニカ  
ハル、九月十三日ノ條ニ收ム、

二人の貴族捕へられ、宮廷に連行かれ、其城は破却せられしが、城内に火藥

彈丸、小銃及び甲冑發見せられたりと、但し何の爲めなるか、予は知る能は

ず、

二十五日、○新曆十月五日ニ當ルテ、元予は、昨夜受取りたる彼の書狀に答へ、

出來得べくんば、生絲を賣却する様、ウイッカム君宛書狀を認めたり、

元和三年八月二十四日

六七一



英人交趾  
支那及  
暹羅航  
運朱印  
付請願  
生糸ノ  
段ノ値

下ニハ  
易商人  
ノ

佐川主馬  
東京航  
付朱印  
付ノコト  
スニ依  
頼ノ

昨日大炊殿及び其他の皇帝の顧問は、皇帝の贈物を携へて、朝鮮人を訪問する爲め都に赴きたり、依て我等の指令に付、何等爲す所なかりき、併しキヤプテンアダムスは、今朝我等の通譯を伴ひ、其事に關して宮廷に赴き、夜に入り、我等の書物を殘し置き、彼等の意向により、變更し又は修正し、且我等に交趾支那及び暹羅行御朱印二通を、下付せられんことを請ひたり、ウイツカム君より、生絲少量を、百斤に付き、二貫百八十匁にて賣却せりと  
の通知あり、

二十六日、○新曆十月七日ニ當ルテ、元予は又ウイツカム君宛、更に生絲十箱又は十二箱を、百斤二貫百五十匁なりとも、平戸渡しにて賣却する様一書を送りたり、我等は何程に賣却するも、必ず本船に送る金を得ざるべからず、且我等の特權は既に失ひたれば、我等は當地に留りて、販賣する能はず、シモ下には商人無きが故に、處分をなすは、今の外なきこと明白なればなり、キヤプテンアダムスは、又宮廷に赴きしが、何も爲す所なかりき、主馬殿一書を贈り、彼の爲め、東京行ジャンク船の御朱印を得ん事を、予に頼みたるが、予は彼に返書を贈り、容赦を請ひたり、是自己の要件に關して、

先日來顧問會議の諸侯と交渉頗る多く、此上彼等を煩はす事、又他人の事に關係する事を欲せざればなり、  
二十七日、○新曆十月七日ニ當ルテ、元予は平戸宛一書を認め、硫黄三樽に添へ、最初の便にて平戸に送る爲め、堺のシンド殿に託したり、同書にて一切の出來事を報じ、平戸に向け出發するに至るは、十五日か二十日後なるべしと考ふること、又種類を問はず、商品を販賣すべきことを通知せり、キヤプテンアダムスは、再び宮廷に赴きしが、指令については、明日迄待たせられたり、  
貴族數人、大幅羅紗及びフスチャン織を買取らん爲め、人を遣せしが、予は此種の品は、賣殘品あるや否や知らざることを告げ、ウイツカム君が、都より歸り來るまで待たせたり、我等が當地に於て販賣をなすや否やを探知せん爲めに、此の如くせしにあらざるか明ならず、  
二十八日、○新曆十月八日ニ當ルテ、元予はウイツカム君宛返書を認め、我等の定宿の主人グラブストリートと、彼がなしたる生絲の買受契約拒絶の事を結了せんことを命じたり、何となれば、我等が皇帝の命令に反して、上



松脂ノ値

幕府運羅  
渡航ノ朱  
印狀ノ提  
出ヲ求ム

徳川義利  
同頼宣等  
秀忠ニ謁  
ス

方にて商品を販賣することを暴露せん爲め、故意に事件を裁判官の前に  
 持出さんとするにあらざるか、明ならざればなり、  
 其後ウイックカム君は、販賣手續に關し、協議せん爲め、伏見に來り、而して再  
 び都に歸り、今朝予の書狀を持きたる男に、松脂十袋を託送せり、各七十  
 斤の重量あり、即ち七百斤にして、百斤に付三十匁なり、其品質優良にして、  
 我等が曩に長崎にて買ひしものに勝ること二倍なり、  
 キャプテンアダムスは、我等の書類及び指令を得る爲め、殆んど終日宮廷  
 に留り、終に押印せられたる上、之を受取り來る爲め、我等の通譯を殘し置  
 きしが、書記之を渡すべきときに至り、彼は暹羅行の我等のジャンク船の  
 舊御朱印（即ち通航免狀）の提出を要求せり、予の出發の際、我等のジャンク  
 船未だ著せず、又何等の報なかりしが、故に、我等は右御朱印を所持せざり  
 たり、  
 本日皇帝の二弟彼を訪問したり、一人は十六歳にして駿河城を守り、他は  
 二年若くして名古屋城を有せり、兩城は、日本國中最も堅固なるもの、中  
 なり、依て日本の殿は、皆彼等に陪從せり、○本書頼宣ヲ兄  
トスルハ誤ナリ、

長崎貿易  
ニ對スル  
幕府有司  
ノ異論

朱印狀ノ  
下付

二十九日、○新曆十月九日ニシテ、元  
和三年九月十日ニ當ル、予はウイックカム君宛更に一書を認め、  
 我等のジャンク船を賣却せん爲め、シヨービー殿を探さしめしが、都に在  
 らずとの返書を得たり、思ふに彼は、會社に二貫五百匁を負へるを以て、故  
 意に自ら避けたるならん、  
 キャプテンアダムスは、我等の通譯と共に終日宮廷に在り、終に我等の書  
 類に押印を得たり、然るに書類の將に下付されんとし、我等の特權を讀み  
 上げたる時、平戸の外長崎の挿入せられたる事に異議を稱へたる者あり、  
 又皇帝の書記官大炊殿が、最近妻を失ひて不在なりしに依り、談合をなす  
 爲め、明日まで之を留置くことゝなれり、  
 三十日、○新曆十月十一日ニシテ、元  
和三年九月十一日ニ當ル、予は又ウイックカム君宛一書を認め、主馬  
 殿其他何人も、現金を持參するにあらざれば、決して大幅羅紗を渡すべか  
 らず、又羅紗は決して、何人の家にも送らず、我等の旅宿に來りて見せしむ  
 る様命じたり、  
 キャプテンアダムスは、我等の御朱印を得る爲め、今朝再び宮廷に赴きし  
 が、押印の午前中に下付されたり、平戸の外長崎も挿入せられたり、但し



元和三年八月二十四日

六七六

顧問官等來りて、我等の御朱印を讀むまで待つことを命せられ、終に之を  
なしたり、然るに對馬(安藤重信)殿其他、長崎の挿入されたることに異議を稱へ、之を  
看過せず、従前通りに改めたり、是に於てキャプテン・アダムスは、我等は船  
を長崎に差向けんことを欲するにあらず、只商品を販賣せんとするのみ  
なりと答へたり、對馬殿は之に對し、曩に其意味の書狀を發せしが故に、我  
等の特權に記入せざるも、之を行ふことを得べしと云へり、

十月一日(九月)、「コンダグワチ十二日」○新曆十一月十一日ニシテ、元和三年九月十二日ニ當ル。予はウイツカム君

に宛て、又一書を認め、彼の書狀を受取りたる事、及び只今主馬殿の書狀を  
受取りたるが、大幅羅紗七間を購ひ、六週間後、彼の平戸到著の上支拂をな  
さんことを、熱心に希望せる事を報じたり、依て予はウイツカム君に勧め、  
羅紗を彼に與へ、支拂手形を受取り、彼若し何程にても現金支拂をなさば、  
之を手形に記入するか、又は勘定を減せんことを求めたり、

予はキャプテン・アダムスを、再び宮廷に出頭せしめ、五島及び薩摩を、入港  
地に加へんことを請はしめたり、是は平戸の殿我等を冷遇する時の爲め  
にして、實を云へば、予は何等厚遇を誇る能はず、然も不平を訴ふるを欲せ

支拂手形

こつくす  
英船ノ五  
島及薩  
摩入港  
許入港  
願ス可ク  
願ス可ク

こつくす  
暹羅交趾  
支那海  
朱印狀  
ヲ受ク

秀忠英國  
王ヘノ返  
翰ヲ授ケ

支那人交  
趾航朱  
印ヲ請フ

ざるなり、尙英人は境遇異なるを以て、蘭人と離れたる所に在るを欲する事  
を述べしめたり、然れども一切爲し盡したる後、悉く従前通にて満足する  
事となしたり、次でキャプテン・アダムスは、一通は暹羅行、他の一通は、交趾  
支那行の二通の御朱印と共に、我等の特權狀を齎したり、

皇帝は、予に傳言して、彼は英國王の書翰に答へず、又贈物をなす事も欲せ  
ずと云はしめたり、蓋し書翰は、彼の亡父に宛てたるものにして、日本に於  
ては不祥なる事となすが故なり、然れども彼は、予には刀一口、上衣十、キャ  
プテン・アダムスには上衣十を贈りたり、依て我等は、皇帝より此等の品を  
齎したるトラ左衛門殿に、上衣各一つを與へたり、

又予は支那人キャプテン・ホウより、綠生姜一壺の贈物を添へたる一通の  
書狀を受取りたり、之を齎したる支那人は、交趾支那行の御朱印の下付を  
受くる爲め來れるなり、

予は又シー・アドヴェンチュアー號の、暹羅より平戸に著せし事を報する  
先月七八九日附、平戸發の書狀を受取りたり、即ち、

暹羅のジョン・ジョンソン君及びリチャード・ピット君より、一六一六年

元和三年八月二十四日

六七七



元和三年八月二十四日

五月の書狀一通

同地のジョンフェラースより一通

イートン君より四通、内二通は對馬、二通は平戸發

ニールソン君より平戸發一通

平戸のオステルウイック君より一通

平戸のトットン君より一通

平戸のボルジェス君より一通

右書狀と共に、予は又暹羅より舊御朱印を受取りて提出したり、

二日、○新曆十二月十三日ニシテ、元和三年九月十三日ニ當ル予は二通の書狀を我等の定宿の主人に託

して、ウイックカム君に送たり、一通はイートン君より、一通はオステルウ

イック君より、同君自身に宛てたるものにして、又我等のジャンク船の航

海が如何に困難なりしかを示す爲め、予に宛てたるイートン君の一通、及

びボルジェス君の一通を添へたり、○中略、秀忠歸府ノコトニカ  
ル、九月十三日ノ條ニ收ム

予は平戸宛書狀四通を認めたり、即ち一通はイートン君、及びエドマンド

セーヤー君宛、一通はニールソン君、及びオステルウイック君宛、一通はト

六七八

こつくす  
松浦隆信  
ニ平戸ニ  
於クルコト  
ヲ訴フ

ットン君とボルジェス君宛、又第四通は暹羅のジョンソン君及び

リチャード・ピット君宛、長崎發のジャンク船に託送するもの、此等の書狀

は、皆樹脂七百斤と共に、シンダ殿に託し、書狀も樹脂も共に、若し手に入ら

ば、魚油三四百ガントを添へ、堺又は大坂より、直に平戸に送らしめん爲め、

予は大坂の定宿の主人、及び堺の定宿の女主人宛、書狀二通を認めたり、予

は又支那頭人及びマチンガ宛書狀二通を送りたり、

三日、○新曆十月十三日ニシテ、元和三年九月十四日ニ當ル予は我等の用務を處理する爲め、今朝都に

行きたり、我等の同地に到着せし時、平戸の王が、明朝彼の領國に向け出發

せんとするを聞き、キャプテン・アダムを伴ひて、彼を訪問したり、予は彼

の不在中、如何なる場合にも、冷遇せられしを語りたり、彼は巧言を以て、遺

憾の意を述べ、同地著の上、萬事改めらるべしと云へり、

予は、又キャプテン・アダムをして、キャプテン・ホウの許より來れる支那

人を訪はしめ、予は將に都に行かんとし、彼地に於て、彼を援助する事を得

ば、進んで之をなすべしと告げしめたり、然るに彼は予と共に同地に行き、

次で渡航の御朱印狀四五通を得る爲め、江戸に赴く支度をなし、直に自ら

元和三年八月二十四日

六七九



元和三年八月二十四日

六八〇

來訪して、予に感謝せり、  
四日、○新曆十月十五日ニシテ、元和三年九月十五日ニ當ル、予は忠兵衛殿を訪ひ、左の贈物をなしたり、  
即ち、

暗青色羅紗

一間四分ノ一

黒色ペルペトワン

二間半

フスチャン織

二分ノ一反○二分ノ一ナラシ、

彼は快く之を受けて、能ふ限りの友誼を盡すべしと云へり、

予は、又支那人に酒二樽、魚二尾を贈りたり、坊主ソーフィは、予に酒二樽、鶏

二羽を贈りたり、

五日、○新曆十月十五日ニシテ、元和三年九月十五日ニ當ル、本日蒔繪師、我等を午餐に招待せり、

予はウイリヤムに與ふべき上衣を購ひたり、  
價 一〇〇分

赤絹裏附著物

二枚

價 三三〇

贈物とする爲め帶

三筋

價 一八〇

蒔繪師は、我等を飲食店[宴會の家]にて晚餐に招きしが、我等は同處にて頗

る款待を受けたり、

飲食店

蒔繪師  
衣服ノ値

又書役ジュアン君は、伏見に於て、皇帝及び顧問會議宛請願書其他を認め  
たる勞を、十分に酬いん爲め、丁銀一枚を贈られたり、

又我等が食事をなしたる飲食店の主人には、四十三匁ある丁銀一枚を與  
へたり、

六日、○新曆十月十六日ニシテ、元和三年九月十七日ニ當ル、元和キャプテンアダムスは、平戸に急使を立て

たれば、予は彼にイートン君其他宛の書狀を託送したり、用件は前書と同

様なり、

予は又キャプテンアダムスの使傭人を江戸に遣し、海岸及びカンバイヤ

の布全部、竝に仁右衛門殿不在中、共同營業人の賣上金あらば、之を持參せ

しむることゝしたり、

予はキャプテンアダムスの妻子宛に書狀を認め、左の贈物をなしたり、

白緞子

一反

繪畫

一枚

アダムス夫人に、

麝香

一袋

雜色緞子

一反

元和三年八月二十四日

六八一



元和三年八月二十四日

六八二

麝香 二袋 彼の子息及び娘に、

繪畫 二枚

麝香 一袋 アダムス夫人の姉妹マダリナに、

繪畫 一枚

且つ予は彼女の書狀に對する返書及び江戸の通譯トメ殿宛の返書を認めたり、

忠兵衛殿は我等を親切に待遇する様彼の甥長崎奉行權六殿宛の依頼狀を添へ、鎗一筋を予に贈りたり、

七日、○新曆十月十七日ニシテ、元和三年九月十八日ニ當ル我等は本日都より伏見に來り、左の贈物をなしたり、

暗青色羅紗 一間四分ノ一

黒色フスチャン織 四間 旅宿の主人に、

黒色ベルペトワン 二間四分ノ一

フスチャン織 四間 彼の子息に、

黒朱珍 一反 價五十五匁

緞子 一反 價四十匁 旅宿の女主人に、

琥珀織 一反 價八匁

こつくす  
ノ伏見滞  
在費

滞在中の費用六百匁と、召使への四十三匁の丁銀一枚と共に、總てウイッ

カム君より支拂ふ、

又予は蒔繪師に、次の贈物をなしたり、

鼠色粗羅紗 二間半

緞子 一反 價十六匁

琥珀織 一反 價八匁○下略、後陽成天皇御葬儀ノコトニカ、ル、九月

二十日

八日、○新曆十月十八日ニシテ、元和三年九月十九日ニ當ル天候不良なれば、我等は終日伏見に滞留せ

り、

九日、○新曆十月十九日ニシテ、元和三年九月二十日ニ當ル我等は大坂に向け出發し、次の贈物をなし

たり、

粗羅紗 二間三分ノ一

黒色フスチャン織 四間 旅宿の主人に、

こつくす  
ス伏見ヲ發

元和三年八月二十四日

六八三



元和三年八月二十四日

六八四

松平忠明  
へノ贈物

緞子 一反 旅宿の女主人に、  
 著物 一枚  
 帯 一筋 彼の子息リチャード・コックスに、  
 足袋一足と紐 一筋 彼の子息ウイツカムに、  
 帯 一足 彼の娘に、  
 琥珀織 一反 他家に在る彼の姉妹に、  
 丁銀 一枚 但三十六匁六分種々の骨折に對し、彼女の夫に、  
 我等の食事及び僕等に對し八百匁倉庫に四十四匁召使へ四十四匁旅宿  
 の主人其他二リーグの間我等と同行し我等を饗應せん爲め料理四箱を  
 携へ來れり彼は又子息及び使傭人を我等と共に大坂まで遣したり、  
 十日、○新曆二十日ニシテ元和三年九月二十一日ニ當ルウイツカム君は暹羅渡航の爲め購入をな  
 し兼て我商品中販賣し得る物なきやを確むる爲め堺に赴きたり、  
 予は大坂の奉行下總殿(松平忠明)に贈るべき物を取出了たり即ち、

松平忠明  
英人ニ好  
意ヲ表ス  
大坂ハ商  
業地

暗青色羅紗 二間  
 鹿毛色羅紗 二間  
 粗羅紗 二間六分ノ一  
 黒色兔毛皮 二十五枚  
 白色羊毛皮 二十五枚  
 フスチャン織 半反  
 彼の祕書官には、  
 暗青色羅紗 一間四分ノ一  
 フスチャン織 半反  
 左兵衛殿は予に一通の書狀と長刀二柄を贈りたり、  
 十一日、○新曆二十一日ニシテ元和三年九月二十二日ニ當ル我等は大坂の奉行下總殿への贈物と  
 共に彼の祕書官への贈物を携へ行きしが快く之を受納し我等英國人に  
 好情を表したり當地は販賣の爲め商品を送るべき咽喉の地にして我等  
 が年々皇帝を訪ふに當り彼等の許可を得て之をなすも敢て何人も之を  
 咎むる能はず、

元和三年八月二十四日

六八五



元和三年八月二十四日

六八六

予は先月十五日附平戸發書狀數通を受取りたり、即ちイートン君より一通、セーヤー君より一通、ニールソン君より一通、オステルウイック君より一通、トットン君より一通なり、又同地發平戸の王の書翰の寫を得たるが、之に據れば、我等も蘭人も彼の奉行に冷遇されたる如し、

十二日、○新曆九月二十三日ニシテ、元和三年九月二十三日ニ當ル、予はウイッカム君は、天候不良の爲め、今まで見合せ、本日用務に關して堺に赴きたり、彼は出發前に、旅宿の主人九右衛門殿より、丁銀五貫目を内金として受取り、暹羅航海及び交趾支那向必要品購入に用ふる爲め、一貫五百目を丁銀にてキャプテンアダムスに交付したるが、彼は計算書を提出する筈なり、

夕方、都の定宿の主人の子息(前五郎カ)スケングロー殿、蒔繪師を連れて、當地に來れり、又(治兵衛)ジフイオー殿も、藤左衛門殿の妻の使として堺より來り、予に果物を贈りたり、

十三日、○新曆九月二十四日ニシテ、元和三年九月二十四日ニ當ル、予はウイッカム君宛一書を認め、油二百三ガントを購入し、最初の便にて平戸に輸送すべき事を命じたり、是はトットン君が、同地に全然闕乏せる由を報じたるが爲めなり、ウイッカム

君は返書を送り、外國人の購入を禁せられたれば、我等は堺に於て、鎧又は銃砲を買入るゝ能はずと通知せり、

十四日、○新曆九月二十五日ニシテ、元和三年九月二十五日ニ當ル、予はウイッカム君宛に一書を認め、奉行に次の事を告げしめたり、我等が日本に輸入せる小銃は、輸出するものより優良にして、之を購入するは、彼等の國を弱め、或は其敵を武裝せしめん爲めに非ずして、彼等の味方に送らん爲めなり、又小銃を購入すると否とは、予の多く顧慮する所に非ずと、彼は奉行と會談する能はざりしが、油百三十八ガントを一ガントに付一匁六分半にて買入れ、一樽二匁計十匁にて、五樽に容れ、平戸に向け船積せる由回答せり、

十五日、○新曆九月二十六日ニシテ、元和三年九月二十六日ニ當ル、予はウイッカム君宛に一書を認め、大坂のクロビイ殿の家にて、晚餐を共にし、明日共に堺に赴かんと告げたり、予は蒔繪師に櫛箱二十個代丁銀六十匁と、販賣人に六十匁、彼等の召使に四匁支拂へり、

キャプテンアダムスは、我等を彼の旅宿の主人九郎兵衛の家に招きて、晚餐を供し、親切に饗應したり、

元和三年八月二十四日

六八七



こつくす  
堺ニ赴ク

元和三年八月二十四日

六八八

十六日、○新曆九月二十六日ニシテ、元和我等は何か販賣し得べきか確めん爲め、本日堺に赴きしが、キャプテン・アダムス及びウイッカム君同伴し、大坂の九右衛門殿が我等の携へ行くべき金を調達するまで、三四日同地に滞在し、且暫く藤左衛門殿の宅に宿泊して、彼に満足を與ふることゝなせり、予は予を來訪したるドミンゴの母に、丁銀一枚を惠みたり、彼の子息は、予に奉公せるが、彼女は八人の子供を持ち、頗る困窮せるが故なり、

十八日、○新曆九月二十八日ニシテ、元和我等は晚餐の爲め、シンダ殿の家に招かれて、大に馳走され、踊子達は、宴席の演藝終りて後、我等の家に遣されたり、

予は平戸のイー・トン君其他宛一通と、支那頭人宛日本文にて一通の書狀を認め、キャプテン・アダムスが、彼のジャンク船を賣却せんと欲する旨報じたり、

二十日、○新曆十月一日ニシテ、元和我等は晚餐の時刻に大坂に歸り、予とウイッカム君の食費として、堺の旅宿の主人に三百匁を拂ひ、僕婢に三十七匁に當る丁銀一枚を與へたり、

こつくす  
大坂ニ歸ル

踊子

大坂ノ火  
藥庫爆發  
白鐵ノ鉢

踊子

元和三年八月二十四日

六八九

予は又ジ・フィオー殿の父に丁銀一枚、踊子に小判二十匁、僕婢に五匁、又踊子に價十匁の粗末なる緞子一反を與へたり、

又旅宿の女主人と其娘に、左の通與へたり、

緞子 二反 價一反に付四十匁

緞子 一反 價十六匁

又キャプテン・アダムスに琥珀織二反を與へたり、

今夜大坂の火藥庫爆發し、六人即死し、他に數人傷き、庫は全焼せり、

二十一日、○新曆十月二日ニシテ、元ドミンゴの義兄子を來訪し、白鐵の鉢一箇を贈りたり、依りて予は價八匁の琥珀織一反を彼に與へたり、

二十二日、○新曆十月三日ニシテ、伏見の定宿の主人予を來訪し、葦を贈りたり、

二十三日、○新曆十月四日ニシテ、我等は都の定宿の主人の親戚なる市左衛門殿の家に到りて、晚餐の饗を受け、踊子も列座し、歡を盡したり、

二十五日、○新曆十月六日ニシテ、我等は晚餐の爲め、<sup>(二那之)</sup>イチロー殿の宅に招かれたり、



予は三通の書状を認めたり、即ち一通は我等の待受くる金を携へ來る様  
大坂の定宿の主人九右衛門殿宛、一通は都の定宿の主人孫左衛門殿宛、  
揆状一通はマキ殿宛にて、予はイトン君に代り、彼の弟に内金一貫目  
を支拂ひたるを通知し、殘餘の蒔繪の道具を携へ來りて、殘金を受取らん  
事を求めたるものなり、

二十六日、○新曆十一月五日ニシテ、我が旅宿の主人九右衛門殿は、昨夜遅  
く都より歸り、今全額を支拂ふ能はざれども、キャプテン・アダムスに託し、  
不足額十四貫目を送付すべしと云へり、予は彼が我等を欺くならんと疑  
ふ、

予は將に平戸に歸らんとするを以て、何か予に命ずることあるかを知ら  
ん爲め、奉行下總殿に使を遣したり、又旅宿の主人九右衛門殿、別名グラッ  
プストリートは、予に下總殿の執事にフスチャン織三間を贈ることを勸  
めたり、執事は彼の側近の人にして、今後我等の役に立つことあるべきを  
以てなり、依りて之をなしたるに快く受けたり、

二十七日、○新曆十一月六日ニシテ、當大坂の旅宿の主人九右衛門殿は、我

鹽鱈

等が平戸出發前、同地にて彼に賣渡したる貨物の代、竝に我等上京以來、彼  
に賣渡したる貨物の代を、ウィツカム君と勘定して都に歸りしが、彼の債  
務殘額は日本貨十四貫二百目にして、彼が此所八日又は十日の内に、キャ  
プテン・アダムスに支拂ひ、我等の後より持ち下らしむる約束をなしたり、  
又彼は出發前に、帷子一枚、衣服の間に入る、砂、即ち薰物二袋、鹽鱈五尾、海  
草二束を予に贈りたり、

又當大坂の町の奉行下總殿は、予に左の贈物をなしたり、鎗十柄、小銃即ち  
カリバー六挺、酒八樽、

二十八日、○新曆十一月七日ニシテ、予がフスチャン織三間を贈りたる下  
總殿の執事は、予に鎗二柄を贈りたり、

予はウィツカム君より、丁銀二百目を受取りたるが、内百目はタンガノ、八  
十匁はムーンシャイン、十匁はデイリジエンス、十匁はコリとメヤバタン  
に拂ふべきものなり、○るんじん市印度事務省ニ、大さかたがのナルガ、むいたん  
共ニ、歌舞伎女ナルベシト

九郎兵衛殿の息、料理の贈物を携へて來訪し、再び晝餐に招きたるが、我等



は將に平戸に向け出發せんとするに依り斷りたり、又四郎右衛門殿の幼  
 兒も、母より遣されて、同様の贈物を携へ來り、予等を彼女の家に招きたれ  
 ども、前の如く斷り、彼女には麝香一袋、幼兒には琥珀織一反を贈りたり、彼  
 の父は、目下平戸に在り、大商人にして我等の良友なり、  
 二十九日、○新曆十一月八日ニシテ、元和三年十月十日ニ當ル予はキャプテンアダムスに渡すべき  
 覺書を認めたり、彼は當地に、十八日又は二十日居残り、藤左衛門殿及び仁  
 右衛門殿の到著を待ち、我等若し途中にて行合はざる時、彼等と勘定をな  
 す筈なり、  
（命五郎）スケンゴロ殿都より來り、予が爲めに代價四十二匁のシフロンを箱に  
 入れ携へたり、鹿毛色大幅羅紗一間半と、更紗ブランポートの手巾五枚と  
 を、九郎兵衛殿と其妻に贈り、ベルペトワン一間、フスチャン織三間、更紗ブ  
 ランポートの手巾五枚を、イチ殿と其妻に贈りたり、  
 夕方九郎兵衛殿來り、料理の箱を予に贈り、イチロー殿は、酒二樽と杯十箇  
 を贈りたり、  
 予はイチロー殿の兄弟シスケ殿に、價三十八匁の上衣一枚を與へたり、

暹羅ノ鹿皮

十一月二日、○新曆十二月十四日ニシテ、元和三年十月十四日ニ當ル予は今朝キャプテンアダムスが都  
 より急使に託送したる、平戸よりの書狀三通を受取りたり、去月十六日附、  
 二十一日まで留置きたるイートン君よりの一通、同二十一日附、ニールン  
 ン君よりの一通、同二十一日附、オステルウイック君よりの一通、支那頭人  
 マチンガ、日本人ジョン及びシンダ殿よりの四通なり、此等の書狀と共に、  
 左の書類來る、即ち、

藤左衛門殿の計算書 英文

オステルウイック君の認めたるもの、

仁右衛門殿の計算書 英文

大幅羅紗及び象牙の書付一通

暹羅の鹿皮二千枚の書付一通

大幅羅紗の書付一通

各種商品の書付一通

蘇木五千斤の書付一通

計算書拔書一通

江戸の仁右衛門殿の日本文の書付、即ち計算書一通

悉く日本文にて認めたる堺の定宿  
の主人藤左衛門殿の計算書



元和三年八月二十四日

六九四

大坂の定宿の主人の子ゼザブロー殿に、平戸にて賣渡したる大幅羅紗の書付[勘定書]一通、

予は將に平戸に向け出發せんとせるを以て、此等の書付及び勘定書は、前記各人上り來りし時決算する様、キャプテン・アダムスに預け置きたり、又リチャルド・ウィツカム君も、右キャプテン・アダムスの手に、左の日本語の書付并に計算書を遣したり、

一六一七年十一月十日、藤左衛門殿及び四郎右衛門殿に渡したる大幅羅紗の書付、即ち勘定書一通、

同日、藤左衛門殿に渡したる商品の書付、即ち勘定書一通、

一六一六年十一月二十五日、大坂の一郎殿に渡したる商品の書付、即ち勘定書一通、

藤左衛門殿に賣渡したる生絲千三百八十八斤は、其他を賣却したると同價にて、百斤に付二貫百八十匁と見積り、合計三十貫二百五十八匁四分なり、依りて予は藤左衛門殿の勘定殘額を、蘇木五千斤の外六十貫九百三十三匁三分四分の一と算定したり、

生絲ノ値  
段

生絲ノ賣  
買

兩替賃  
なきて銀

夕方藤左衛門殿予を來訪し、彼に賣渡したる商品代金支拂に付いては、我等の出船に間に合ふ様、平戸に届くべきを以て、毫も懸念せざるべしと告げたり、  
三日、新曆十月十五日ニシテ、元和三年十月十五日ニ當ル予は大坂の九郎兵衛殿と賣買契約を結び、予が平戸到着の上、彼地にて未だ賣却せざる生絲の全部を、百斤に付き二貫百八十匁にて、彼に賣渡す事とし、予は今内金十貫目を受取り、生絲交付の際、一貫目に付き三、四匁の兩替賃を拂ひ、悉く良質のナギテ銀にて受取る事とせり、

平戸に赴く準備成りしかば、大坂の宿に贈物をなしたり、即旅宿の主人に、

暗青色大幅羅紗 一間四分ノ一

フスチャン織 三間

又彼の妻に、

黒繻子 一反 價四十匁

天鷲絨 坐蒲團用 一反

彼の子息に、

元和三年八月二十四日

六九五



元和三年八月二十四日

小幡ベルペトワン

三反

六九六

こつくす  
大坂ヲ出  
發ス

食料及び室代一貫目を拂ひ、僕婢に四十三匁に當る丁銀一枚、女中頭に二十匁を與へたり、ヲマン殿に四十三匁、シスケ殿に十匁を與へたり、家の子息等、予に酒二樽、牝鷄五羽を贈りたり、而して明朝洲を越す爲め、夜遅く傳法に至りしが、友人多數料理を携へて、同地迄同伴したり、同夜非常に遅く九郎兵衛殿來りて、丁銀十貫目と、百斤に付二貫百八十匁にて、今後賣渡の契約書二通を持參せり、右十貫目は内金にして、殘金は右交付の際支拂ふ筈なり、予はウイックカム君の婦ヲマン殿の爲め用ふべき二百目を、大坂の定宿の女主人より受取り、又ヲマン殿が、四年間彼女に奉公して後、自由となるべきウイックカム君の書付を受取りたり、四日、○新曆十月十四日ニシテ、元和三年十月十六日ニ當ル我等は、日出の一時前、大坂の洲を越え、本日は晝夜航程三十五リーグにして、今朝日出の頃室を距る五リーグの地に著したり、

五日、○新曆十月十五日ニシテ、元和三年十月十七日ニ當ル予はキャプテンアダムス宛一書を認め、彼のジャンク船の御朱印及び彼がジャンク船を賣却すべき最低價格を送らんことを求め、此書狀は、日出三時間前に、備後の鞆より陸送せり、次で出發して、本日晝夜にて日出前迄に十九リーグ進みて、備後の鞆より四リーグ過ぎたり、六日、○新曆十月十六日ニシテ、元和三年十月十八日ニ當ル我等は本日晝夜航程二十リーグにして、朝日出の際上關の手前十三リーグの地に達したり、七日、○新曆十月十七日ニシテ、元和三年十月十九日ニ當ル本日晝夜航程、日出迄二十一リーグなり、八日、○新曆十月十八日ニシテ、元和三年十月二十日ニ當ル我等は本日晝夜にて、日出迄二十三リーグ進み、向島と稱する地に投錨したり、後れて仁右衛門殿の乗りたる船も入港し、予を訪ふ旨を傳へしが、來らずして、夜中密に出帆したり、九日、○新曆十月十九日ニシテ、元和三年十月二十一日ニ當ル予は向(向島)にてキャプテンアダムス宛、仁右衛門殿の我等に對する處置及び前書と同事を報ずる一書を認め、最初に遭遇する船に託送することとせり、依て正午頃出帆し、北の風強きを以て、大に骨折り、夜に入りて下關に著し

下關著

元和三年八月二十四日

六九七



元和三年八月二十四日

六九八

たり我等は、本日十七リーグ進航、西の風吹き雨降るを以て、終夜同地に碇泊したり、

十日、○新曆二十日ニシテ、元和我等は天候不良の爲め、下關に滞在せり、

十一日、○新曆二十一日ニシテ、元和予は下關にて、ヲマン殿の二百目をウ

イツカム君に渡したり、

十二日、○新曆二十二日ニシテ、元和我等は午後下關を出發したり、陸上の

食事代八十一匁五分を、旅宿の主人に支拂ひたり、我等は日没に出帆し、日

出迄に二十五リーグ進みたり、

十三日、○新曆二十三日ニシテ、元和我等は餘儀なく平戸の手前二十七リ

ীগなるカタドマリと稱する博多の一村に入港したり、

予は同地にて、キャプテンアダムス宛、火薬六百又は八百斤を買ふ様書狀

を認めたり、

十四日、○新曆二十四日ニシテ、元和予は本日犢二頭を買ひ入れたり、二頭

の價合せて十五匁なり、

十五日、○新曆二十五日ニシテ、元和我等は今朝他船と共に、カタドマリを

犢ノ代

韓泊著

下關出發

名護屋著

出發し、風なきに依り漕ぎ進みしが、逆風になりしを以て、大に骨折り、晝夜十四リーグ進みて、翌朝名護屋に著したり、我等はカタドマリの旅宿の主

人に、宿賃三十五匁、彼の子供達には、上衣二枚を作る爲め、バローチ産のハ

ツカー一反を與へたり、

十六日、○新曆二十六日ニシテ、元和我等は名護屋に入港し、逆風の爲め、此

の日晝夜同地に滞留せり、

十七日、○新曆二十七日ニシテ、元和我等は名護屋を出發し、十三リーグ進

みて、正午頃平戸に歸著したり、旅宿の主人には、丁銀一枚を支拂ひたり、

我等到着するや、蘭船は砲十四五を發射し、我等の船アドバイスは、七發を

發射したり、間もなくオランダ司令官は、予にスペイン酒二瓶を贈り、アル

バルツスは來訪し挨拶を述べたり、平戸の紳士達は、大概予を來訪するか、

又は使を遣したり、

十八日、○新曆二十八日ニシテ、元和予はキャプテンアダムス宛書狀一通、彼

の旅宿の主人九郎兵衛殿宛一通を認め、我等が生絲、蘇木、及び毛皮、并に大

幅羅紗を悉く賣却したる事を報じ、生絲の賣渡を當に、金を送付せざる様、

毛皮

平戸著

元和三年八月二十四日

六九九



元和三年八月二十四日

七〇〇

右旅宿の主人に通知せん事を彼に依頼せり、予は又藤左衛門殿及び九右衛門殿宛書狀二通を認め、キャプテン・アダムスを急派せんことを求めたり、然らざれば金は船又はジャンク船出帆の間に合はざるべきが故なり、予はキャプテン・アダムス宛の書狀に封入したる札に、支那頭人が二三の友人に、アダムスのジャンク船買受の事を話したるが、何人も渡航免狀其他を添へ、十貫目以上支拂ふを欲せざる旨を書き送りたり、

平戸の王は人を遣し、予及び他の英國商人を明日晝餐に招待したり、

〔リチャルド・コックス日記〕

附録 (歐文材料第二十一號譯文)

一六一七年九月十二日 和三年八月二十三日ニ當ルテ、元附、リチャルド・

コックスより、ウイリヤム・ニールソン、及びジョン・オステルウイック

に贈りし書翰、

愛する友よ、

予の先便は、本月十日附、都發にして、予が同地到着を報ずるものなりしが、我等は、昨日同地より當伏見に著し、キャプテン・アダムス君も、此所に來會

こつくす  
伏見ニ著  
ス

英國商人  
ノ輸入品  
ノ鉛高價  
ノ幕府以  
テ英人ヨ  
リ購ハシ  
トス

せり、○中略、秀忠朝鮮來聘使節ヲ引見スルコ  
トニカ、ル、本月二十二日ノ條ニ收ム、

我等の特權が、従前通り擴張せられ、萬事満足なる解決を得る事は、大に有望なるが、予はその成行を知るまでは、事實を報ずる能はず、予は只事の如何に成行くべきかを聞ける大炊殿の祕書官より、激勵を得たるのみ、皇帝若し我等の特權を擴張せば、予は直に生絲、蘇木、毛皮、羅紗、水銀等の商品の送付を求むべし、オランダ人は、其暹羅鉛を六半と定めたるを以て、皇帝は之を斷り、少しも之に觸るゝを欲せず、我等の鉛を全部購入せんとす、オランダ人等は、ジョン・ヨーセンの口に依り、彼等の虐待を受けし事に付、平戸の殿に關して大に不平を訴へ、殿を無視して、敢て訪問せざりき、彼は我等も同様の行動に出づべしと疑へるものゝ如し、然れども予は熟慮の上、他の處置をなすを適當と考へたり、予は今後平戸にて、良好なる取扱を受くるを疑はず、右の事は祕せられよ、今後若し聞くことあらば、時々通知すべく、且つ出来るだけ急ぎ歸還すべし、依りて取り急ぎ君等を神に委す、

貴下等の親友

リチャルド・コックス

元和三年八月二十四日

七〇一



献上品ノ  
捧呈

元和三年八月二十四日

七〇二

本日我等の獻品を皇帝に捧げしが愉快なる容貌を以て、之を受納せられたり、○下略、朝廷、秀忠ノ希望セル稱號ヲ附與スベシト

一六一七年九月二十七日 ○新曆十月七日ニ當ル、元附、伏見發、リチャ  
ルド、コックスより、ウイリヤム、ニールソン、及びジョン、オステルウイ  
ックに贈りし書翰、

愛する友よ、

予は平戸出發以來、屢書狀を送りしが、貴下等よりは、予の同地出發の二日後、シーアドヴェンチュアー號の對馬到着を報せし二通以外、更に書狀を受領せず、而も爾來風向は常に順なりしを以て、音信なきは、予の怪訝に堪へざる所なり、

予等は、或は口頭を以て、或は歎願、即ち書面、寧ろ國王陛下より、皇帝に送りし書翰に依りて、予等の特權の擴張される様全力を盡したれども、結局予等は現狀の儘、即ち平戸及び長崎に對する特權を以て、満足するの止むなきに至れり、然も予が擴張を得んと熱心に努力せしを以て、顧問會は予が

あぢがえ  
んちあ  
一號對馬  
ニ到ル

特權擴張  
ノ歎願容  
レラレズ

顧問會

暹羅及ビ  
交趾支那  
ヘノ朱印  
狀下付

貨幣改鑄  
そも銀

棹銀

他國人以上の特權を望みたるを僭越なりとし、之を憤りたり、依りて予は、彼等が書翰を英國王陛下に贈り、此の如くしたる理由を述べて、予の責任を解かん事を請ひたり、然るに彼等は之を拒絶し、他國人と同様の扱にて、我等も満足することを得べく、若し我等之を好まずば、望に任せ、歸國するも可なりと云へり、依りて予は、今暹羅及び交趾支那への御朱印を受け、皇帝の指令を得る爲に滞留せるが、三四日内に結了すべしと信ず、次で予は商賣をなし得べきや否やを見ん爲め、都に行き、又同一目的の爲め大坂及び堺に行き、且携帯すべき銀を得べきや否やを調査せんとす、然せざれば船に間に合はざるべし、予は大坂を發し、平戸に向ふまで、今後十五日又は二十日を要すべし、依りて其間に、其地に在る商品を賣却する様全力を盡し、現金を得る要あるに付、決して瑣事に拘泥すべからず、

若し出來得可くば、鉛代金は貨幣鑄造人の手に依り、鎔解したるソモ銀の、皇帝の印章を捺したるものにて受取るを可とす、然する時は、安全に通用すべし、或は又出來得可くば、鎔解して、棹錫の如き棹となすも可なり、但長さは其半とし、レアル貨と同質とすべし、此は予がバントタンより通知せら

元和三年八月二十四日

七〇三



元和三年八月二十四日

七〇四

れし事なり、○中略、コト、島津家久、五島盛利等、歸國ノコト等ニカ、ル、本月二十三日ノ條ニ收ム、

大坂城は、過ぐる戦亂中に破壊せられたる堺附近の一寺院と共に、新に築造せらるべし、而して費用は、全部皇帝の負擔とす、但人夫は四國の殿達之を供給し、皇帝之に給料を支拂ひ、工事を遂行するに當りて、庶民に迷惑を懸けざるべし、○中略、秀忠、物ヲ朝鮮來聘使ニ贈ル、右は目下予の知る一切なり、依りて貴下を神に委ねて、

常に貴下等の親友たる、

神の爲め火に注意し、且予の鳩と魚を忘るべからず、予が男女の友人一同に宜しく傳へられたし、

一六一七年十月一日 和○新曆十月十一日ニ當ル、元附、伏見發、リチャル

ド、コックスより、ウイリヤム、ニールソン及びジョン、オステル、ウイツクに贈りし書翰、

愛する友よ、

我等の特權に關する面倒と、又昨日平戸と共に長崎を記入し、皇帝の印を得るまでの骨折何程なりしか、貴下等は信せざるべし、然るに其手交せらるゝ以前に異議を唱ふる者あり、依て長崎は再び削除せられ、事態は從前の如し、併し今朝予は再びキャプテン、アダムスを遣はして、平戸の殿より虐待されたる時の退去地とし、又一緒に生活するを欲せざる蘭人を避くる爲め、五島及び薩摩を寄港地に加へんことを請はしめたり、但彼等が之を許可するや否やは知らず、我等は彼等の與ふる特權を甘受するか、又は何も得ざるも忍ぶか、ホヂソンの撰擇をなさざるべからず、彼等は皇帝の去るまで、彼は明日出發の噂あり、予等を引張り、此の如くして、彼等に隨ひて、江戸に赴かしめんとするにあらずやと疑はる、然れども予は寧ろ萬事を放擲して、平戸に歸らんと欲す、予は貴下等に告ぐ、彼等の處置を見て嘔吐を催し、予の益となるべき肉一片も食する能はずして、之を食すれば直に吐出す、若し神意ならば、予をして直に此國を去らしめ給はんことを祈る、ウイッカム君及びキャプテン、アダムスも亦健康ならず、尙予の伴ひ來

元和三年八月二十四日

七〇五



元和三年八月二十四日

七〇六

りし人々も右衛門之フアチマンの外は皆病み、リチャルドキングも亦此數に加はりたり、

本月二日まで留置、

先月八日及び九日附、平戸發の貴下等の書狀は、昨夜御朱印と共に著きたり、其來りしは時機を得たり、頻に求められたるを以て、予は即時之を宮廷に送りたり、此の如くして予等は御朱印を下付せられたるも、特權は昨年ノ不許可の如し、ワリー、ワリー、ワリー、イナラ國語ン、

貴下等の親友

リチャルド・コックス

願くは、藤左衛門殿、我等の商品を多量に購入し、予が當地を去るまで、其地に滞在し、依て予をして、其地にて、又當地にて、彼と面會して、決算をなすこと能はざるに至らしむるの策を弄することなからん事を祈る、予は仁右衛門殿に付ても、同様の懸念を有す、

一六一八年二月十五日○新曆二月十五日ニシテ、元和四年二月十五日ニ當ル、附、平戸發、リチャル

支那トノ  
貿易開カ  
ラル、ニア  
本ニバ、日  
ナニ、商館  
シ、維持ナ  
ル、價値ナ

ド・コックスより、東印度商社に贈りし書翰の一節、

予は支那との貿易開かるゝにあらずば、日本に商館を維持する價值なしとの貴下の意見に賛成す、予は本年も亦、ウイッカム君とウイリヤム・アダムス君を伴ひて宮廷に到り、昨年上野殿及び大炊殿が予に有望なりと傳へし我等の特權の擴張を得んことを期したり、予は陛下よりとして、贈物を皇帝に捧げしが、其内スミス夫人より販賣の爲め送られし手袋、半手套、鏡、其他銀製器具、入評價四十マルクの手文庫あり、又日本の風に従ひ、商船の爲め、別に贈物を獻じたり、此等獻上品は、快く受納せられ、種々挨拶の言葉を賜はりたり、然れども結局我等は、他の諸外國人同様の特權を有するを以て、満足することを得べく、若し貿易を満足なりとせずば、何時にても、去りて、他の地に於て、優良なる貿易を求むべしとの返答を得たり、依て予が書翰及び贈物を奉呈せしことを認められん爲め、英國王陛下より受取りし書翰の返書を得んことを願ひたり、然るに書翰は、彼の父なる先帝大御所様に宛てしものにして、日本人間には、死人の書翰に返答を送るを不吉なりとすとの返答を得たり、予は彼等が、我等の、宣教師即ち伴天連と親

元和三年八月二十四日

七〇七



交ありと氣遣ふ必要なしと辯せしが、彼等は答へて、其は同一にして、要するに皇帝は、外國人よりも、其臣下が商品を上方に持來りて、利益を得るを欲すと語れり、今や予が豫て懸念せし如く、富裕なる金貸仲間が、我等に對して此宣告を得たるものにして、彼等は毎年長崎及び當地に來り、媽港のカラク船にて積來れる貨物は、悉く〔彼等の所謂〕バンカド即卸賣法にて購入するを常とせり、ポルトガル人は、我等の如き特權を有せず、一時風期間貿易を營むのみなるを以て、必ず賣却し終らざるべからず、

○幕府、明國以外ノ商船ノ、長崎、平戸ノ外ニ寄港スルヲ禁ズルコトニ、年八月八日ノ條ニ、英國商船ノ、平戸以外ノ貿易ヲ禁ズルコト、同年八月十九日ノ條ニ見ユ、

二十六日<sup>午</sup>、上皇ノ御病革ルニ依リテ、院御所ニ行幸アラセラル、是日、上皇崩ジ給フ、

〔公卿補任〕<sup>五</sup> 八月廿六日、午刻崩御、御追號後陽成院、

〔中院通村日記〕<sup>一</sup> 八月廿六日、<sup>午</sup>晴、巳刻仙洞崩御、<sup>○</sup>中略、御發病諸社御日、<sup>ニ</sup>カ、<sup>ル</sup>、<sup>本</sup>月五日、<sup>十二</sup>條、<sup>ニ</sup>收、<sup>ム</sup>、本道外科雖盡治療、晝終以崩御、群臣悲淚更以難押、

御歲四十七、可悲可惜、和漢御才弱、四海、爲公私如火滅、<sup>○</sup>中略、<sup>ト</sup>ニカ、<sup>ハ</sup>ル、<sup>本</sup>月

十六日ノ條ニ收ム、

天皇ト御對顏

昨日廿五日夜、<sup>廿六日</sup>寅刻許御絶入、<sup>去</sup>二十三日<sup>晚</sup>御絶、<sup>暫</sup>又令取直給、至此主上推而行幸、<sup>假</sup>廊厦堅固密々之行幸也、仍御供奉宣衡、<sup>御</sup>一人云々、<sup>女</sup>御中

被仰入仙洞、主上令取於仙洞御手給、無御言語、只令流御涙給許也云々、<sup>少</sup>時

天皇自ヲ御藥ヲ進メ給フ、上皇常御所へ徒リ給フ

令取御氣付藥於進給仙洞仰云、主上ヲ不令御覽得給云々、<sup>此</sup>次右府<sup>信</sup>尋<sup>三</sup>、<sup>御</sup>一<sup>條</sup>大納言、<sup>御</sup>大<sup>聖</sup>寺殿、<sup>女</sup>三<sup>宮</sup>等、<sup>頃</sup>之仙洞可有別御殿行幸之由被仰于主上、則常御所

刻、有御辭世、

憂秋之虫乃鳴音能哀乎母今身之上余限止曾思フ

御發句

月乎老戸成末天愛志浮世哉

御口被仰聞云々、<sup>式</sup>部卿宮、<sup>聖</sup>門主、<sup>曼</sup>門主等爲御談合、可令引直給之由仰云々、

右後聞之分、後日記之、定僻事耳歟、此中日々數ケ度爲御見舞被進御使、予、<sup>季</sup>

勅使ナシテ上皇ヲ

御辭世



見舞ハシ  
メ給フ

元和三年八月二十六日

七一〇

御北首ノ  
儀

吉朝臣、永慶朝臣、公福等交々爲御使、依爲御不和、申入於女院、此中仙洞於御會間御幸日夜給御午下刻許、内之衆四辻宰相中將、季繼予、永慶朝臣等參内、以女孀申入於長橋局、四五人宛候番衆所可然之由返答也、仍各宿番所加番衆十人許歟、廿七日又有加番、廿八日予、永慶朝臣、顯成朝臣參内、加番無用之由有之間、各退出、其後無加番、未刻計有御北首之儀、三條中納言、實有等被候之云々、

〔元和三年文月之記〕

○上略、御發病ノコトニカ下ノ六日のありつた、御こ

ちりつけさせく、りくときこへさせ給てつへうけ給ぬ、

憂秋の虫乃鳴音此あそれをも今身の上は限とぞ思ふ

月を老とあるまでめてしうき世の取

かへよさふらぬ人々まで、くれまとふ心ちして、感涙にきへを侍しよ、や  
ゝ玄のし有く、御こゝち玄つまを給ひぬ、主上御りおしとにへ給ひまし  
て、梯をさし御玄のひの行幸ありぬ、國母も立そひておはしまま、御枕よ  
さふらぬ女中達、りくと申さるゝよ、こはいりよゝゝ慮外ある所へとあり  
て、御目もあきありら、みへさせ給はぬよしの給ふ、上よも御手つりら御藥

御忍ビノ  
行幸

崩御

を御口へ入させ給ふ、又御ともの人、何事よても、御心よお得しめす事  
承、御心たいらりあらしめんと申はるゝよ、今は何事も仰あらん事もあし  
せりりたこへさせまふ、有く、廊の邊まで還御あし奉る、御あとい  
く、聊爾ある所よいり、つねの御所乃御帳のまへふしの間乃りよお  
まし奉れと、こはく、空仰たこゆ、ちりき比の、何ぞ哉らん、御うと、しき  
やうかれと、おんあいの道程りあまき事、高も賤もあらぬからひ也、その  
ゝち、宮々達のこらまちりつけ奉るよ、各おたのゝ、玄り給ふ事、きく人、心あ  
た者ありとも、あわれとまさりぬへし、夜漸明行の、御湯あたまいりて、おこ  
さらせ給ふ、未刻のりりよ、御いきあらくみへさせ給ふよ、又上よもおとろ  
たをさらせ給ふまゝに、宮の御方達も皆まいり給ふ、さてしもあるへき事  
あらねの、還御あし奉る、宮達をも皆をくりいさして、玄のしり程、御あ  
さりちりたとちのりり候ぬ、下官、御手を給りて、御氣色をうかゝひ奉るよ、  
やゝ玄のらく有て、ねふりましまするうよして、まゝと引入せ給ぬ、御  
とし四十七歳の秋乃露と消給とん事、おもひよらばる事あり、上達部殿上  
人くれまとふこゝちして、みあわらとあきをしつゝふし玄つみ、あけきお

元和三年八月二十六日

七一



しと奉る事いさなりふあし、さてしをあらねの、御之とねをしよせ、おこし奉りて、かふへ、まをきぬ、○下略、御葬儀ノコトニカ、九月二十日ノ條ニ收ム、

〔後陽成院御凶事記〕

元和第三年八月廿六日、院崩御、後陽成院

御枕直  
御入棺

一御北首之支アリ、行事正親町三條中納言杯不奉歟、追而可尋、御衣御枕、爲北西面也、  
一御入棺支、僧沙汰云々、  
一御膳事、陪膳藏人頭歟、今度此義無沙汰、追而可尋、

〔孝亮宿禰日次記〕

五

八月廿六日、戊午、晴、今日巳刻院崩御、御四十即馳參

院御所、諸家各祇候、依御腫物御不例云々、○中略、御製ノコトニカ、ル、中院通村日記ニ同シ、

光物、旗雲等現云々、

廿七日、己未、晴、就院崩御、大樹御使大澤被參云々、板倉伊州祇候關白殿、是就院崩御之事、自將軍被仰入之事等有之云々、

〔弘誓院亮記〕

一

八月廿六日、戊午晴、午尅院崩御、春秋御四十七歲、自去七月四日御不例、御腫物也、諒關

御追號後陽成院、

〔義演准后日記〕

二十

八月廿六日、晴、○中略院午刻崩御、御歳四十七、俄出京、

秀忠大澤  
基宿チシ  
テ天機チ  
候セシム

崩御ニ依  
リテ土御  
門泰重祭  
事ヲ停ム

禁裏長橋局へ申入、女院并女御、管七親王八條宮、并近衛殿、信尋一條殿、竹内門跡、女三宮以下御門マテ輿を寄、御弔申入了、

九月二日、晴、仙洞泉涌寺御幸來廿日云々、今日御沐浴云々、

仙院御製愁秋ノ虫ノ鳴音ノ哀ヲモ今身ノ上ニカキルトソ思フ、御五文字ヲ取テ、予哀傷發句、ウキ秋ノ夢ヲ告來ル夕哉、松橋僧正脇、露ニシツメルユカノ虫ノ音、

〔土御門泰重卿記〕

二

八月廿六日、戊午、晴、朝日拜、行事一座、祭文十二座、只

今檜物屋より折櫃十二合出來申候、此代銀子十五貫文也、明日散祭之用意ニ、馬又人料足十六貫、文院カ大工あと用意仕候、午過ニ崩御之由申來候間、虛實相尋遣候へ、必定之由承及、何共迷惑千萬不過之候、萬事相止、壇上トリヲキ、今晚黄昏ニ成院參、御容御改候を一目をゐ、退出申候、女院御所國母御所、禁中、何とも申上候へんやうも無之候由申入、退出申候、

廿七日、己未、晴、院參之衆、今日より院御所へ御番仕候、

廿八日、庚申、家君御番、○中略及黄昏、一條殿へ致祇候候内、從國母様召候、すく

ふ致祇候、御庚申御とき可申候處、御客人御座候故、退出申候、晚ニ雨降、



泰重御祈  
禱ノ上コ  
カヲシコ  
ノ女御近  
衛氏ニ謝

元和三年八月二十六日

七一四

廿九日、辛酉、院御所御番、清閑寺宰相(共房)轉法輪殿御方、予三人相番也、晴、  
九月一日、癸亥、晴天、國母様、一條殿へ御禮ニスり候、政所殿雲松院へ參候、  
又國母様今度御祈禱、何之無詮御事ニて迷惑仕候、併無面目仕合御座候、然  
者銀子、御道具等相殘候分、返上仕度之由申候へ共、中ノりやうの事を、  
禁中へ被仰入候御使もニせられぬ御事候條、手前ニえきと存、申事候ハ  
、女院御所帥御つテへ可申入之由仰候條、則申入候也、りやうハ御事申  
入候事、上古も今も不承及候へ共、此度過分祭料、又本ニ散祭いハし不申候  
故、一分ハ分別ニて如此申入候也、  
三日、乙丑、晴、仙洞御番家君代參候、  
四日、丙寅、晴、仙洞御番家君代御參候、予禁中御番家君代參候、  
六日、戊辰、晴、炙四百ニすへ申候、晚、女院御所様、帥御つテへ、先日申入候御返  
事承ニ參候、別義無之候、何トそ御取候ハん事、ゆメく、無之候由被仰候、入  
夜雨洒候也、  
八日、庚午、晴、院御所御番家君代ニ予參候、  
九日、辛未、晴、國母様御禮致祇候、禁中御番ニ參候、家君ハ予代ニ院御所へ御

參候、

十三日、乙亥、晴、院御所御番、○下略、秀忠歸府ノコトニカ  
ル、九月十三日ノ條ニ收ム  
十四日、丙子、晴、禁中御番、予朝參、院御所へ予代ニ家公御參候、晚ニ院御所  
へ予參候、禁中へハ西園寺中將殿番代御參也、晴時雨氣、入夜雨降畢、從一條  
殿御書頂戴也、

十八日、庚辰、晴、院御所御番、予家公代參候、

〔鹿苑日録〕二十 八月廿六日、仙洞今日午刻崩御、晚來到八條殿御門外、伸

仙洞崩御弔禮、到竹裡御門跡、伸弔禮、到大覺御門跡、又伸弔禮、○下略

〔慈性日記〕一 八月廿六日、○中略院ノ御所、今日午ノ刻崩御ノ由、御歲四十

七、○下略

〔無窮記〕

陽光院太上天皇

後陽成天皇 元龜二年十二月十五日生、諱周仁、御母新上東門院、准后天正十  
四年十一月即位、治廿五年、元和三年八月廿六日崩、性英明、強直、

有大志

〔本朝皇胤紹運錄〕

元和三年八月二十六日

七一五

御系統  
英明強直  
ニシテ大  
志アラセ



元和三年八月二十六日

第七百七  
正親町院

陽光院

第八百八  
後陽成院 母新和仁後改周仁治廿五年(右ノ)秀公女

元龜二十二十五降誕天正十二正十五爲親王同十四九廿御元服同十一  
七受禪同月廿五即位元和三八廿六崩於仙洞(四十)同九月廿日奉葬泉涌  
寺

〔續本朝皇胤紹運錄〕

後陽成院

皇子女

仁和寺 覺深法親王 母一品俗名良仁任助法親王資 中山權大納言親綱卿女

疊華院 皇女 母中和門院藤前子近衛前關白前久公女

梶井 承快法親王 母无品俗名幸勝最胤法親王資

清子內親王 母准三后鷹司關白信尙公室教平公母

皇女 母同 大聖寺 皇女 母法名惠仙還俗號東御所

第九百九  
後水尾院 母諱政仁治十八年

皇女 母同 近衛 藤信尋 母三藏院關白信尹公養子

大覺寺 尊性法親王 母二品俗名每敦法務東寺長者義性法親王資 卿女

妙法院 堯然法親王 母二品俗名常嘉天台座主常胤法親王資 基孝卿女

高松殿 好仁親王 母无品彈正元名濟祐聖護院御附弟

知恩院 良純法親王 母二品典侍源具子庭田大納言重通卿女

一條 藤昭良 母兼退淨心院關白內基公養子

貞子內親王 母二條攝政康通公室攝政光平公母

一乘院 尊覺法親王 母二品興福清水兩寺別當大僧正尊政資

大聖寺 皇女 母法名永崇號東御所 相時慶卿女

皇女 母同

皇女 母三位局古市播磨守胤榮女

聖護院 道晃法親王 母二品園城寺長吏三山檢校後移照高院道勝法親王資

照高院 道周法親王 母土左局春日神主大中臣時廣女

皇女 母三位局

元和三年八月二十六日



元和三年八月二十六日

七二八

光昭院 皇女 法名尊嚴後改尊清 中納言賴宣卿女  
母目々典侍葉室權  
熨井 慈胤 法親王 二品天台座主 承快法親王資  
光昭院 皇女 母中和門院

〔皇年代私記〕

御事蹟

後陽成院 諱和仁、改周仁、贈正親町院第一皇子、○中略、實陽光院贈太上天皇子、ル、  
母新上東門院、贈左府晴右公女、  
在位廿五年

元龜二年十二月十五日降誕、天正十四年九月十七日爲親王、十六、同月廿  
日御元服、十六、加冠、關白秀理髮、頭辨充、同年十一月七日受禪、十六、同月廿  
五日即位、同十八年內裏造畢、同年十二月廿六日夜遷幸、同月廿八日亥時  
內侍所渡御新殿、慶長十六年三月廿七日讓位、同四月七日太上天皇尊號、  
元和三年八月廿六日崩於洞宮、七十、同九月廿午、日奉葬泉湧寺、翌朝奉納  
御骨於深草法華堂、奉號後陽成院、

〔續史愚抄〕

五十一 後陽成院上  
御政務 主上 後陽成院

皇居土御門里內

院 正親町院 文祿二年正月五日崩

仙洞下御所 後代御院 院 以此地號櫻町殿

後陽成院

陽光院 儲皇三品誠仁親王、第一王、  
被贈太上天皇尊號

母新上東門院晴子 贈左大臣晴右女

正親町院御養子也、皇孫

元龜二年十二月十五日

天正十四年七月廿四日

同年九月十七日

同日

同月二十日

同年十一月七日

元和三年八月二十六日

佛滅日ニ  
依リテ御  
誕生日ヲ  
改メ給フ

誕生、號茶地丸、實者二月十五日

陽光院崩

立親王、御年十六、御名字  
和仁、後被改周仁、

敍二品、直敍

元服、

受禪、雖陽光院一莽中、無諒闇  
沙汰、是爲院御養子故云

七一九



元和三年八月二十六日

七二〇

〔續史愚抄〕

五十二 後陽成院下

主上

後陽成院

皇居士御門里内

〔續史愚抄〕

五十三 後水尾院上

後爲御政務  
主上

後水尾院

略 中

御政務  
院

後陽成院


元和三年八月廿六日崩

仙洞下御所

至後代號  
櫻町殿地

○上皇妙心寺玄興南ヲ召見シ給フコト、慶長九年五月三日、玄興寂ス  
 ル條ニ、最胤法親王、山科言緒等ノ和歌御添削ノコト、同十七年正月十  
 九日、和歌御會始ノ條ニ、高野山文殊院勢譽ヲ召シ給ヘドモ其固辭ス  
 ルコト、同年三月二十日、勢譽寂スル條ニ、伊勢物語ヲ講ジ給ヒ、又西洞  
 院時直ニ、伊勢物語切紙口訣ヲ、同時慶ニ、古今和歌集口訣ヲ授ケ給フ  
 コト、同十九年四月九日ノ條ニ、歌道ニ通ジ給フコト、同年五月二十八  
 日、院御所連歌御會ノ條ニ、古今和歌集御會讀ノコト、元和元年四月五





後醍醐天皇御肖像  
京都廬山寺所藏

原寸  
縦〇・五三〇  
横〇・九六〇

ル條ニ、最胤法親王、山  
九日、和歌御會始ノ條  
ルコト、同年三月二十  
院時直ニ、伊勢物語切  
コト、同十九年四月九  
日、院御所連歌御會ノ





東京葛西印刷社製版

寺所  
第...  
...

九日、和歌御會始ノ條ニ、高野山文殊院勢譽ヲ召シ給ヘドモ其固辭ス  
ルコト、同年三月二十日、勢譽寂スル條ニ、伊勢物語ヲ講ジ給ヒ、又西洞  
院時直ニ、伊勢物語切紙口訣ヲ、同時慶ニ、古今和歌集口訣ヲ授ケ給フ  
コト、同十九年四月九日ノ條ニ、歌道ニ通ジ給フコト、同年五月二十八  
日、院御所連歌御會ノ條ニ、古今和歌集御會讀ノコト、元和元年四月五





後陽成天皇御畫像  
京都廬山寺所藏

原寸

縦 〇・九六四  
横 〇・五三〇



原寸

縦〇・九六四  
横〇・五三〇



版製社刷印眞寫京東

元和元年四月五日  
伊勢物語ヲ講シ給ヒ又西洞  
古今和歌集口訣ヲ授ケ給フ  
同年五月二十八日  
元和元年四月五日  
伊勢物語ヲ講シ給ヒ又西洞  
古今和歌集口訣ヲ授ケ給フ  
同年五月二十八日  
元和元年四月五日



御自署及  
御花押

日ノ條ニ、未來記雨中吟抄ヲ講ジ給フコト、同二年八月二十四日ノ條  
ニ見ユ、

〔参考〕

○以下御自署、御花押、御印章等ノコトニカ、ル、

〔花押彙纂〕

天皇族之部 後陽成天皇

園仁

○田中好謙氏所藏文書（伊勢  
震翰懷紙

元和三年八月二十六日

七二一



元和三年八月二十六日

法華真經緣和仁 廿七才

○實相院文書(山城)  
假名文字遺慶長二  
稔孟春下泮御與書

七二二

雅齋

○猪熊信男氏所藏文書(山城)  
宸翰懷紙

龍

○曼殊院文書(山城)  
瓦恕法親王宛宸翰

龍

○同上

元和三年八月二十六日

七二三



元和三年八月二十六日

○同上

○同上

七二四

元和三年八月二十六日

○同上

二月一日良恕法親王宛宸翰

○聖護院文書(山城)  
十月二十日宸翰

七二五



元和三年八月二十六日

○曼殊院文書(山城)  
十月二十日良恕法親王宛宸翰

○同上  
四月二十一日良恕法親王宛宸翰

七二六

元和三年八月二十六日

○同上  
十二月二十七日良恕法親王宛宸翰

○勸修寺文書(山城)  
閏二月七日勸修寺光豐宛宸翰

七二七



元和三年八月二十六日



○同上  
勸修寺光豐宛宸翰

七二八



○同上  
二月二日勸修寺光豐宛宸翰

元和三年八月二十六日



○曼殊院文書(山懸)  
七月廿九日良恕法親王宛宸翰

七二九



元和三年八月二十六日

馬 見

○東福寺文書(山城)  
慶長十七年秋義楚六帖御與書

○京都御所東山御文庫記錄(山城)  
元和三年七月十七日蘇合香御許狀

七三〇

元和三年八月二十六日

馬 爲

○青蓮院文書(山城)  
慶長元年閏七月十七日尊純法親王宛宸翰

○曼殊院文書(山城)  
良恕法親王宛宸翰

七三一



元和三年八月二十六日

七三二

宸 翰

○京都御所東山御文庫記錄(山城)  
慶長十五年十月十七日勅封

○曼殊院文書(山城)  
季秋十四日覺圓親王宛宸翰

○同上

○桂春院文書(山城)  
宸筆御和歌

○實相院文書(山城)  
假名文字遣慶長二稔孟春下澣御與書

御印章

〔印章彙纂〕

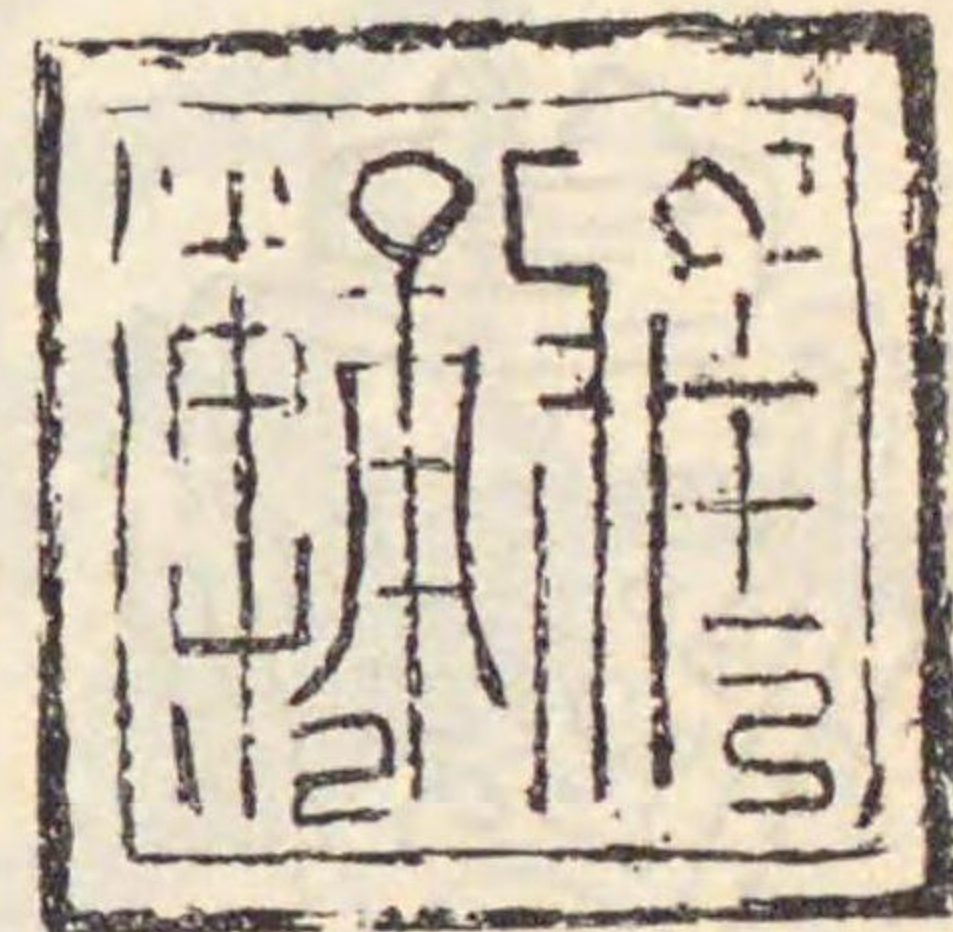
後陽成天皇



元和三年八月二十六日

七三三





○同上



○京都御所東山御文庫記録  
慶長十九年八月九日伊勢物語御傳授書

○以下侍讀、御師範等ノコトニカ、ル、

〔京都帝國大學所藏文書〕

謹勘申御師範例略○中

後陽成院

清原國賢  
清原秀賢

舟橋國賢  
同秀賢御  
侍讀トナ  
ル

右粗注進如件、

寛永十八年十一月廿七日

左大史小槻忠利

〔舟橋家譜〕

國賢

三朝侍讀○正親町後水尾  
天皇ノ條略ス

後陽成天皇

天正七年十二月廿三日始

天皇御年九、

秀賢

二朝侍讀○後水尾天  
皇ノ條略ス

後陽成天皇

〔飛鳥井家譜〕

正二位大納言雅春

後陽成帝被召蹴鞠御師範、

〔諸家人物誌〕

上 三宅亡羊 名ハ島寄齋ト號ス、泉州ノ人、少時四方ニ游

學シ、常ノ師ナシ、惺窩先生ヲ友トシ、洛ニ教授ス、餘暇茶香ヲ以テ樂地トス、

元和三年八月二十六日

七三五

飛鳥井雅  
春蹴鞠御  
師範トナ  
ル



三宅寄齋  
ヲシテ書  
メ給フ

元和三三年八月二十六日

七三六

布衣ニシテ、後陽成帝ニ侍講シ、段匹名香ヲ賜ル、卒ル年七十歳、  
〔先哲叢談後編〕一 三宅寄齋 名島字亡羊、號江南、野水翁、  
寄齋以久教授輦轂下、唱道於縉紳之間、學博行修、領袖乎後進、聲高于一時、竟  
達叡聞、後陽成上皇、後水尾天皇、皆有內旨、辟講經於便殿、屢備顧問、寵遇優渥、  
得以布衣、升與公卿列于禁闈、又有器財名香之賜、人皆榮之、

〔延寶傳燈錄〕

三十五  
聖帝聖后

後陽成皇帝諱周仁、陽光帝子、母藤氏、  
十四年即位、召南北（北）與、問直指旨、與舉即心即佛公案、以答御問、帝萬機之暇、提  
撕嚴緊、果徹祖意、賜與師號、宸翰曰、朕迎南化禪師入內、參得即心即佛公案、全  
得大機大用、不堪叡感、特以報德、酌恩、帝在位二十年、元和三三年八月廿六日崩、  
御算四十七、

玄興ニ禪  
ヲ學ビ給

〔龍寶山大德寺誌〕

乾山外志

宗園ニ禪  
門ノ大意  
ヲ學ビ給

後陽成上皇諱周仁、陽光院第一皇子、正親町帝御孫、屢召春屋和尚、咨詢禪門  
大意、特賜大寶圓鑑國師之號、

〔勸修寺文書〕

城〇山

〇以下、御内儀ニ關スルコトニカ、ル、

新上東門  
院ニ針療  
ヲ勸メ給

とりの女院事の外御嫌（きらひ）よて候へ共、あふりの玄（う）とも談合候て、御申入  
えりるへく候、長徳院針（はり）いり候、ん哉思ひより候間如此候、針博士（はり）と御  
入候て、百官の内よと御入候、と、

十一月十一日

勸中卿

〔御花押〕〇コノ文書ハ、宸翰ニカ、ル、

〔勸修寺文書〕

城〇山

〇以下、朝儀ニ關スルコトニカ、ル、

今度大將二人入申候、然者右大將江戶將軍にて候間、如何可有候哉、此儀板  
倉急度内談候て、返答可承候、それよよりて事外分別有之事よて候也、  
六年三月二十一日、權大納言  
西園寺實益、右大將ニ任ズ、  
〔慶長十五年〕  
閏二月七日

閏二月七日

勸中卿

〔御花押〕〇コノ文書ハ、宸翰ニカ、ル、下同シ、

仙洞行幸  
ニ就キテ  
御諮詢

今度仙洞行幸ニ、  
一圍司奏

元和三三年八月二十六日

七三七



元和三年八月二十六日

七三八

一 鈴奏

右兩條有之歟無之歟、關白に尋候而可給候、朕作法分別有之事候、又關白(九條忠實カ)、  
笏ヲ被<sup>ナラ</sup>候義モ有之事也、行幸之時、朕手前之作法、如法度分別申候、各能々  
無相違様ニ談合可然候、

一 御綱

一 太麻

右兩條之有無聞置度候、五攝家之談合、肝用(要)にて候也、

(慶長十七年カ)  
三月十九日

勸中卿

(御花押)

朝儀ニ就  
キテノ御  
指揮

一 清涼殿之内、後房之間可然歟、則方指圖有之也、  
一 紫宸殿之南庭、即位之時、轟等立置處、有地禮可然歟、是又指圖所持也、承明  
門如何、見拾芥抄、  
一 雨儀用意、宜陽殿壇上、其外檐下等、行公事公卿、評定肝要也、  
一 弓場殿可然歟、其故者、雨儀之陣義、事調而可宜歟、

東宮饗膳  
手長等ニ  
就キテノ  
御諮詢

一 四方拜雨雪霏々之時、長橋之下狹少也、其覺悟專一歟、  
一 白馬節會、北陣之處可有用意歟、  
一 春輿殿程遠者、神樂之時、假打橋、每度勞而功有間敷歟、○コノ宸翰ハ勸修寺光豐ニ賜ヘルモ  
ルノニカ、  
ル、下同シ、

不審

一 東宮饗膳手長、誰人哉と披露之義、先例有之哉、  
一 宣命之内、政仁ト候處、某親王ト可有之由、奏聞、是者舊記ニ、姓尸某朝臣ナ  
ト、アリ、又某親王ナト、アルヲ、陣ニテモ某親王トアル由、先例之事、  
一 同宣命之草ニ日付ナキ由、不審、清書ニハ、朕日付申、口傳モ有之事、先例如  
何、

近衛信尹  
ニ對スル  
御批評

一 近衛前關白、諸太夫ナト、東宮ノ非藏人ニ、卅日餘、鶴退程ノ義所存之由、沙  
汰之限ニテ候、惣別近衛前關白不有職ヲ、隨分朕カ指南ヲ以テ、諸公事參  
勤ノ恩ヲモ忘ラレ、種々ノ狂氣ナル御申、人ニテナキ事、  
一 二條前關白ノ御申モ、每度違ヲ奏聞候間、急難用事、

二條昭實  
ニ對スル  
御批評

元和三年八月二十六日

七三九



元和三年八月二十六日

七四〇

北面ノ輩  
ノ衣裳ニ  
就キテノ  
御諮詢

急度申候、北面之輩共衣裳之義尋候、我等者何とも無分別候間、各穿鑿候、其上一昨日中院事外最肩口（肩口）よて候つる間、憑候りと推量申候、沙汰之限よて候、さゝさへよて候よ、中く我等りやうある不有職者、無覺悟候、其分別肝要候、りしく、

（瑞雲寺）  
右大辨宰相殿

雅輔

〔曼殊院文書〕

城〇山

此狀火中、

山門之義ニ付、急度御談合申事候間、何様之御隙入候共、早々御參奉待候、新宮先刻伺候よて候也、

二月廿九日

竹門

雅輔ニカ、ノ文書ハ宸翰  
ル、下同シ

門跡衆ノ  
知行

門跡衆知行之事ニつきて、御談合申度事候間、唯今之程ニ御參候へく候、從内府申來子細と、先以可然義候間、御心安りるへく候、と。

出世衆ノ  
參内

一簡謹而以頂載仕候、仍而出世衆參内之義、持明黃門（持明）ニ御尋候由、尤ニ存候、隔簾候て馬道よて對面候由承候、左様（左様）ありさうある御事にて候、何後皆々々談合申候て、其上よて申し候へく候、講談等者別義之由、是又尤ニ候、將又照門（照門）今日之參内決定にて候、隙入早筆之段、赤面申候、りしく、

竹門

竹門回鳳

雅輔

青蓮院尊  
純法親王  
官位ノコ  
トニ就キ  
舊例勘進

青蓮院官位御申ニ付、舊例勘進よて候、あまり是ハ上古之例候哉、法中ノ様躰不案内ニ候間、御異見頼入候、可然時分あらハ返事可申候、法度次第よて候也、

孟秋廿

竹門

（御花押）

〔京都御所東山御文庫記録〕

九番 十

元和三年八月二十六日

七四一